

平成 2 1 年

第 2 回美濃市議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 3 日 開会

平成 2 1 年 3 月 2 3 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成21年第2回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成21年度施政方針並びに予算編成方針	4
休憩	22
再開	22
議案の上程	23
議案の説明	
議第4号(副市長 太田松雄君)	23
休憩	27
再開	28
議第5号・議第6号・議第7号・議第11号・議第12号・議第16号・議第17号 議第18号・議第22号・議第23号・議第31号・議第32号・議第33号・議第34号 (民生部長 川野 純君)	28
議第8号・議第9号・議第10号・議第14号・議第19号・議第20号・議第21号 議第25号・議第40号(建設部参事兼上下水道課長 丸茂 勝君)	39
休憩	45
再開	45
議第13号・議第24号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	45
議第15号・議第41号(総務部長 加納和喜君)	47
議第26号・議第27号・議第28号・議第29号(秘書課長 古田則行君)	49
議第30号(選管・監査事務局長 古田 満君)	50
議第35号・議第36号・議第37号(産業振興課長 宮西泰博君)	51
議第38号・議第39号(教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君)	52
議第44号・議第45号(建設部長 平林 泉君)	53
議案の上程	54

議案の説明

議第42号・議第43号（市長 石川道政君）	54
休憩	55
再開	55
質疑	55
委員会付託省略（議第42号・議第43号）	55
討論	55
議案の採決	56
休会期間の決定	56
散会の宣告	56
会議録署名議員	57

第 2 号（3月13日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	60
欠席議員	60
説明のため出席した者	60
職務のため出席した事務局職員	61
開議の宣告	62
会議録署名議員の指名	62
議第4号から議第45号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	62
1. 木質バイオマス活用の取り組みについて	
2. もったいない運動について	
① 1年間の成果	
② 新年度の取り組み	
宮西産業振興部長答弁	63
加納総務部長答弁	64
再 野倉和郎議員	65
2 山口育男議員	65
1. 定額給付金の実施について	
① 現況と今後の取り組みについて	
② 申請方法について	
加納総務部長答弁	66
3 古田 豊議員	67

1. 美濃市民間活力創生資金（うだつ基金）について	
① 現在までの活用状況はどのようなか。また、市の経済活力への影響をどう評価しているのか	
② 今後の積極的な活用への対策はどう考えているか	
2. 第5次総合計画策定に向けて、市長はどのように考えているか	
① 策定にあたっては市民と一体となった取り組みが必要と思うがどうか	
② 産業振興、新市街地整備、区画整理事業、老人福祉センターの移転・新築を5次総の重点施策としてとりあげてはどうか	
加納総務部長答弁	70
石川市長答弁	71
再 古田 豊議員	72
休憩	72
再開	72
4 児山廣茂議員	73
1. 小中学生の携帯電話の使用について	
① 所有率はどのくらいか	
② 使用する際のマナー等について、どのような指導をされているのか	
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	73
5 市原鶴枝議員	74
1. DPC病院への移行にともない美濃病院の医療内容や、医療費にどのような影響があるのか	
2. 新型インフルエンザ対策について	
① 国・県の行動計画の改定の概要は	
② 市で計画を策定する予定はあるのか。具体的な計画項目はどのようなものか	
岩原美濃病院事務局長答弁	76
川野民生部長答弁	78
再 市原鶴枝議員	79
6 鈴木 隆議員	79
1. 重要伝統的建造物群保存地区の防災対策について	
① 他の選定地区で参考となる例はないか	
② 当市において、地区に住んでいる人の防災意識を高めることを含め、どのような対策を考えているか	
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	80
7 並 信行議員	81
1. 派遣労働者の雇用問題について	
① 今年行った企業への調査の目的と設問、回答はどういうものだったか	

②	この調査結果を受け、市として今後どのような対策を考えているのか	
2.	教育・福祉施設利用に受益者負担を導入することについて	
①	昨年4月留守家庭児童教室利用者負担金が、6月にはふれあいセンターと老人福祉センターの使用料がそれぞれ改正されたが、利用状況はどうか	
②	受益者負担増を図ることで利用者が減り、施設が利用されなくなるのではない	
3.	義務教育における保護者の負担軽減について	
①	鍵盤ハーモニカ・算数セットの購入が保護者負担となっているが、学校備品として購入できないか	
②	学校備品として購入すれば保護者の負担が軽減できるし、備品の再利用として活用できるのではないか	
休憩	83
再開	83
	宮西産業振興部長答弁	83
	川野民生部長答弁	84
	藤田教育次長兼教育総務課長答弁	85
再 並	信行議員	86
	宮西産業振興部長答弁	88
再々並	信行議員	88
8	武井牧男議員	89
1.	本年2月2日から4月1日までに誕生した乳児に定額給付金と同額が祝い金として支給できないか	
2.	文部科学省から1月21日に調査結果が発表されました「児童・生徒の体力・運動能力」の本市の対象校の結果と今後の体力向上に向けての取り組みについて	
3.	スギ花粉抑制対策について	
	森づくり施策の中で、特に杉林の間伐、枝打ち等による対策ができないか	
	石川市長答弁	90
	藤田教育次長兼教育総務課長答弁	91
	宮西産業振興部長答弁	92
再	武井牧男議員	92
9	塚田歳春議員	93
1.	世界的な金融危機の中で従業員の解雇が進んでいるが、雇用創出の場を醸成する対策として、関係機関と連携を密にし、森林の再生を図る施策が講じられないか	
2.	市長は、施政方針で、下水道の水洗化率の向上について、全庁的に取り組んでいくと言われているが、具体的にどんな取り組みをされるのか	

3. 給食センターのボイラーは耐用年数も過ぎ老朽化が進んでいると聞くが、なぜ 予算措置がされないか	
石川市長答弁	95
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	97
再 塚田歳春議員	97
散会の宣告	99
会議録署名議員	100

第 3 号 (3月23日)

議事日程	101
本日の会議に付した事件	102
出席議員	102
欠席議員	102
説明のため出席した者	102
職務のため出席した事務局職員	103
開議の宣告	104
会議録署名議員の指名	104
議案の上程	104
委員長報告	
総務常任委員会委員長 山口育男君	104
民生教育常任委員会委員長 太田照彦君	105
産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君	107
委員長報告に対する質疑	108
討論	108
塚田歳春議員	108
山口育男議員	111
議案の採決	112
休憩	118
再開	118
日程追加(議第46号及び議第47号)	118
議案の上程	118
議案の説明	
議第46号・議第47号(秘書課長 古田則行君)	118
休憩	119
再開	119
質疑	119

委員会付託（議第46号及び議第47号）	119
休憩	119
再開	119
委員長報告	
総務常任委員会委員長 山口育男君	120
委員長報告に対する質疑	120
討論	120
議案の採決	120
日程追加（市議第1号及び市議第2号）	121
議案の上程	121
議案の説明	
市議第1号（5番 山口育男君）	121
市議第2号（3番 太田照彦君）	121
休憩	123
再開	123
質疑	123
委員会付託省略（市議第1号及び市議第2号）	123
討論	123
議案の採決	123
閉会の宣告	124
市長あいさつ	124
会議録署名議員	126
総務常任委員会審査報告書	127
民生教育常任委員会審査報告書	127
産業建設常任委員会審査報告書	129
総務常任委員会審査報告書	130

美濃市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年3月3日に第2回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年2月24日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成21年度美濃市一般会計予算
- 1、平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市老人保健特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成21年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成21年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）
- 1、平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 1、平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）
- 1、平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

- 1、美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市地域活動支援センター設置条例について
- 1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について
- 1、美濃市観光駐車場に関する条例について
- 1、美濃市立小中学校体育施設等開放条例について
- 1、美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、中濃消防組合規約の変更に関する協議について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任同意について
- 1、人権擁護委員の推薦について
- 1、市道路線の廃止について
- 1、市道路線の認定について

平成21年3月3日

平成21年第2回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年 3 月 3 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成21年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 4 号 平成21年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第11号 平成21年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第12号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第13号 平成21年度美濃市病院事業会計予算
- 第14 議第14号 平成21年度美濃市上水道事業会計予算
- 第15 議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第16 議第16号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第17号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第18号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第19号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第20号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第21号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第22号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第23 議第23号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第24号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第25 議第25号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第26 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第27号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第28号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第29号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第30号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第31号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第32号 美濃市地域活動支援センター設置条例について
- 第33 議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第34号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第35号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第36号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について
- 第37 議第37号 美濃市観光駐車場に関する条例について
- 第38 議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例について
- 第39 議第39号 美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第40号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第41 議第41号 中濃消防組規約の変更に関する協議について
- 第42 議第42号 美濃市公平委員会委員の選任同意について
- 第43 議第43号 人権擁護委員の推薦について
- 第44 議第44号 市道路線の廃止について
- 第45 議第45号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第45までの各事件

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
総 務 部 長	加 納 和 喜 君	民 生 部 長	川 野 純 君
産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君	建 設 部 長	平 林 泉 君
建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君	教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君

會計管理者兼 會計課長	瀬 瀬	壽 君	美濃病院 事務局長	岩 原	泰 君
総務課長	梅 村	健 君	秘書課長	古 田	則 行 君
選管・監査 事務局長	古 田	満 君			

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議会事務局長 議次	井 上	司
議会事務局 書記	太 田 博 康			

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第2回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成21年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（日比野 豊君） ただいまから平成21年第2回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（日比野 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（日比野 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

第3 平成21年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（日比野 豊君） 日程第3、平成21年度施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第2回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成21年度予算11件を初め補正予算11件、条例制定4件、条例改正

11件、人事案件2件、その他3件の合計42案件の提案をしておりますが、いつもながら慎重な御審議を賜りますようお願いいたします。

最初に、平成21年度の市政運営を行うに当たって、施策の大要について基本方針を述べ、議員各位と広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成21年度は、アメリカのサブプライムローンに端を発する100年に1度と言われる世界的な経済金融危機により、景気は大きく後退しております。こうした中で、大変厳しい財政環境の中ではありますが、限られた財源を生かし、平成22年度までの第4次総合計画の後期計画の目標を着実に仕上げている年でございます。美濃市の将来に向かって健全財政を堅持しつつ、持続可能な発展を期し、市民と協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の本格的なステップアップを目指し、これまで進めてきました「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」により、美濃市らしいまちづくりをさらに進めてまいります。

第171国会におきまして、麻生総理は、施政方針で目指すべき社会は「安心して活力ある社会」とし、第1次補正予算、第2次補正予算に続き、平成21年度予算におきまして総額75兆円の緊急の経済対策のほか、安心できる社会づくりの施策展開を掲げております。

市といたしましても、昨年12月に原材料価格高騰緊急利子・保証料補給制度を整備し、中小企業支援対策を実施しております。これに続き、2月の市議会臨時会で、国の第2次補正に伴う補正予算をお願いいたしました。

市民への生活支援と地域の経済対策としての定額給付金、生活安心の確保のための子育て応援特別手当につきましては、現在事務的に準備を進めており、できるだけ早期に給付いたします。

地域活性化・生活支援臨時交付金事業では、まちづくり交付金も活用し、自転車を活用したまちづくりであるサイクルシティ美濃の推進のため、整備計画を前倒しして、金屋街道・六反志摩線、金屋街道・生櫛1号線や吉川町バイパス、国体・サイクルシティ関連道路を整備いたします。

また、美濃商工会議所と連携し、定額給付金と子育て応援特別手当の給付に合わせ、個人消費の拡大と購買を促進し、市内の経済の活性化と地域振興を図るため、市の補助金500万円を含めた総額6,600万円の地域活性化プレミアム付商品券の発行事業を支援いたします。

妊婦健診につきましては、本年2月から健康診査の公費負担を従来の5回から14回に拡充いたします。

介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、平成23年度までは上昇分の全額を軽減いたします。

これらの事業につきましては、実質的に平成21年度に多くの事業を実施することになりますが、できるだけ早期に対応してまいりたいと思っております。

平成20年度は、六つのオンリーワンの重点目標により各種事業を展開してまいりました。

観光ふれあい広場整備事業は、市民の憩いの場や観光バス等専用駐車場、一般駐車場を整備するとともに、多目的に活用できるイベント広場や公衆トイレ、あわせて市街地の安心・

安全の防災を図る耐震性貯水槽を整備いたしました。

平成20年度には、美濃和紙あかりアート展がティファニー財団賞、伝統文化大賞を受賞したほか、美濃市らしい住まいづくり推進事業が地域住宅計画奨励賞を受賞するなど、美濃市のまちづくりの取り組みが高い評価をいただいているところであります。美濃和紙あかりアート展を初め、各種イベントやうだつの上がる町並みを訪れる観光客は年々着実に増加し、町の中に大きなにぎわいが出てきておりますが、加えて観光ふれあい広場が市街地活性化に大きな役割を果たすと思っております。

また、学校再編に伴う牧谷小学校の改築に取り組んでまいりましたが、いよいよ地域の皆さんの御理解と御協力により4月開校の運びとなりました。校舎の整備を初め、スクールバス、備品等の手配も順調に進んでおりまして、牧谷小学校のスタートにあっては、学校図書館教育や英語指導を初め、地域の特色を生かした学校づくりを推進し、今まで以上の教育環境を提供していく所存であります。

さらに、美濃西部土地区画整理事業や曾代区画整理事業の完成により宅地が供給され、民間アパートや商業施設、個人住宅の建設が進み、新たな住居地域として変貌しております。美濃インター前につきましては、保留地33区画のうち15区画を売却されたところであり、個人住宅の建設とともに大型商業施設の進出が検討されており、新市街地形成が進んでおります。区画整理事業の促進により、定住人口の増加とともに商業の活性化や税収増による財源確保を図ってまいります。

道の駅「美濃にわか茶屋」につきましては、開業1年の昨年8月末までの1年間で来場者は60万人、売り上げは2億1,600万円となり、その後も市民を初め多くの行楽客の立ち寄りも定着し、順調に推移しております。特に、新鮮な朝どれ野菜が好評で、にぎわいを見せております。野菜などの売れ行きも直接見ることができ、農産物生産者の意識も高まっておりますし、地産地消の拡大につながっております。このほか、後期基本計画の各重点事業も着実に進展しているところであります。

平成21年度の国・県の予算についてであります。

国の平成21年度の予算は、世界的な経済金融危機にあって、国民生活と日本経済を守るため、生活防衛のための大胆な実行予算として編成され、一般会計の予算規模は前年度対比6.6%増の88兆5,480億円で、政策的経費である一般歳出は9.4%増の51兆7,310億円となっております。また、財政規律を維持する観点から、「基本方針2006」に基づく改革を継続し、厳格に政策の必要性を精査するなどにより行政経費の削減を行っております。しかし、税の減収の影響などから、新規国債発行につきましては対前年比31.6%増の33兆2,940億円となっております。

一方、県の21年度一般会計予算の規模は、前年度比0.4%減の7,597億8,000万円で、8年連続の縮小予算となっております。急激な景気後退、本格化した人口減少、未曾有の財源不足の課題の中、「確かな未来づくり」を本格化させるため、長期構想初年度として「安心して暮らせるふるさと岐阜」などを重点に予算編成されております。

平成21年度の地方財政計画についてであります。平成21年度の地方財政計画の規模は82兆5,600億円となり、マイナス1%の規模となっています。急激な景気後退による地方税は10.6%減となるため、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、地方雇用創出推進費の新設や地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実対策を含めて15%の増となっております。歳出では、社会保障関係の自然増があるものの、給与関係経費や投資的経費などは引き続き抑制されております。地方交付税は増額されてはいるものの、一般財源総額は急激な景気後退による税収等の減収により1.3%の減額となっており、大半の地方都市がより厳しい財政運営を余儀なくされております。

平成21年度的美濃市の予算についてであります。

こうした状況の中で編成いたしました美濃市の平成21年度の予算規模は、一般会計82億1,800万円、特別会計55億5,539万5,000円、企業会計29億8,884万4,000円で、総額167億6,223万9,000円となり、対前年度比が一般会計7%の減、特別会計で14.3%の減、企業会計では9.9%の減となり、全体で10%の減となりました。予算が減額となります要因は、一般会計では、20年度に牧谷小学校改築事業や観光ふれあい広場整備事業の大型事業、区画整理の受託事業など普通建設事業の減少によるもので、特別会計では、下水道事業や農業集落排水事業の施設整備がほぼ完了することによるものでございます。また、3年計画の最後となります公的資金の繰り上げ償還に係る借りかえ分を差し引きますと、実質的には全体の予算規模が8.1%の減となります。一般会計の予算規模82億1,800万円の数字を言葉に置きかえますと、発展とにぎわい、人に優しいまちづくり予算ということになり、厳しい中でも将来の発展を期する予算とするものでございます。

平成21年度予算の編成に当たりましては、将来を見据えて、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すため、前年度に引き続き六つのオンリーワンのまちづくりを推進することとし、一つ目に、スローライフ、うだつの町並み、川の駅構想、景観づくり、伝統と新しい文化の創造、豊かな海づくり大会への支援など「歴史や文化、自然環境を生かした美しいオンリーワン」、二つ目に、サイクルシティ、サイクリングロードの整備、区画整理、工業団地、企業誘致、インター前を中心とする新市街地形成、交流産業、農業・林業・商工業の活性化事業など「元気で魅力あるオンリーワン」、三つ目に、自主防災、市民参加による健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、ごみの減量化やリサイクル等3R運動の実施、耐震化の推進など「安全で安心、健康なオンリーワン」、四つ目に、学校教育、生涯学習、男女共同参画、学校再編、スローライフの実践、「1市民・1芸・1スポーツ・1ボランティア」の実践、清流国体の推進など「市民力、文化力のオンリーワン」、五つ目に、地域づくり支援事業、市民協働、道普請、もったいない運動、ケーブルテレビによる情報の活用、第5次総合計画への取り組みなどの「参加と協働によるオンリーワン」、六つ目に、平成まちづくり改革、健全財政、簡素で効率的な行政運営、情報公開など「行財政改革と持続可能なオンリーワン」、これら六つのオンリーワンによる重点目標により諸事業を展開し、21世紀型まちづくりを推進し、市民福祉の向上を目指

してまいります。

平成21年度予算を総括すれば、美濃市の財政状況を非常事態ととらえ、平成まちづくり改革を着実に実行し、無駄を省き、最少の費用で最大の効果のある持続可能な予算とし、第4次総合計画の目指すまちづくりの実現に向け、自然・文化・伝統など美濃市の特性を生かし、市民の皆さんが健康で、安心して安全に暮らすことができ、また、市民と協働して活力のあるまちづくりを進める、こういう予算であります。

それでは、以下順を追って、平成21年度美濃市の予算の概要について、また主要施策について御説明を申し上げます。

1. 都市環境の整備についてであります。施策の第1、「風情あるまち、くらしと交流の環境づくり」を目指す都市環境の整備についてであります。

スローで快適な市民生活を営めることはもちろん、多様化する市民ニーズに対応するとともに、多くの人に美濃市を訪れてもらえるよう、暮らしと交流の環境を重視した都市基盤・都市環境づくりを進めてまいります。

町並み整備についてであります。

美しい町並みが形成され、新たに出店した店舗は17店舗となりました。市民参加のイベントにより、町なかには活力が芽吹き、観光客も年々増加しております。観光協会や商工会議所と連携し、新たに整備した観光ふれあい広場や駐車場を活用し、さまざまな施策を展開することにより、さらに活力と魅力を兼ね備えた「うだつの上がるまち 美濃市」の形成に努めてまいりたいと思います。

道路につきましては、東海環状自動車道の（仮称）西関インターが本年4月に供用開始を予定されており、今後は西回りルートの建設促進や東海北陸自動車道の4車線化の建設促進を図ってまいります。

また、国・県・市道については、自転車、歩行者の安全確保に常に留意したサイクルシティ美濃を推進し、自転車を活用した、さらに歩行者に優しいまちづくりを推進してまいります。国道156号の泉町から曾代への歩道改良につきましては、現在用地取得を進めており、早期の整備促進に努めてまいります。また、県道につきましては、上野・関線の御手洗・半道間の早期整備を重点に、自転車や歩行者に配慮し、岐阜・美濃線、美濃・洞戸線、美濃・川辺線などの建設促進に努めてまいります。

市道整備については、幹線市道、生活道路の改良、維持修繕、舗装、側溝整備などに努めるとともに、自転車や歩行者に優しいサイクルシティを目指し、予算の重点配分を行い、できる限り自治会要望にこたえてまいります。また、国の第2次補正に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、サイクルシティ美濃を推進するため、金屋街道・六反志摩線、金屋街道・生櫛1号線、吉川バイパス、前野東線から横越・山崎線、美濃14号線や牧谷地内の路線をサイクルツアー路線として整備を進めるほか、サインやミニステーションとなるパーキングポールの設置、沿道間伐を実施するなど、快適なサイクルツアーコースの環境づくりに努めます。また、新たな宅地開発を促進するための道路整備を引き続き実施してまいりま

す。

平成16年度から市民参加型による美濃市版道普請方式の普及に努めておりますが、さらに啓発・推進に努め、市民と行政の協働体制を確実なものとしてまいります。

下水道事業についてであります。

公共下水道につきましては、快適な生活環境を提供するための整備をしておりますが、その整備が一段落し、平成20年度末の普及率は、長良川右岸処理区は100%、左岸処理区は99.6%、長瀬処理区は100%、農業集落排水は100%となり、美濃市全体の農業集落排水を含む下水道普及率は平成20年度末に99.7%となります。左岸処理区では、管渠610メートルの整備のほか、舗装復旧1万310平方メートルを施行し、長瀬処理区では、舗装復旧を7,360平方メートル施行いたします。

農業集落排水事業では、人と自然が共存できる持続的循環利用システムを構築するためのバイオマス総合利活用マスタープランを策定していくことにしています。

公共下水道事業、農業集落排水事業とともに小型合併浄化槽の普及にも努めてまいりましたが、平成20年度末の水洗化率は、公共下水道で52.2%、農業集落排水で75.2%となる見込みであります。新年度は、下水道料金等の見直しをお願いするとともに、「もったいない運動」を展開し、水洗化率の向上について全庁的に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、第5次拡張事業に伴う亀野送水管新設工事を初め、配水管布設がえ工事等を行います。半道簡易水道につきましては、現在の利用している井戸から新しい井戸に利用水源を変更するための変更認可申請を行います。また、上水道、簡易水道の将来見通しのため水道ビジョンを策定いたしましたので、安全な水の安定供給と水道事業の経営の健全化を図ってまいります。

人口対策である住宅対策につきましては、優良宅地供給のため区画整理が最も有効な施策の一つであり、これを推進し、定住人口の確保のほか、商業振興、税収増による安定的な財源確保に努めてまいります。美濃西部、曾代区画整理事業につきましては、このほど完了し、新市街地の形成が進んでおります。また、美濃インター前区画整理事業は、保留地33区画のうち、先ほど申しあげましたとおり15区画が売却され、住宅建設が始まっているほか、新商業施設の進出の計画が進展しつつあります。美濃市の玄関口としてふさわしい新市街地形成を進めるため、新年度は区画道路の築造や公園整備などを引き続き推進するとともに、上生櫛地区の早期の事業認可、組合設立に努力をしております。また、吉川地区につきましても推進会を設立するとともに、B調査を実施していきます。さらに、人口対策として優良宅地供給促進奨励制度を活用するとともに、空き家のあっせんや改修費補助による美濃市らしい住まいづくり事業の推進をNPO「美濃のすまいづくり」と協働して進めてまいります。

次に、都市景観であります。

美濃市は、平成17年6月に景観行政団体として指定を受け、同年に美濃市景観形成基本計画を策定いたしました。この基本計画で抽出された景観資源をもとに、多自然型の美しい美濃市づくりのため、景観計画区域、景観計画重点区域の設定や景観重要建造物や景観重要樹

木等の指定、並びに屋外広告物の規制などについて、美濃市景観計画を策定いたしました。この計画に基づき、もみじが丘地内の都市公園を景観に配慮した整備を行うとともに、順次、森林、河川など景観資源を生かしたまちづくりを進め、スローライフ時代にふさわしい美濃市まるごと川の駅構想を具体化し、良好な多自然景観の創出を継続してまいります。また、森の環境づくり推進委員会と連携し、森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、里山整備や間伐を推進するとともに、森林ボランティアクラブの活動を支援し、市民参加による森林の景観づくりや保全活動を推進するなど、豊かな多自然型の居住地域として環境づくりに努めてまいりたいと思います。

交通環境についてであります。歩行者と自転車のための安全で安心な道路整備を促進して、かつ生活安全協議会活動により、暴走族の追放や高齢者や子供を守ることを重点に、自転車や歩行者に優しいまちづくりに努力をしてまいります。また、地域と連携しながら、交通安全の指導や啓発に努めてまいりたいと思います。

コミュニティバス「わっちも乗ろCar」につきましては、平成21年度には「もったいない運動」も絡めて、高齢者、障がい者、子供等交通弱者と言われる市民の移動交通手段を確保しながら、市を挙げてこの問題に取り組み、自主運行バスの牧谷線を含め、全般に見直しを行ってまいります。

次に、防災についてであります。

本年は、平成16年の台風23号災害の経験や、東海地震、東南海地震問題を踏まえ、安心・安全対策について重点的に取り組んでまいります。

地震対策では、市庁舎の耐震化工事を実施いたします。市庁舎は、昭和48年に建設され、耐震基準が満たされておりません。万が一、大規模地震災害が発生した場合でも、来庁者の安全確保はもとより、迅速に災害対策本部を設置し、災害対策の司令塔としての的確な対応により市民の生命・財産を守る必要があります。このため、耐震化工事を実施し、防災拠点の充実を図ってまいります。

市が避難所として指定しております地区の集会所につきましては、昭和56年5月以前に建設された施設もあるため、まず耐震予備調査を実施いたします。中有知地域から長年要望がありました地域の生涯学習施設を兼ねた地域防災交流センターにつきましては、協働による建設に向け、地域の皆さんと話し合いを進めるとともに、御協力を得ながら用地の取得と設計を実施してまいります。また、地震ハザードマップを活用し、市民に防災啓発をしてまいります。さらに、自己負担なしで木造住宅耐震診断が実施できる制度を啓発するとともに、耐震改修に対し、引き続き所要の助成をしてまいりたいと思います。

市内の自主防災組織の組織率は96%となりました。今後も100%の達成を目指す中で、市の総合防災訓練に加え、自主防災組織活動の育成強化を図り、AED（自動体外式除細動器）を使った救急救命講習や図上訓練、初期消火訓練などの防災訓練をさらに促進し、みずからの地域はみずから守るという地域防災力の向上を図ってまいります。また、新たに本年度は中学校にAEDを配置して、救命活動の推進に努めてまいります。

防災情報は、同報無線に加え、防災ラジオ、防災安心メール、消防メールのほか、ケーブルテレビなどにより情報発信を行い、緊急時の情報伝達強化に努めてまいりたいと考えております。万が一の災害時には、これらの伝達方法を使い、正確な情報を迅速に伝達しながら、防災・減災に努めてまいります。

洪水対策は、国・県と連携し、長良川中・上流の床上浸水対策事業を推進し、安全を期してまいります。あわせて、長之瀬川などの河川改良事業を実施してまいります。

消防団活動については、藍見分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するとともに、ふれあい消防祭の開催など、自治会と連携した防火・防災活動の強化に努めてまいります。住宅火災による被災者の多くは逃げおくれに起因するものであり、このため、消防法改正に伴い住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、新築住宅は建築時に、既存住宅は平成23年5月末までに設置することになっております。市営住宅につきましては、計画的に設置しており、新年度に梅山住宅に設置することにより、すべて完了をいたします。

障がい者住宅へは、日常生活用具給付事業制度を活用するほか、ひとり暮らし老人や高齢者世帯には、住宅用火災警報器取り付け助成制度を新たに設け、支援してまいります。一般家庭の設置向上のため、中濃消防組合と連携し、「広報みの」や防災訓練時のPR、説明会の開催などにより、啓発活動の推進に努めてまいります。

2に、産業の振興についてであります。

施策の第2は、「先端型と交流型産業、創造力と個性ある産業づくり」を目指す産業の振興についてであります。

産業の振興と雇用の拡大は、地域経済を活性化させ、かつ市民のだれもが安心して働ける場や、ゆとりのある暮らしをつくり出してくれるとともに、市の財政基盤を安定化させ、豊かな美濃市づくりを進めるために重要であります。

美濃市民間活力創生基金は、起業家を目指す市民が新たな挑戦や再挑戦することにより、いわゆるうだつを上げることができるよう支援を行い、新たな産業の創出を図っていくものであります。このうだつ基金を活用して、ベンチャー企業やNPO、グループ等の民間がその活力を十分発揮して、元気で活力ある事業を創出してくれることを期待しているところであります。

農業についてであります。農業の振興については、道の駅「美濃にわか茶屋」や和紙の里、みちくさ館などの農産物直売所では朝どれ野菜が特に好評でにぎわいを見せておりますが、これらの施設を活用しながら地産地消を一層進め、新たに将来性のある市の主力産業として発展が期せるよう生産環境の整備に努める中で、安全・安心な農産物の供給を図ってまいりたいと思います。また、市の道普請方式のほか、国版の道普請、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農業生産力の向上とエコライフに努めてまいりたいと思います。さらに、効率的な農業経営や地の利を生かした付加価値の高い生産を奨励し、農業の再生に取り組んでまいります。

農振農用地区域については、将来の農業振興の方向性を明らかにするとともに、市域の健

全な発展のための都市型土地利用についての調整を図るため、農業振興地域整備計画を策定したいと思います。また、電気さく補助制度による有害鳥獣駆除対策の充実や、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業により、菊栽培の防虫ネット等の設置助成等にも努めてまいりたいと思っています。

林業につきましてですが、「美濃市まるごと川の駅構想」を具体化する中で、水源の涵養を初め、多様な森林の持つ機能を生かす森の環境づくりを推進することは、美濃市の将来のまちづくりに大変重要であります。市内250ヘクタールの間伐事業や、850ヘクタールの森林整備地域活動支援事業を実施するとともに、森林ボランティアなど市民ボランティアを養成して、荒廃の進む里山の整備・保全とともに景観形成に取り組んでまいります。また、森林文化アカデミーを卒業した若者の地元定着を促進するため、林業起業家支援施設としての工房の運営を補助するとともに、NPO「柚の杜学舎」により、以安寺山や小倉公園の樹木管理を進めていきたいと思っています。また、平成16年度から5年間にわたり整備を進めてまいりました以安寺山につきましては、このほどその景観整備が完了いたしました。維持管理につきましては、森林ボランティアクラブをお願いしていくこととしており、市民の憩いの場として広く活用していただきたいと考えております。さらに、次代を担う子供たちが森林を守り育てる活動を通じて、人や地域社会を愛する心をはぐくむため、牧谷小学校には「みどりの少年団」を結成していきたいと思っています。

全国豊かな海づくり大会についてであります。

平成22年6月に全国海づくり大会が岐阜市、関市で開催されるに当たり、サテライト会場として市民と協働で「水を守る」「水を活かす」「水を伝える」をテーマに各種イベントを開催することとし、その推進に努めてまいりたいと思っています。

商工業と観光についてであります。

この振興につきましては、雇用を確保し、定住を促進し、将来の市域の安定的な発展を期するため、関市、岐阜県と共同して進めている（仮称）池尻・笠神工業団地開発事業を積極的に促進いたします。美濃市は、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点にあり、東海環状自動車道西回り線の完成を10年後に見据え、工業団地開発には絶好の位置だと考えております。現在、可能性調査や文化財の試掘調査がまとまりつつあり、その調査結果を踏まえ、市の産業経済の発展と雇用の場を創出するため、関市と連携し、県営工業団地による開発を目指してまいります。高速道路等の地の利を生かし、商工会議所や各業界と連携し、市内の遊休地を活用して、優良企業の誘致により産業の集積に努めてまいります。また、企業立地促進法による集積地区として国の同意を得ておりますので、企業誘致を助長するための固定資産税の減免措置を引き続き講じてまいります。中小企業については、時代に合った元気な企業へ転換できるように中小零細企業の振興対策や小口融資のあっせん、利子補給などに努めたいと存じます。さらに、美濃商工会議所の活性化事業を支援するとともに、空き店舗対策の商店街活性化事業、景観に合った魅力的な店舗づくりのアドバイス事業、民間活力創生基金の活用など、魅力ある商店の出店や改装を促進いたします。

美濃市の観光イメージPR事業については、ツアー・オブ・ジャパンのPRや、美濃市の観光イメージを番組間にスポット放送している岐阜テレビでのフィラー放送を継続するほか、7月に開催される「フクベボルダリングフェスタ」を支援し、PRに努めてまいります。

市街地の観光客増加のため、新たに整備した観光ふれあい広場や駐車場を活用し、町並みでのイベントの開催など、活性化事業を推進してまいります。東海北陸自動車道や東海環状自動車道整備に伴い、地の利を生かし、観光客の増加対策を推進してまいります。あかりアート展やあかりの町並みなどのイベントの充実や、新宿におけるあかりアート展、外国人観光客の誘客に向けた取り組みの推進など、国の内外に美濃市をPRしてまいります。また、指定管理者制度を活用した既存観光施設の運営充実などを図り、観光客の満足度を高めていきます。町なかのにぎわいを醸し出すだけでなく、市街地からさらに面を広げ、川の駅構想を実践し、旧市街地と道の駅や和紙の里、大矢田神社、洲原神社等を拠点として、沿道の自然を楽しみながらサイクリングができる道路整備を初め、サインやミニステーション整備を進め、市全体の観光地化と商業の活性化に努めてまいりたいと思います。

美濃和紙の振興についてであります。

伝統ある美濃和紙を美濃市のランドマークとして、文化的にも産業的にも後世に引き継いでいく必要があります。若手紙すき職人の技術の向上や商品開発などが着実に実を結び、あかりアート展の効果などにより、全国的にも活力ある和紙産地となってまいりました。紙すき職人を目指す若者の支援や後継者の育成にさらに取り組み、将来にわたって活動できる市場の確保や経営の基盤強化に努めてまいります。岐阜県紙業連合会や美濃手すき和紙協同組合、美濃和紙ブランド協同組合と連携しながら、美濃和紙を地域登録商標としてブランドの確立を図り、新商品開発や商品発表会等の支援をするとともに、和紙の国際化や企画宣伝を充実して、和紙産業の活性化を図ってまいります。

美濃和紙の里会館では、和紙の魅力を十分表現できる企画展を実施するとともに、ものづくり体験施設として紙すき体験のほか、あかりの作品づくりに挑戦できるメニューも新設し、近年減少傾向にある入館者の確保に努めるほか、和紙基礎スクールを充実し、後継者の発掘や短期滞在型の観光コースとして、美濃和紙の魅力を発信してまいります。

三つ目、市民生活の向上についてであります。

施策の第3は、「生涯現役、健やかでこころふれあうくらしづくり」を目指した市民生活の向上についてであります。生涯現役を目指し、子供から高齢者まで、すべての市民がスローライフの時代にふさわしい、心豊かに心身ともに健康で充実した生活を送ることが大切です。お互いの人権を尊重し、保健・福祉・医療の連携を図りながら、優しく心温まる安全で安心な市民の暮らしを重視した総合的な施策を展開してまいります。

健康・保健についてであります。

市民生活の基本は健康であります。サイクリングモニター事業を新たに実施し、自転車の活用による健康・体力づくりを啓発するとともに、生活習慣病対策として成果を上げつつある糖尿病予防のため、関係部署が連携した講演会の開催や特定健診、特定保健指導など市民

総参加の健康づくりを実施いたします。また、わくわくチャレンジカードを使った小・中学生と保護者、健診受診者を対象にわくわく元気推進事業を実施するほか、若年者の生活習慣病改善対策の健診や親子健診など、若年期の健康増進事業やおなかぺったんこ作戦、がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎検査などの健康増進事業、特定健診事業後の指導を行います。

妊婦健診においては、公費負担を5回から14回に拡充するほか、母子支援のためすこやか心理相談を拡充してまいります。

また、いわゆる新型インフルエンザ対策についてであります。危機対策として関係機関と連携し、発生時の対応マニュアルにより適切な感染防止対策を実施してまいりたいと思っております。

福祉について申し上げます。

スローライフの時代こそ、ゆとりをもって安心して安全に暮らせることが第一であります。高齢者や障がい者、女性、児童、外国人等すべての市民が自立し、支え合い、自分らしく、自己実現を目指して、尊厳を持って個々の市民が生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現していくことが重要であります。

地域福祉については、高齢者や障がい者、あるいは各年代間に存在する不安やストレス、虐待、引きこもり等の問題に、地域が安心して暮らせるよう自主的に取り組んでいかなければなりません。そのため、出張所の機能を福祉や生涯学習の拠点としてさらに強化し、地域が連携し支え合う体制を整え、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。また、社会福祉協議会等の在宅福祉サービス事業を支援するとともに、市民、社会福祉協議会、ボランティア団体などと協働して、地域福祉推進体制の構築を図ります。

児童福祉についてであります。子育て支援については、児童・生徒や乳幼児の子供医療費につきましては、平成20年度には小学6年生までの医療費の無料化に加え、中学3年生までの入院につきまして医療費を無料化いたしました。厳しい財政状況ではありますが、新年度では中学3年生までの入院、外来とも子供医療費をすべて無料に拡充し、子育て環境を充実してまいります。

保育の充実につきましては、延長保育や一時保育、乳児保育、障がい児保育などの保育サービスを充実していきます。加えて、保育料については、引き続き軽減率を30%程度とし、保護者負担の軽減を図ります。病後児保育については、保育園と検討を重ねてまいりたいと思っております。

留守家庭児童教室につきましては、開催日数を月に1日程度新たに加え、年間250日を目指して充実してまいります。また、地域子育てセンター事業や地域保育センター活動事業、コミュニティママ子育てサポートモデル事業を充実するなど、児童の健全育成や子育て支援施策を積極的に展開してまいります。また、平成22年度からの次世代育成支援対策行動計画後期計画を策定し、子育てを地域全体で支援し、だれもが安心して子育てできる「みんなで子育てするまち」を目指していきます。

児童虐待等に対しましては、きめ細かく、各種機関が連携して、未然に防ぐ体制づくりや、救済のための相談体制の充実を図ってまいります。母子自立支援員によって、母子家庭の就労等の支援もしていきます。ひばり園については、自立支援法に基づく児童デイサービスを実施するとともに、保育園、幼稚園との交流保育の実践を図り、その指導・相談内容の充実に努めていきます。発達障がい児の早期発見・早期治療のための、美濃市独自の療育システムにより、専門スタッフによる療育相談や家庭教育プログラムを作成してまいります。

障がい者福祉については、障害者自立支援法に基づき、障がい者の社会への完全参加と平等の実現、地域での支援体制の強化、生活の質の向上、障がい者の生活に応じた支援体制づくりなど、こういった基本目標から成る第2期障害者福祉計画により、障がいのある人が自立し、社会活動に参加できる環境づくりを目指してまいりたいと思います。身体・知的・精神の3障がいを包括したサービスの充実に努めてまいります。

自立支援施設に通所する障がい者については、負担の軽減を講じます。小規模作業所であるみりの家作業所を地域活動支援センターⅢ型へ移行し、円滑な運営管理に努めてまいりたいと思います。

高齢者福祉についてであります。保健・医療・福祉の連携や自助・共助・公助のバランスが取れた事業の推進が必要であります。特に、健康は老後生活の基本であり、生涯にわたる健康づくり、介護予防、能力を発揮するための就業活動など、安心・安全な生活が送れるよう諸施策の計画的、総合的な推進を図ってまいります。また、警察、自治会、民生委員などと連携し、ひとり暮らし老人や高齢者世帯などに対し、安心・安全な生活を守るため声かけ運動などを実施するほか、振り込め詐欺、悪徳訪問販売への警戒・啓発などに努めてまいりたいと思います。

高齢者の医療制度である後期高齢者医療、いわゆる長寿医療制度により、安心して医療が受けられる体制の整備にさらに努めてまいるとともに、保険料の徴収事務や長寿健診など事務の推進を図り、広域連合と連携しながら業務の円滑な運営に努めてまいります。特定健診、長寿健診により特定高齢者の把握に努め、生活機能強化を図るため、筋力や口腔の機能向上等の事業を通じ高齢者の介護予防を図ってまいります。

在宅福祉サービスにつきましては、高齢者の健康相談、シニアクラブ活動やシルバー人材センターなどの支援とともに、コミュニティサポート事業などを実施して、高齢者の自立支援や社会参加の促進に努めていきます。さらに、高齢者いきいき住宅改善助成や緊急通報サービス、介護者慰労金等々の在宅福祉サービスの展開や老人保護措置制度の円滑な推進を図りながら、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めてまいります。

介護保険についてであります。

見直しによる第4期のスタートの年となります。より円滑な運営を行うとともに、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるように、高齢者支援センターでは介護予防システムを構築し、計画的・総合的な介護予防事業を展開してまいります。また、介護保険適正化計画により介護事業適正化支援システムを導入し、ケアプランとサービスのチェックを初め、

関係者の研修会、事業者への実地指導、要介護者認定の適正化を図ってまいります。

地域改善対策につきましては、市民や団体等との参画と協働を推進し、あらゆる場と機会をとらえて市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、偏見や差別のない、国民一人ひとりの人権が尊重される、明るく安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。また、美濃会館を拠点とした地域住民との交流事業の取り組みを展開していきたいと思っております。

次に、医療についてであります。

美濃病院は、地域の中核病院として、また市民総参加の健康づくりの拠点の一つとして、市民に信頼される病院であることを目指し、スタッフを充実させ、安定した経営基盤の確立とともに、高度な専門医療の提供を初め患者サービスの充実を図ってまいります。福祉・保健部門と連携し、特定健診・特定保健指導を初め、健診業務の受け入れ体制の強化を図ります。

平成19年度に設立した「みの糖尿病センター」では、生活習慣病対策を進めるとともに、本院を本年4月からのDPC（診断群分類別包括評価）病院化により、安定した医療の供給体制を整備し、収益の向上と合理化、コスト管理を徹底し、経営安定に努めてまいります。地域の救急医療体制を拡充するため、在宅当番医制度、病院群輪番制度、歯科の休日在宅当番医制の実施に努めてまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険につきましては、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしております。平成21年度からの医療費の増加等に対応するために、国民健康保険税の改定をお願いし、今後の国保制度の安定化と健全経営に努めます。また、特定健診・特定保健指導を保健センターと連携し、円滑な実施に努めながら生活習慣病対策を行い、医療費の適正化や人間ドック負担軽減等保健事業の推進を図ってまいります。

次に、生活環境についてであります。

中濃広域行政事務組合へ搬入する一般廃棄物の量は、ここ数年、ほぼ横ばいの状況となっております。地球温暖化防止や処理負担金の軽減のため「もったいない運動」を強力に推進し、ごみの減量化とリサイクルを徹底することが最も重要であります。ごみ処理にかかる経費が年々増加している状況のもと、受益と負担の観点から、ごみの有料化の調査・研究をしてまいりたいと思っております。

また、レジ袋の有料化によるマイバッグ運動も定着しており、分別や生ごみ処理機に加え、段ボールによる生ごみコンポスト化の普及や資源集団回収の奨励を行うとともに、法定家電4品目を初め廃棄物の不法投棄のパトロール等、徹底したごみの減量化作戦を推進し、ごみゼロ社会づくりを目指してまいりたいと思っております。また、ハッピーマンデーにごみの特別収集等を実施し、市民のニーズにこたえていきたいと思っております。

産業廃棄物については、環境保全に関する条例や産業廃棄物保管の規制に関する条例に基づき、県とも連携し、徹底した管理・監視体制の強化を図って、快適で美しい美濃市を守るため、環境保全対策に努めてまいります。川の駅構想を推進するため、身近な自然環境の保全事業など、自然との共生を考え、生態系を重視した施策に取り組んでまいります。

また、火葬場についてでありますけれども、老朽化に伴う改築に向け、地元の理解を得ながら都市計画決定の変更や事前調査を実施してまいりたいと思います。

安全・安心についてであります。犯罪の未然防止や犯罪のない住みよいまちづくりが大切であり、警察、防犯組合と連携し、防犯意識の高揚、防犯運動の促進、防犯灯の設置を進めてまいります。また、子供たちの悲惨な事件を未然に防ぐため、緊急子供見守り隊の活動を継続し、地域ぐるみで事件の抑止と防止啓発に努めるほか、地域安全協議会と連携し、青色回転灯設置車を利用した防犯パトロールを継続してまいります。

水難事故防止については、警察、消防署等関係機関と連携し、同報無線、警告スピーカー、パトロールなどにより、さらに啓発活動に努めてまいります。

四つ目に、教育・文化の向上についてであります。

「体験とふれあい、ひとと文化と交流づくり」を目指す教育・文化の向上についてであります。

これからの美濃市を考えれば、その発展は公助ではなく、共助と自助のまちづくりがどれだけできるかにあり、市民力、文化力をいかに向上できるかが市の将来を決めると思います。あらゆる世代の人々が豊かで生きがいのある生活を送るため、学校教育と生涯学習を通じた質の高い、まちを愛する市民の心を育成することが極めて重要であります。そのため、市民力、文化力の育成のため、人間力の向上、文化力の向上を目指した教育・文化の向上の施策展開を図っていきます。

学校教育についてであります。将来を担う子供たちを社会の変化にみずから判断し、責任を持って行動できる豊かな心を持ったたくましい子として育成することは極めて重要であります。基礎・基本となる学習を身につけ、ふるさとを愛する優しい心を持ち、心身ともにたくましい子供を育成するため、美濃市の教育プランに基づき、「みずから考え、人とかわり、みつけ・きたえ・伸びる」をキーワードにして、子供たちが正しく判断する力、みずから学ぶ態度、強い意思力、たくましい体力、人を思いやる心を身につけさせていきたいと存じます。美濃市らしい教育の充実を図るとともに、選択機会を拡大する教育や、すぐれた面を伸ばす個性化教育と、体験を重視した心の教育や、安心・安全な食育教育を積極的に進めてまいりたいと思います。

学校再編成につきましては、充実した教育の機会を市内すべての学校で公平、平等、均等に受けられるよう教育環境を整えて、少人数学習指導や図書館教育、英語教育等の充実を図っているところであります。この4月には、地域の皆さんの御理解により、下牧小学校と上牧小学校が一緒になって牧谷小学校として開校する運びとなりました。市独自の少人数学習指導は、児童・生徒一人ひとりの興味や関心による課題や習熟度、学習進度別に応じた伸び伸びと個人に応じた学習を実現させており、今後も、個性を伸ばし、基礎・基本を大切に学習内容を確実に習得させるため、複数指導者による少人数学習指導を推進し、市単独の指導講師を配置いたします。

図書館教育につきましては、20年度美濃地区学校図書館教育推進事業において、大矢田小

学校が最優秀賞、美濃中学校が奨励賞を受賞するなど着実に成果が出ており、こうした成果を踏まえ、全校に図書司書を配置し、さらに充実を図ってまいります。

国際化に対応して、児童・生徒が日常生活の中で英語を理解するよう、JETによる語学指導助手（ALT）と、小・中学校の英語活動指導のため市独自の英語指導助手を配置し、英語活動や英語学習を推進いたします。さらに、小学校では外国語活動推進校を2校指定し、市全体の英語活動の水準を高めてまいります。また、ADHD、自閉症等、特別支援を要する児童・生徒に対する適正な就学指導や、一人ひとりの個性や能力に応じた指導の拡充のため支援員を配置し、特別支援教育を充実するほか、心の悩みを持つ子がふえているため、相談員による心の相談事業、ほほえみ教室等の教育相談事業を推進してまいります。

児童の体験活動につきましては、それぞれの学校において地域に根差した特色のある教育を実践するとともに、土幌町の人たちとの交流を通じて社会への対応、自然・文化・伝統等と共生できる心や倫理観、豊かな人間性を身につけるため、小学校6年生希望者全員を土幌町フレンドシップ交流事業に派遣いたします。また、市内企業の御協力をいただきながら、中学校2年生の職場体験学習を推進します。

次に、生涯学習についてであります。

今日、市民のだれもが、ゆとり、心の豊かさ、自然との触れ合い、本物志向などを求め、自然と共生するアウトドア型や室内で学習するインドア型など、スローライフ生活を求める傾向が増加しております。市の力は、市民力にあります。美濃市民の人間力、文化力を高めていくには、いかに人材育成を強化し、市民一人ひとりが自由に学び、そして高め合い、その成果を地域社会の中で生かし、生きがいを持ち、生涯にわたり自己実現を図ることができるか。また、こうした市民一人ひとりの後押しができるように、さまざまな生涯学習の推進をしていくことが重要となっています。

生涯学習マスタープランの基本理念である「生涯にわたり一人ひとりがみずから学び笑顔が広がるまち」を目指し、市民一人ひとりが1芸・1スポーツ・1ボランティアを実践することを目標に、その推進に努めてまいります。

ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージは、本年5月19日に3回目の開催となり、市民協働での開催が定着してまいりました。また、昨年の北京のオリンピックの自転車競技における永井清史選手の銅メダル獲得は、美濃市にとりまして、自転車を活用したまちづくりの取り組みを全国的にPRできるよいこととございました。スローライフシティにふさわしい生涯学習や川の駅構想、サイクルツアー構想も視野に入れて、健康に留意した自転車に親しむ教育や、生涯スポーツ活動の推進に努めてまいります。また、平成24年度の「ぎふ清流国体」の美濃市開催種目として、自転車のロードレースが内定しておりますので、国体準備室を設置し、市民協働の体制づくりを図ってまいります。さらに、図書館につきましても、引き続きその充実に取り組んでまいります。

出張所機能につきましては、地域活動支援施設へ転化してまいりましたが、地区公民館活動や子供公民館事業に加え、地域活動支援事業、地域づくり支援事業等により地域活動が充

実してまいりました。今後も、出張所を拠点とした福祉や生涯学習活動の一層の推進に努めてまいりたいと思います。また、岐阜大学や森林文化アカデミーと連携したワークショップやわくわくチャレンジなど、体験・交流・奉仕事業やさまざまな分野のボランティア、リーダーの育成に努め、安心してボランティア活動や地域活動、スポーツ活動、その他の生涯学習活動ができる受け皿として、美濃いきいき保険へ加入により、市民全員の年間を通じた生涯学習のまちづくりのバックアップをしていきたいと思っています。

文化振興についてであります。豊かな伝統文化を未来に引き継ぎ、個性ある文化の創造を目標とする活動は、「小さくてもキラリと光る美濃市」の重要な部分であります。美濃市のアイデンティティーであります、いわゆる特性とか顔という見方ではありますが、これを確立して、市民が文化力をつけて市民協働でまちづくりに取り組んで、スローライフを楽しめるさまざまな市民活動を支援していきたいと思っています。

重要伝統的建造物群の保存地区におきましては、平成20年度までに81件の修理・修景が行われ、本年も4件の修理・修景を支援していくほか、歴史的町並み景観の形成と市街地の活性化に努めます。また、県指定文化財の吉川町布袋車祭礼平太鼓を初め、市指定文化財の洲原神社の楼門修復に対し、それぞれ所定の助成をしております。そのほか、流し仁輪加、ひんここ等の伝統文化の継承保存育成に努めます。また、美濃インター前の区画整理事業用地内、千畝町地内の美濃203号線の埋蔵文化財発掘調査を推進します。

文化・芸術面では、美濃和紙あかりアート展、アーティスト・イン・レジデンス「美濃・紙の芸術村事業」も引き続き実施し、美濃和紙の情報発信や国際交流を推進するほか、芸術文化鑑賞機会の充実に努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、五つ目、市民参加の推進についてであります。

「活発な市民活動、参加のシステムづくり」を目指す市民参加の推進であります。

第4次総合計画が平成22年度をもって終了いたします。美濃市の将来構想を位置づけるため、市政懇談会の開催や市民意識調査の実施など、市民の声を十分反映させて、平成23年度からの第5次総合計画策定に取り組んでまいります。

地域づくり支援事業につきましては、平成20年度から中学校校下3地区でそれぞれ地域づくり委員会を設置していただき、地域の活性化事業等について協議・検討し、地域みずからが実践していただくこととしていますが、美濃地域では、消火栓のホースボックス整備、洲原地域ではサイクリングコースの景観整備、上牧地域では上牧小学校跡地景観整備と地域の感謝の集いの開催など、地域の特色を生かした事業の計画や実践がなされております。そうした活動支援を引き続き支援するとともに、地域住民がみずからが考え、みずから実践し、活力ある地域づくりを展開していただきたいと考えているところであります。

「もったいない運動」につきましては、マイバッグは定着してまいりましたが、さらにごみの分別の徹底や資源回収の推進、生ごみの資源化、粗大ごみの再生利用などを初め、家庭に眠っている図書の有効利用、健康づくりによる生きがいのある暮らしの環境づくり、美しい環境を保持する下水道への接続、市民としての責任を果たすための納税意識の向上など、

さまざまな分野での運動を市民と協働で実践していきたいと思ひます。

ケーブルテレビの地域放送である長良川チャンネルでは、毎日、美濃市の番組が放送されておりますが、さらに、市のさまざまな情報に加え、今以上に市民総タレントとして内容を工夫し、市民の多くがみずからケーブルテレビに出演し、活躍できるような場をさらにつくってまいりたいと思ひています。なお、低所得者に対するケーブルテレビの視聴料助成を引き続き行い、支援してまいります。また、大容量のブロードバンド利用が市内全域で可能となっておりますので、ITを活用した市民サービスの向上や企業誘致などにも努めてまいります。また、昨年12月に岐阜大学と、地域社会の発展と豊かな人材育成を目指した包括的な連携協定を締結いたしました。市としては、オンリーワンのまちづくりを推進するため、産業振興、地域医療の充実、教育・文化・スポーツ振興など、幅広い分野での連携を進めてまいります。

市の重要課題につきましては、市民の目線に立った施策を選択し、常に市民の皆様の意見を伺い、パブリックコメントやワークショップ等を通じて市民の皆さんに参画をしていただいているところでございます。今後も、市政の重要課題に市民の皆さんからの提案や評価をいただき、市民みずからの力が発揮できるよう、さらに市民協働のまちづくりの仕組みづくりを推進し、住民自治の確立を目指してまいります。そのため、さらなる情報公開やアカウントビリティ、いわゆる説明責任の遂行やパブリックコメント（市政に対する市民の意見や評価の取り込み）にも積極的に取り組んでまいります。

また、第5次総合計画の策定に向けて、市民の皆様と市政懇談会を開催し、御意見を伺うほか、引き続き市長との対話事業であります市長への手紙やEメール、夢トーク、おしゃべりサロンなどを通じて、市民の立場に立った、市民のための、市民に開かれた市政をさらに進めてまいりたいと思ひています。

市民協働によるまちづくりとしては、道普請方式は自治会、各種団体、ボランティア、サポーター、NPO等との協働事業の推進手法として平成16年度から進めておりますが、施設整備はもとより着実にコミュニティーの活性化の成果が出ており、今後も市道、農道、林業施設等の市民との協働型の維持管理を推進してまいりたいと思ひています。

地域づくり支援事業についてであります。公園や生涯学習施設など、さまざまな地域の整備と施設の運営や行政サービス、景観形成活動等にも協働して取り組んでまいりたいと思ひています。

男女共同参画についてであります。「新しいいきプラン美濃」に基づき、市民フォーラム、女と男共生講座等を進め、女性と男性がともに生き生きと活動し、生活できる環境づくりを進めてまいります。

広報・広聴につきましてであります。「広報みの」やホームページにさらに工夫を加えまして、ケーブルテレビを活用した市政情報の提供など、あらゆる機会を通じて市民の夢や希望や市政に対する率直な意見を広く伺い、市民に開かれた市政運営につなげていきたいと思ひています。また、平成21年度は市制施行55周年の節目の年になります。各種イベントや

事業につきまして、節目の年にふさわしい工夫を凝らすなど、市制施行55周年記念事業としての質の向上に努め、美濃市のさらなる活力の創造を図ってまいりたいと思います。

最後に、平成まちづくり改革についてであります。

平成17年1月の平成まちづくり改革大綱及び同年3月に策定した行動計画に基づき、改革を着実に推進したことにより、平成15年度に比べ、19年度までに4年間で一般行政職員の職員削減、事業の見直し、経費の節減、補助金の適正化、出張所機能の見直しなど、約15億3,800万円の改革による効果がありました。また、昨年3月に策定した21年度から23年度までの行動計画に基づき改革を推進中であり、組織機構の見直しにより、平成20年度には一般行政職員を189人から179人に削減しております。さらに、効果的、効率的な財政運営、また持続可能な財政運営、市民協働型行政運営の確立、簡素で効率的な組織編成と職員数の削減、職員給与の適正化、この四つの改革事項から成る行動計画を、平成21年度から25年度までの5年間として、平成まちづくり改革委員会の御意見を伺いながら、新たに策定作業中があります。これに基づいて、平成まちづくり改革を着実に進め、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思います。

新年度においては、経常的経費5%の削減、各種団体への運営費等補助金は平成15年度予算額の30%減、各種イベント補助金は前年度予算額の5%減とするほか、徹底した事業の見直し、さらには受益者負担を原則として一部施設の使用料の見直しによる増収も見込んで予算編成しておりますが、平成21年度の早い時期に他の施設も同じように見直しをしていきたいと考えています。また、金利の高い公的資金の繰り上げ償還を引き続き行い、市債の公債費の負担の軽減を図ります。

市税の収納対策としては、本年は「もったいない運動」として、口座振替の推進とともに、滞納者に対する納税相談や分納誓約による収納強化、並びに今年度は自動車のタイヤロックといったものを活用して滞納処分の強化を図り、収納率の向上を図ってまいりたいと思います。国民健康保険税を初め、下水道料、水道料などの収納対策につきましてもさらに強化し、収納率の向上を図ってまいりたいと思います。

また、市の遊休資産につきましては、今後の利活用を検討しながら、処分可能な財産は積極的に処分することとし、自主財源の確保に努めてまいります。

行政評価制度については、事務事業評価から行政評価システム導入支援事業により、高度な行政評価制度の確立を目指してまいりたいと思います。なお、地方財政は、急激な景気の後退で地方税が減収しており、ある程度補てんされるとはいうものの、総体的に国の歳出・歳入一体改革などにより、さらに徹底的な歳出抑制が求められていると思います。本市におきましても、こうした状況を非常事態ととらえ、美濃市が存続し、持続可能な財政運営を目指していくためには、さらなる事業の絞り込みと将来を見通した施策が必要であると思います。

大変厳しい財政事情ではありますが、スローライフを楽しみながら、健康で安心・安全な生活が送れるよう、生き生きとした活力のある美濃市で、すべての市民が夢と希望を持ち、健康で生きがいに満ち、心豊かな日々を過ごすことができるように、さらに多くの人々に美

濃市を訪れていただき、その魅力ある美濃市をともに楽しんでいただけるためには、多種多様な施策に取り組むことが必要であると思います。私は、健全財政を堅持しながら、10年後、東海環状自動車の西回り線が整備されるときを美濃市の第2ステージと考え、そのまちづくりのための事業を絞り込み、限られた財源で最大限の効果を引き出さなければならないと思っています。そのためには、市民と協働で「もったいない運動」を展開しながら、さらなる行財政改革の推進により行政のスリム化を図るとともに、新たな財源の発掘をしていきたいと存じます。

市民と行政が協働して創意工夫し、我慢するところは我慢し、未来に向かって互いに力を合わせていくこと、また自助努力する人を支援し、あすに向けてともに頑張ることが次なる小さくともキラリと光るオンリーワンの美濃市のまちづくり等の道であると思います。今日まで美濃市が行ってきた市政運営の基本でもあります。

100年に1度と言われる経済危機を乗り切るためには、世界も日本も地域も企業も家庭も結束して、この難局を乗り切ってよい結果を出すべきだと考えています。美濃市においても、厳しい局面ではありますが、市と議会、市民が結束して力を合わせ、市民が健康で安心・安全に暮らせ、活力あるまちづくりに市民協働で取り組み、将来に向けて着実に前進させていかねばなりません。私は、協力すること、あるいはお互いに理解することが最も大事だと考えています。

市政運営に当たっては、私の信念であります「清新」を掲げ、私を初め職員一人ひとりが目標を達成するためにみずからを高めて、清廉にして、新しい政治により、市民と協働してまちづくりに努力してまいりたいと存じています。そのためには、さらなる市民の信頼と理解を得ることに努める必要があります。市民の声を聞いて、常に市民の立場に立ち、市民のために奉仕するという公務員としての責任と自覚を持ち、市民が主役の個性と魅力のある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向けて全力を傾注してまいります。あわせて、時代の変化と市民のニーズに対応した市民サービスと市民本位の低コストの行政システムの構築に取り組んでまいりたいと思います。

私は、議会や市民の信頼を得て、市長としての責任を果たすため、常に先頭に立ち、市民の最大の幸福が得られるよう、より市民の声を大切に市民主体の市政を着実に進めてまいりたいと存じます。さらなる市民の皆様、そして議員の皆様の御指導と御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について述べさせていただきました。長時間にわたる御清聴ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 議第 4 号から第 41 議第 41 号までと第 44 議第 44 号及び第 45 議第 45 号
(提案説明)

○議長（日比野 豊君） 日程第 4、議第 4 号から日程第 41、議第 41 号までと日程第 44、議第 44 号及び日程第 45、議第 45 号までの 40 案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第 4 号について、副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） それでは、議第 4 号 平成 21 年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成 21 年度の予算編成に当たりましては、世界的な経済金融危機による景気の大きな後退により、市税収入の大幅な減少が予想される中、財政状況はここ数年にも増して、極めて厳しい状況であります。こうした状況下で、引き続き徹底した行財政改革を進めまして、持続的な財政運営に努め、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを目指した第 4 次総合計画の総仕上げに向けて、都市環境の整備、産業の振興、市民生活の向上、教育・文化の向上、市民参加の推進と将来の都市像の実現のために、五つの基本目標の施策・事業を着実に進めていくことを基本とし、市民の皆様と協働で、健康、安心、安全で活力ある将来の美濃市の姿を見据え、真に必要な施策の選択と、限られた財源で効果的な施策展開を図ることを重点に平成 21 年度予算編成をいたしました。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。赤スタンプ 2 番の平成 21 年度美濃市予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、82 億 1,800 万円と定め、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によると定めるものでございます。

第 2 条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、「第 2 表 債務負担行為」によるものと定めるものであります。

第 3 条は、建設事業等に充てるため起こすことのできる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を、「第 3 表 地方債」によると定めるものであります。

第 4 条は、予算の執行に当たり、資金繰りのため借り入れる一時借入金の最高限度額を 10 億円と定めるものであります。

第 5 条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる費目として、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合の同一款内での流用を定めるものであります。

次に 2 ページをお開きください。

第 1 表は、平成 21 年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に 9 ページをお開きください。この表は、第 2 条で定める平成 21 年度における借り入れ

る各種資金に対する利子補給を初め、債務保証、奨励金等で、その負担が後年度にわたる事業で、公共用地等の取得費等、11の事業について、その期間や限度額を定めるものであります。

次に10ページをごらんください。この表は、第3条で定める地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもので、市庁舎耐震化事業、地域防災交流センター整備事業、臨時財政対策債、公的資金繰上償還借換債の4件の起債で、限度額の合計は5億5,010万円であります。

次に11ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括でございますが、12ページでございます歳入の合計は本年度の予算額82億1,800万円で、前年度に比べて6億1,500万円、前年比7%の減となっております。

次に13ページの歳出の総括表であります。表の一番下の歳出合計の財源内訳を申し上げますと、国・県支出金は8億2,971万8,000円で10.1%を占めており、地方債は2億1,010万円で2.6%を占めております。なお、地方債の臨時財政対策債3億4,000万円につきましては、地方交付税の不足分を補てんするためのものでありますので、一般財源としております。また、その他の財源は6億3,854万5,000円で7.8%となっております。以上、特定財源の合計は16億7,836万3,000円で20.4%となり、一般財源は65億3,963万7,000円で79.6%の割合となっております。なお、歳入歳出予算の内容につきましては、後ほど別の資料でも御説明申し上げます。

それでは135ページをお開きください。これは給与費明細書でございます。特別職と一般職に分けて、それぞれの人員、給与費、共済費など、21年度と20年度を比較して記載しておりますので、後ほど参考にしてごらんいただきたいと思っております。

以上で予算書に対する説明を終わります。次に赤スタンプ5番の平成21年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。この表は、歳入における一般会計当初予算の平成20年度との比較表でございます。各款ごとに、構成比の大きいもの及び前年度と比較して増減の著しいものについて御説明申し上げます。

第1款 市税は30億2,956万円、構成比36.9%、前年度対比7.2%、2億3,515万円の減となりました。これは主に、景気後退により個人、法人市民税等の減少を見込んで計上いたしました。

次に第10款 地方交付税は22億8,500万円、構成比27.8%、前年度対比6.5%、1億4,000万円の増となりました。21年度は、生活防衛のための緊急対策に基づき雇用創出、地域の元気回復等で、別枠として地方交付税が増額されたことに伴い増となりました。

次に第14款 国庫支出金4億254万6,000円、構成比4.9%、前年度対比13.6%、6,331万9,000円の減となりました。減少となりました主なものは、20年度に施工しました牧谷小学校舎増築事業が完了したことでございます。なお、21年度の主なものとしたしましては、立花

停車場線橋梁修繕事業、まちづくり交付金等でございます。

次に第18款 繰入金は3億7,842万2,000円、構成比4.6%、前年度対比44.1%、2億9,870万円の減となりました。これは、財政調整基金2億7,000万円の減を初め、減債基金1,000万円の減、都市計画事業基金1,000万円の減などが主な減少でございます。なお、21年度は財政調整基金より3億円の繰り入れを計上いたしました。

次に第21款 市債5億5,010万円、構成比6.7%、前年度対比10.9%、5,400万円の増となりました。これは、市庁舎耐震化事業、地域防災交流センター整備事業、臨時財政対策債等でございます。

以上、歳入の合計は82億1,800万円で、前年度に比べ6億1,500万円、7%の減となりました。

次に2ページをお願いします。

歳出につきましても、この比較表により御説明申し上げます。

第1款 議会費は1億3,569万5,000円で、構成比1.7%、対前年度155万4,000円、1.2%の増で、これは議員報酬、人件費が主なものでございます。

第2款 総務費は11億7,830万円で、構成比14.3%、対前年度1億986万2,000円、10.3%の増となりました。主な内訳は、地震対策として、防災の拠点となる市庁舎の耐震化事業、牧谷線やコミュニティバスの自主運行事業、地域地域で自主的にみずから考え、みずからの参加・実践により実施されます地域づくり事業への支援、民間活力創生事業、衆議院議員選挙費等でございます。

第3款 民生費は20億8,338万3,000円で、構成比25.4%、対前年度1,942万2,000円、0.9%の減となりました。主な内訳は、福祉医療費、障害者自立支援費、保育所運営経費、国保特別会計、老人・介護・後期高齢者特別会計への繰出金等でございます。なお、中学生の外来の医療費を21年度から無料にし、義務教育終了までの子供の医療費の無料化を実施するものであります。また、障がい者やひとり暮らしの高齢者等への住宅火災警報器設置の助成も行うものでございます。

第4款 衛生費は8億580万6,000円で、構成比9.8%、対前年度1,027万6,000円、1.3%の減となりました。主な内訳は、母子保健事業、健康増進事業、火葬場改築事業、簡易水道会計繰出金、美濃病院事業への負担金、中濃広域行政事務組合負担経費等でございます。なお、母子保健事業においては、妊婦健診の助成の回数が5回から14回にふえます。また、火葬場改築につきましては、近隣の方々の御理解を得ながら用地測量、地質調査等事前調査を進めるものでございます。

第5款 労働費614万円で、構成比0.1%、対前年度7万5,000円、1.2%の減となりました。主な内訳は、雇用対策事業補助経費、県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は2億9,647万1,000円で、構成比3.6%、対前年度424万2,000円、1.4%の減となりました。主な内訳は、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業、間伐実施確保対策事業補助経費、農業集落排水特別会計繰出金、中濃地域農業共済組合負担経費等でご

ざいます。

第7款 商工費は2億4,196万7,000円で、構成比2.9%、対前年度2億3,448万7,000円、49.2%の減となりました。前年度に比べまして大きく減少しておりますが、これは20年度に施工しました観光ふれあい広場整備事業の完了により、減少となったものでございます。主な事業の内容につきましては、商工会議所が市民の消費力を高め、地域経済の活性化を図るために実施される地域活性化プレミアム付商品券発行事業への補助、緊急経済対策として取り組んでおります原材料価格高騰緊急利子・保証料補給経費、小口融資貸付経費や、あかりアート展開催への補助経費等でございます。

第8款 土木費は9億7,782万6,000円で、構成比11.9%、対前年度1億6,068万3,000円、14.1%の減となりました。主な内訳は、サイクルシティ美濃を推進するため、サイクルツアーコースの整備、サイン、自転車用パーキングポールの設置を含めた道路新設改良費や交通安全施設費、立花停車場線橋梁修繕等の橋梁維持費、美濃インター前土地区画整理受託事業、もみじが丘第1公園景観形成整備事業、美濃市らしい住まいづくり推進事業、下水道特別会計繰出金等でございます。

第9款 消防費は4億1,160万8,000円で、構成比5%、対前年度814万1,000円、2.0%の増となりました。主な内訳は、消防団等運営補助経費、小型動力ポンプ付積載車更新事業、中有知地区に建設予定の地域防災交流センター整備事業の用地取得費や設計委託料でございます。そのほか、中濃消防組合負担経費等でございます。

第10款 教育費は9億1,568万8,000円で、構成比11.1%、対前年度2億2,892万7,000円、20%の減となりました。20年度に比べ、大きく減となっているのは、牧谷小学校の改築事業が完了したことによるものでございます。主な内訳は、少人数指導等教育推進経費、土幌町フレンドシップ交流事業、町並み保存整備事業、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費等でございますが、そのほか和紙の里スポーツ広場テニスコート改修、中学校へのAEDの配備なども進めるものであります。

第11款 災害復旧費は2万円で、対前年度増減なしとなりました。これは、災害が発生した場合に予算措置をするための経費でございます。

第12款 公債費は11億5,459万6,000円で、構成比14.1%、対前年度8,144万5,000円、6.6%の減となりました。主な内訳は、市債償還と公的資金繰上償還に係る元金と利子でございます。

その他の款の説明は省略させていただきまして、歳出の合計は82億1,800万円でございます。

次に3ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。主な内容は、1の人件費から横へ12の繰出金までを性質別に分類して、平成21年度と20年度を比較し、伸び率、構成比率をあらわしたものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は、職員の給与、議員及び各種委員等の報酬で、21

年度は17億5,139万7,000円で、20年度に比べますと319万9,000円、0.2%の減であります。

2の物件費は、庁舎等各施設の管理運営経費や庁費等事務経費で、21年度は10億4,627万7,000円で、20年度に比べますと306万2,000円、0.3%の減であります。3の維持補修費は、道路、学校等の修繕を初め施設の維持に係るもので、21年度は3,653万円で、20年度に比べますと377万円、9.4%の減であります。4の扶助費は、福祉医療費、障害者自立支援費、児童手当給付費、生活保護費等で、21年度は10億2,129万7,000円で、20年度に比べますと831万9,000円、0.8%の減であります。5の補助費等は、地域づくり支援事業、中濃消防組合負担経費、中濃広域行政事務組合負担経費、各種団体などへの補助金等で、21年度は12億2,320万6,000円で、20年度に比べますと1,464万6,000円、1.2%の減であります。6の普通建設事業費は、市庁舎耐震化事業、美濃インター前土地区画整理受託事業、立花停車場線橋梁修繕事業等で、21年度は5億3,413万5,000円で、20年度に比べますと4億9,217万1,000円、48%の減となりました。

8の公債費は、21年度は11億5,454万6,000円で、20年度に比べますと8,144万5,000円、6.6%の減となりました。これは、市債の償還元金と利子及び公的資金繰上償還元金であります。

11の貸付金は、21年度は3,500万円で、20年度に比べますと1,000万円、22.2%の減となりました。これは起業家資金支援融資、小口融資預託金等でございます。

12の繰出金は、下水道特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等の各特別会計への繰出金で、21年度は13億9,873万5,000円で、20年度に比べますと136万円、0.1%の減となりました。

なお、下の半分は、性質別の21年度の予算額と20年度の予算額を棒グラフであらわし、比較したものでございます。

次に4ページをお願いいたします。この表は予算の財源を比較したもので、左の表は、一般財源と特定財源に区分して、21年度と20年度の予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。

表の中ほどにあります一般財源の計の欄は、21年度は65億3,963万7,000円で、構成比は79.6%、伸び率はマイナスで4.4%となり、これに対して特定財源は16億7,836万3,000円で、構成比は20.4%で、伸び率はマイナス15.7%となっております。

なお、財源比較表をもとに、右上においては、その財源を一般財源と特定財源に区分した円グラフを、右下においては、その財源を自主財源と依存財源に区分した円グラフを示しておりますので、参考にござらんください。

以上で議第4号の説明を終わります。どうか十分御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1 時00分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号、議第22号、議第23号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号の14案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第 5 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。

交通災害共済事業につきましては、市民各位の御理解と御協力によりまして、平成21年1月末で加入者 1 万956人、加入率は46.78%となっております。今後も、より一層多くの市民の方々に御加入いただくよう、啓発に努力してまいりたいと存じます。

それでは、赤スタンプ 2 番の予算書の147ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ424万4,000円と定めるものであります。

次に、149ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきます。

歳入の 1 款 交通災害共済事業収入332万1,000円は、加入者9,226人分の会費で、平成20年度の実績を勘案して算出したものであります。

2 款 繰入金79万6,000円は、就学前 2 年の幼児、小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々合計2,211人分の会費を一般会計から繰り入れるものであります。

3 款 繰越金1,000円は前年度からの繰越金で、4 款 財産収入12万5,000円は準備積立金の運用収入、5 款 諸収入1,000円は預金利子でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款 交通災害共済事業費は424万4,000円で、この内容は、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費等であり、歳入歳出予算ともに合計は424万4,000円となります。

150ページ以降の説明は省略させていただきます、議第 5 号についての説明を終わります。

次に、議第 6 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、国保を取り巻く状況は、高齢者や低所得者の増加、医療の高度化、税収の減少などによりまして、依然として厳しい状況に置かれております。美濃市における一般の保険給付費は、平成20年 3 月から10月の期間について、前年と比較して11.3%の伸びとなっております。国においては、平成20年度には後期高齢者医療制度や特定健診等の制度改革が行われました。こうした状況等を勘案いたしまして、平成21年度予算編成をしたところでございます。

それでは、赤スタンプ 2 番の予算書の157ページをお開きください。

第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,793万2,000円と定めるものでございま

す。

第2条では、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定であります。保険給付費にあっては、款の中で流用できるものと定めるものでございます。

次に、163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

歳入の1款 国民健康保険税6億8,465万9,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の医療分、後期高齢者支援分、介護分の現年度、過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料32万3,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金5億5,779万6,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定した療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金及び特定健診等負担金などの収入を見込んだ額でございます。

4款 療養給付費交付金8,657万5,000円は、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金4億4,144万5,000円は、20年度に創設された前期高齢者交付金でございます。

6款 県支出金1億3,107万3,000円は、国と同様な高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金、財政調整交付金と国保助成金でございます。

7款 共同事業交付金2億1,627万4,000円は、県国保連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

8款 財産収入46万円は、国保財政調整基金から生じる利子収入でございます。

9款 繰入金1億6,528万6,000円は、一般会計と国保財政調整基金からの繰入金でございます。

10款 繰越金5,000万円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

11款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、164ページをお開きください。

歳出の1款 総務費6,560万7,000円は、主に職員人件費などの一般管理費、賦課徴税費、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費14億7,899万4,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 後期高齢者支援金等2億7,543万4,000円は、20年度から始まりました後期高齢者医療保険への支援金等でございます。

4款 前期高齢者納付金等34万4,000円は、20年度から始まりました前期高齢者医療制度で、社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 老人保健拠出金4,026万9,000円は、社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

6款 介護納付金1億3,315万5,000円は、介護保険に係る納付金でございます。

7款 共同事業拠出金2億8,485万8,000円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る県国保連への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,394万1,000円は、保健衛生普及啓発事業、健康づくり推進事業、健康フェア開催事業、医療費通知事業、人間ドック助成事業等で、疾病予防の推進を図るものでございます。

9款 基金積立金47万円は、財政調整基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

10款 公債費25万円は、一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

11款 諸支出金161万円は、保険税の還付金等に充てるものでございます。

12款 予備費は4,300万円を計上いたしました。

以上、歳入及び歳出合計はそれぞれ23億3,793万2,000円となったところでございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきます、議第6号の説明を終わります。

次に、議第7号 平成21年度美濃市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

予算書の191ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ196万9,000円と定めたものでございます。

老人保健につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートしましたことで、事実上制度は終了しておりますが、過年分の支払いが発生する可能性がありますので、予算を定めております。

では、195ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 支払基金交付金97万1,000円は、医療保険各保険者の拠出金で運営しております社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、医療費の12分の6相当額と審査支払手数料交付金でございます。

2款 国庫支出金64万円は、医療費の12分の4相当額でございます。

3款 県支出金16万円は、医療費の12分の1相当額でございます。

4款 繰入金19万7,000円は、一般会計からの繰入金で、医療費の12分の1相当額と事務費分でございます。

5款 諸収入1,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出の1款 総務費1万5,000円は、医療費支給に要する一般事務費で、レセプト点検や電算処理等の経常経費でございます。

2款 医療諸費195万4,000円は、入院、外来、柔道整復等医療費とレセプト審査手数料でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ196万9,000円でございます。

196ページ以降の説明は省略させていただきます、議第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第11号 平成21年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の267ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億2,843万4,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、前年度の実績に基づいて在宅及び施設等サービス費を推計し、介護給付費総額を算出いたしました。

273ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料2億4,260万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万5,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金3億3,934万5,000円は、介護給付費の負担金と調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金4億955万4,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金2億634万5,000円は、介護給付費交付金と介護予防事業交付金でございます。

6款 財産収入43万5,000円は、基金の利子でございます。

7款 繰入金2億2,935万3,000円は、介護給付費、介護予防事業費等に係る一般会計からの繰入金と介護保険準備基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金75万円は、前年度からの繰越金でございます。

9款 諸収入5,000円は、第三者納付金等でございます。

274ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,884万2,000円は、人件費と国保連合会負担金、介護認定事務費等でございます。

2款 保険給付費13億4,887万円2,000円は、在宅介護、地域密着型介護、施設介護の給付費等でございます。

3款 地域支援事業費3,933万円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金44万円は、基金の利子等を積み立てるものでございます。

5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金75万円は、過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は14億2,843万4,000円となりました。

275ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第11号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第12号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の295ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億4,956万5,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定した療養給付費、保険基盤安定や事務費等の美濃市負担分と、保険料徴収経費等を推計し、総額を算定いたしました。

299ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億5,364万9,000円は、75歳以上の方の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料2万円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金387万8,000円は、保健事業委託金でございます。

4款 繰入金2億9,181万6,000円は、療養給付費、保険基盤安定、事務費負担金等に係る一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金20万円は、前年度繰越金でございます。

6款 諸収入2,000円は、延滞金、預金利子でございます。

300ページをお開きください。

歳出の1款 総務費328万3,000円は、保険料の徴収事務費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億4,200万4,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、一般事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費387万8,000円は、健診経費等でございます。

4款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金20万円は、過年度分の保険料還付金です。

以上、歳入及び歳出予算総額は4億4,956万5,000円でございます。

301ページ以降の説明は省略させていただきます。議第12号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第16号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、赤スタンプ3番の補正予算書、56ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものであります。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ464万6,000円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括の歳出の表により歳入もあわせて御説明いたしますので、58ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費は110万4,000円を減額し464万6,000円とするもので、内容は、委員報酬、交通災害共済給付金の減額と、通信運搬費、積立金の増額でございます。

平成20年度における給付状況は死亡ゼロ件、傷害は未審査分を含めて29件の見込みとなっております。財源内訳は、事業収入が166万3,000円の減額、繰越金56万円の増額、その他が財産収入、諸収入合わせて1,000円の減額でございます。

59ページ以降の説明を省略させていただきます、議第16号の説明を終わります。

次に、議第17号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の64ページをお開きください。

今回の補正は、主に歳入では、保険税調定額の減少による保険税収入の減額、前期高齢者交付金の確定に伴う減額、予算不足を補うための国保財政調整基金の取り崩し、歳出では、保険給付費の決算見込みに伴う減額、介護納付金の確定に伴う減額の予算措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,634万3,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ23億5,245万7,000円とするものでございます。

69ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

2款 保険給付金費は1億3,060万5,000円を減額し15億1,377万3,000円とするもので、これは平成20年度に大幅な制度改正があり、決算見込み額が減少することに伴う減額です。財源内訳は、保険税を1,372万円、国・県支出金を1,953万8,000円、交付金を1億6,553万円をそれぞれ減額し、その他は、財政調整基金繰入金など6,818万3,000円を増額するものでございます。

3款 後期高齢者支援金等は、財源の変更を行うものでございます。

4款 介護納付金は3,089万8,000円を減額し1億1,849万3,000円とするもので、今年度分の確定に伴う減額でございます。財源内訳は、保険税を398万円、国・県支出金を1,281万3,000円、交付金を1,410万5,000円それぞれ減額するものでございます。

7款 共同事業拠出金は198万円減額し2億5,405万8,000円とするもので、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金が確定したことに伴う減額でございます。財源内訳は、保険税を減額するものでございます。

8款 保健事業費は312万円を減額し1,173万1,000円とするもので、特定検診受診者が見込みより少なかったことによる委託料の減額と、無受診世帯への記念品の廃止に伴う減額です。財源内訳は、保険税156万9,000円、国・県支出金29万2,000円、交付金35万9,000円、その他90万円をそれぞれ減額するものでございます。

9款 基金積立金は26万円を増額し65万円とするもので、基金利子の増額によるものでございます。

70ページ以降の説明は省略させていただきます、議第17号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第18号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明

いたします。

補正予算書の80ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成20年11月までの医療費確定に伴う最終的な見直しによる医療費の減額でございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ9,295万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ2億4,963万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

82ページをお開きください。

歳出の2款 医療諸費は9,295万1,000円を減額し、補正後の額を2億4,165万2,000円とするもので、これは入院、外来などの医療給付費、柔道整復、高額医療費などの医療費支給費の決算見込み額を算出した結果、不用額の補正をお願いするものであります。財源内訳は、基金交付金4,616万8,000円、国・県支出金3,893万8,000円、一般会計からの繰入金778万6,000円、その他財源5万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

合計欄で、補正前の額から9,295万1,000円を減額して、2億4,963万3,000円とするものでございます。

83ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第22号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の114ページをお開きください。

今回の補正は、平成20年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ2,577万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ14億4,016万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、118ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は149万2,000円を減額し、補正後の額を4,535万2,000円とするもので、介護保険事業計画等作成委託料の減額などがございます。財源は、国・県支出金207万6,000円の減額と、一般会計からの繰入金を58万4,000円増額するものでございます。

2款 保険給付費は5,224万円を減額し、補正後の額を12億7,409万円とするもので、特別養護老人ホームなどの施設介護給付費や介護予防給付費等の減額でございます。財源内訳は、保険料807万2,000円、国・県支出金2,030万8,000円、交付金1,614万3,000円、その他財源は、一般会計からの繰入金771万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

4款 地域支援事業費は1,106万1,000円を減額し、補正後の額を3,216万2,000円とするもので、介護予防事業や包括的支援事業などの事業費委託料の減額でございます。財源内訳は、

保険料209万9,000円、国・県支出金561万円、交付金148万3,000円、その他財源は、一般会計からの繰入金186万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

5款 基金積立金は3,902万1,000円を追加し、補正後の額を5,145万1,000円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料1,035万1,000円、交付金703万3,000円、その他財源2,163万7,000円は、基金利子1万4,000円と繰越金2,162万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に2,577万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ14億4,016万2,000円とするものでございます。

119ページ以降の説明は省略させていただきます、議第22号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第23号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の126ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合への負担金等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,889万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ4億1,076万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、129ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は8万5,000円を追加し、補正後の額を228万7,000円とするもので、印刷製本費の減額と電算処理委託料の増額でございます。財源は、一般会計からの繰入金9万5,000円の減額と、その他財源として国庫支出金18万円を増額するものでございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は1,836万7,000円を減額し、補正後の額を4億773万1,000円とするもので、広域連合が行います保険料等の賦課、保健事業、一般事務などに係ります負担金を減額するものでございます。財源は、保険料1,615万5,000円、一般会計からの繰入金213万2,000円、その他8万円をそれぞれ減額するものでございます。

3款 保健事業費は60万9,000円を減額し、補正後の額を54万5,000円とするもので、後期高齢者健診経費を減額するものでございます。財源内訳は、広域連合からの委託金60万9,000円を減額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に1,889万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ4億1,076万3,000円とするものでございます。

130ページ以降の説明は省略させていただきます、議第23号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第31号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容について説明させていただきます。

赤スタンプ1番の議案集6ページと、赤スタンプ4番の議案説明資料12ページをお開きく

ださい。

今回の一部改正は、乳幼児等の福祉医療費助成について、現在、中学生は入院費だけを対象としておりますが、通院費も含めることにより、義務教育終了までの医療費を無料化するために必要な改正を行うものでございます。

議案説明資料の13ページをお開きください。

第4条は支給額について定めており、乳幼児等のうち、中学生は入院医療費に限ると規定をしている括弧書きを削るものでございます。

第5条は、受給者証の交付申請について、中学生になる者について規定しているただし書きを削るものでございます。

附則は、本条例の施行日を平成21年4月1日とするものでございます。

以上で議第31号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第32号 美濃市地域活動支援センター設置条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集7ページと、説明資料の14ページをお開きください。

この条例は、障害者自立支援法の施行に伴い、心身障がい者小規模授産施設美濃市みのりの家作業所につきまして、小規模作業所から法定施設としての地域活動支援センター美濃市みのりの家作業所に移行するため、地域活動支援センターの設置条例を制定し、あわせて美濃市みのりの家作業所設置条例を廃止するものでございます。

議案集の7ページをごらんください。

第1条は目的を定めており、障がい者等の地域生活支援を図るため、障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを設置し、その管理に関する必要な事項を定めるものとしております。

第2条は名称及び位置を定め、センターの名称を美濃市地域活動支援センター美濃市みのりの家作業所としております。

第3条は利用者の範囲を定めており、障がい者及び障がい児のうち義務教育年齢を超えた市内居住者とし、あわせて例外規定を設けております。

第4条は、施設の管理は指定管理者に委託するものとし、第5条は指定管理者が行う業務を定めております。

第6条は開所時間を午前9時から午後4時までとし、第7条は休所日を定めております。

第8条は規則への委任でございます。

附則の第1項は本条例の施行日を定め、第2項は美濃市みのりの家作業所設置条例の廃止、第3項は経過措置を定めております。

以上で議第32号の説明を終わります。

次に、議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその改正内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の9ページ、それから赤スタンプ4番の説明資料の15ページをお開きください。

美濃市の国民健康保険につきましては、平成16年度に保険税条例を改定し、平均10.89%の引き上げを行い、5年間運営してまいりましたが、医療費の自然増が続き、また、医療制度改革により、65歳以上75歳未満の退職者医療該当者が一般保険給付費へ移行したことに伴う増加、景気後退による税収の減少等により、経営努力だけでは健全な経営が危ぶまれてまいりました。

財政調整基金残高は、平成19年度末で1億5,295万円となっておりますが、平成20年度中には約6,000万円の基金を取り崩す見込みとなり、20年度決算時には1億円を切る見込みでございます。こうした現状を踏まえて、今後の国民健康保険事業の経営の安定化、健全化を図るため、被保険者1人当たり平均10%の税率引き上げと、低所得者の保険税減額基準の改正をお願いするものでございます。

それでは、説明資料の16ページをごらんください。

条例新旧対照表で詳しく御説明をいたします。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を定めており、その率を「100分の4.66」から「100分の5.35」に改めるものでございます。

第4条は、被保険者の資産割額を定めており、その率を「100分の28.5」から「100分の31.83」に改めるものです。

第5条は、被保険者の均等割額を定めており、被保険者1人について「2万3,200円」を「2万5,800円」に改めるものでございます。

第5条の2は、被保険者の世帯別平等割額を定めており、特定世帯は「9,600円」を「1万550円」に、それ以外の世帯は「1万9,200円」を「2万1,100円」に改めるものでございます。

第6条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めており、その率を「100分の1.35」から「100分の1.5」に改めるものでございます。

第7条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額を定めており、その率を「100分の8.2」から「100分の8.86」に改めるものでございます。

第7条の2は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額を定めており、被保険者1人について「6,500円」を「7,100円」に改めるものでございます。

第7条の3は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めており、特定世帯は「2,700円」を「2,900円」に、それ以外の世帯は「5,400円」を「5,800円」に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を定めており、その率を「100分の1.15」から「100分の1.36」に改めるものでございます。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る資産割額を定めており、その率を「100分の7.5」から「100分の8.56」に改めるものでございます。

第9条の2は、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を定めており、1人について「8,200円」から「9,200円」に改めるものです。

第9条の3は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を定めており、1世帯について「4,800円」から「5,400円」に改めるものでございます。

第23条は、保険税の減額について定めており、改正前の6割軽減世帯を7割に、同じく4割軽減世帯を5割に拡充し、2割軽減世帯を新たに制定するものでございます。

第1号は7割軽減世帯の対象となる所得が33万円以下の世帯について、それぞれ減額する額を定めております。第2号は5割軽減世帯について、第3号は2割軽減世帯について、それぞれ減額する額を定めております。

次に、赤スタンプ1番の11ページをお開きください。

附則の第1項では、施行期日を平成21年4月1日からとし、第2項では、適用区分を平成21年度分の国民健康保険税からとするもので、平成20年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で議第33号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第34号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集の12ページと、説明資料の21ページをお開きください。

今回の一部改正は、介護保険法第117条の規定による第4期介護保険等事業計画の策定に伴います総介護給付費等の見直しや、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策などにより、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料の必要な改正等を行うものでございます。

議案説明資料の22ページをごらんください。

第2条は、平成21年度から平成23年度までの保険料について、保険料率の区分の変更と、介護報酬プラス3%上乗せをした区分ごとの保険料の改正でございます。

第4条第3項は、保険料率の区分変更に伴う条項番号の整理でございます。

次に、議案集の13ページをお開きください。

附則第1条は施行期日を定め、第2条は、税制改正に伴う激変緩和措置の終了に伴い影響を受ける方などへの対策として、前年の合計所得金額が125万円未満の方の保険料を第2条の規定にかかわらず3万6,670円と定めるものでございます。

第3条は、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策に関連するものでございます。国の対策は、3%の保険料上昇分を3ヵ年度かけて段階的に引き上げとしていますが、市としては、国と同額を準備基金から繰り入れることで、保険料の上昇分を全額抑制する規定でございます。

15ページに行って、第4条は経過措置を定めたものでございます。

もう一度説明資料の21ページをごらんください。

二つの表は、これらの改正をまとめたものでございます。

上の第2条関係の表は、現行の6区分から8区分として低所得者の保険料軽減を図ることと、3%の介護報酬改定を上乗せをした本来の保険料を示しております。下の附則関係の表は、本来の保険料に対して基金で補てんすることにより、実質の保険料を現行以下とするこ

とをあらわしています。上表の標準保険料である区分欄の(5)を見ていただきますと、平成18年度から平成20年度の保険料年額は3万9,600円ですが、改定により同4万750円となります。下表の区分欄(5)では、基金繰入金により、実質の保険料が現行と同額である年額3万9,600円、月額3,300円となり、結果としまして、当市の平成21年度から23年度までの保険料は、現行の保険料と同額となります。加えて、今回の改正で低所得者への保険料の軽減等を図るため、徴収区分を6区分から8区分にしたことにより、1人当たりの平均保険料は、現行の額より下がることとなります。

以上で、議第34号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第19号、議第20号、議第21号、議第25号、議第40号の9案件について、建設部参事兼上下水道課長 丸茂勝君。

○建設部参事兼上下水道課長（丸茂 勝君） それでは、議第8号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の203ページをお開きください。

簡易水道は、5施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。本年度は、半道簡易水道の新井戸の水質検査を引き続き実施し、安全性の確保に努めてまいります。また、20年度に策定いたしました美濃市水道ビジョンをもとに、今年度は整備状況及び将来計画の確認・整理、水運用計画、年次計画など、具体的な検討を行います。各施設につきましては、給水施設の定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,748万円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めたものでございます。

それでは、207ページの歳入歳出予算事項別明細書総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 使用料及び手数料7,600万3,000円は、水道使用料及び手数料などでございます。

第2款 工事費収入15万7,000円は、給水工事の受託費でございます。

第3款 負担金102万5,000円は、新規加入者の加入負担金などでございます。

第4款 繰入金5,028万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款 簡易水道費4,837万9,000円は、人件費や事務経費、各施設の電力料などの運用経費及び施設の保守経費などでございます。

第2款 公債費7,860万1,000円は、市債の定期の元利償還金でございます。

第3款 予備費では、50万円を計上いたしました。

208ページ以降の説明は省略し、議第8号の説明を終わります。

次に、議第9号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の223ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用の水質保全、農村の生活環境の向上を図るために6地区で供用開始しております。平成20年度は、乙狩地区におきまして、管路整備並びに処理施設の機械電気設備工事を行いました。なお、供用開始は平成21年4月を予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,021万5,000円とするものでございます。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、226ページの「第2表 債務負担行為」をごらんください。水洗便所等改造資金利子補給の期間を21年度から26年度とし、限度額を30万円とするものでございます。

また223ページに戻っていただきまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるもので、226ページの「第3表 地方債」に、目的を公的資金繰上償還借換債、限度額1,360万円、利率は年5%以内、償還の方法は表に記載したとおりとするものでございます。

それでは、227ページの歳入歳出予算事項別明細書総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金210万円は、各処理区の新規の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,941万7,000円は、農業集落排水使用料でございます。

第3款 県支出金977万7,000円は、乙狩地区整備費に係る特定基盤整備交付金でございます。

第4款 財産収入31万9,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金1億7,499万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入2,000円は、預金利子などでございます。

第8款 市債1,360万円は、公的資金繰上償還借換債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款 農業集落排水事業費1億754万8,000円は、施設維持管理経費及び事務経費などでございます。

第2款 公債費1億4,266万7,000円は、市債の元利償還金でございます。

228ページ以降の説明は省略し、議第9号の説明を終わります。

次に、議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の243ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、三つの処理区で整備を進めております。平成21年度は、左岸処理区と

長瀬処理区の汚水管整備及び舗装復旧工事を予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,555万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、246ページの「第2表 債務負担行為」をごらんください。水洗便所等改造資金利子補給は、期間は平成21年度から26年度まで、限度額は20万円とするものでございます。

243ページへ戻りまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、246ページの「第3表 地方債」をごらんください。下水道事業の起債は、限度額1億3,170万円、公的資金繰上償還借換債は、限度額580万円であり、利率、償還の方法は表に記載したとおりでございます。

また、243ページに戻りまして、第4条は、一時借入金の最高額を4億と定めるものでございます。

それでは、247ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金4,042万円は、受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億804万6,000円は、下水道の使用料などでございます。

第3款 県支出金1,058万9,000円は、管渠整備費及び処理場の建設費に対する特定基盤交付金でございます。

第4款 財産収入41万1,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金5億5,672万9,000円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入186万円は、左岸処理場の雨水排水ポンプ維持管理費負担金収入などでございます。

第8款 市債1億3,750万円は、管渠整備及び処理場建設を対象事業とした市債及び公的資金繰上償還借換債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

248ページをお開きください。

第1款 総務費5,721万6,000円は、事務経費などでございます。

第2款 下水道事業費2億6,703万円は、施設維持管理経費、管渠建設費などでございます。

第3款 公債費6億3,131万円は、市債の元利償還金でございます。

249ページ以降の説明は省略し、議第10号の説明を終わります。

次に、議第14号 平成21年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の341ページをお開きください。

上水道は、平成12年度から実施しております第5次拡張事業計画に基づき、本年度は、亀野配水池への送水管新設工事などを実施いたします。経営につきましては、平成20年度に策

定いたしました美濃市水道ビジョンをもとに、施設の合理化かつ効率的な管理・運用により経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を3億3,336万7,000円に定めるものでございます。次の342ページをお開きください。支出の第1款 水道事業費用の予定額は2億9,219万4,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額は2,184万5,000円に定めるものでございます。支出の第1款 資本的支出の予定額は1億7,293万3,000円に定めるものであり、資本的収入が資本的支出に対して1億5,108万8,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧内において、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、定めるものでございます。

第5条は、起債の目的・限度額を表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を4,120万9,000円と定めるものでございます。

344ページ以降の説明は省略し、議第14号の説明を終わります。

次に、議第19号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の88ページをお開きください。

88ページの内容は、今回補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、事業などの確定に伴い補正を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ780万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億9,478万7,000円とするものでございます。

それでは、90ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費は237万円を減額して、補正後の額を4,821万1,000円とするものであり、その内容は、施設維持管理経費の減額と工事費等の額の確定による減額でございます。財源内訳は、使用手数料99万9,000円を減額し、その他で繰入金137万1,000円を減額するものでございます。

第2款 公債費は543万7,000円を減額して1億4,607万6,000円とするもので、財源内訳は、使用手数料で150万円を減額し、その他の繰入金393万7,000円を減額するものでございます。

91ページ以降の説明は省略し、議第19号の説明を終わります。

次に、議第20号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につい

て御説明申し上げます。

議案集の赤スタンプ3番、補正予算書の94ページをお開きください。

今回の補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、乙狩地区整備事業費等の補正を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を4億5,658万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区整備事業費の減額補正に伴い、96ページの第2表のとおり、限度額を8,200万円に減額するものでございます。

それでは、97ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費は933万6,000円を減額し、補正後の額を2億4,948万9,000円とするものであり、その内容は、乙狩地区整備事業費の減額、並びに事務経費、基金積立金、施設管理経費を補正するものでございます。財源内訳は、県支出金が43万9,000円増額、地方債が680万円の減額、一般会計からの繰入金が82万5,000円の減額、その他で分担金、使用料、基金利子215万円を減額するものでございます。

第2款 公債費は266万9,000円を減額し、補正後の額を2億709万5,000円とするもので、償還元金及び利子の確定によるものでございます。補正額の財源内訳は、県支出金が2万円増額、一般会計からの繰入金268万9,000円減額するものでございます。

98ページ以降の説明は省略し、議第20号の説明を終わります。

次に、議第21号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集の赤スタンプ3番、補正予算書の104ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、建設事業などの補正を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億141万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を10億3,691万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございます。107ページの「第2表 繰越明許費」をごらんください。左岸処理区管渠整備事業は、県道改良工事のおくれにより年度内の完成が困難となり、補助事業585万4,000円と単独事業で800万円を繰越明許費と定めるものでございます。

104ページへお戻りください。

第3条は地方債の限度額を改めるもので、107ページの第3表のとおり管渠整備事業費の減額補正に伴い、限度額を1億5,230万円に減額変更するものでございます。

それでは、108ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は90万5,000円を減額し、補正後の額を2,194万1,000円とするものであり、下水道施設維持管理費などを減額するものでございます。

第2款 下水道事業費9,262万2,000円を減額し、補正後の額を3億9,933万円とするものであり、管渠整備事業費を減額するものでございます。

第3款 公債費は788万9,000円を減額し、補正後の額を6億1,564万4,000円とするものであり、元金及び利子を減額するものでございます。補正額の財源内訳は、地方債が8,030万円の減額、一般会計からの繰入金1,456万円の減額、その他、受益者負担金、使用料など655万6,000円を減額するものでございます。

109ページ以降の説明は省略し、議第21号の説明を終わります。

次に、議第25号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、補正予算書の146ページをお開きください。

今回の補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、予算の適正な執行を行うための補正でございます。

第1条は総則でございます。

第2条は収益的収入及び支出の補正で、収入の第1款 水道事業収益では、既決予定額から446万3,000円を減額して3億3,622万9,000円とするものでございます。支出の第1款 水道事業費用では、既決予定額から450万5,000円を減額して2億9,793万9,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款 資本的収入では、既決予定額から360万円を減額して2億8,537万8,000円とするものでございます。支出の第1款 資本的支出では、既決予定額から612万2,000円を減額いたしまして4億2,217万8,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対して1億3,680万円不足いたしますので、第3条本文括弧内において、不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、定めるものでございます。

第4条は、企業債の限度額を改めるもので、上水道第5次拡張事業の起債の限度額を200万円減額して、補正後の限度額を1,300万円に改め、公的資金繰上償還借換債の限度額を160万円減額して、補正後の限度額を2億6,880万円に改めるものでございます。

148ページ以降の説明は省略し、議第25号の説明を終わります。

次に、議第40号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容について説明させていただきます。

赤スタンプ1番、議案集の27ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の31、32ページを御参照ください。

本条例の改正理由は、乙狩処理区域の供用開始を控え、美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例について必要な改正を行うものでございます。乙狩処理区域は計画面積20.8ヘクタール、計画人口470人、計画戸数122戸で、事業採択を16年度に受けて整備を進めて、本年4月に供用開始の運びとなりました。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。

美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであり、条例第3条に定める別表の「農業集落排水蕨生神洞クリーンセンター」の次に「農業集落排水乙狩クリーンセンター」、位置を「美濃市乙狩737番地7」、区域を「美濃市乙狩の一部」として追加するものでございます。

附則は、本条例の施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。

以上で議第40号についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時36分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号、議第24号の2案件について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第13号 平成21年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、平成21年度美濃市予算書の309ページをお開きください。

内容に入ります前に、21年度における美濃病院の運営等の基本事項につきまして申し上げます。

平成15年6月に移転新築以来5年余りを経過いたしました。この間、地域診療所との病診連携の推進、大学病院との病病連携の推進、入院医療における病床利用率の向上、外来部門では、糖尿病センター、内視鏡センターの開始など、専門医療の充実、経営安定化に資するため院外処方への移行、市民の健康予防等の受け皿として健診業務の充実、各種施設基準の取得など、医療サービスの向上と経営の健全化に努めてきたところでございます。

こうした事業展開の中で、21年度におきましては、22年度の診療報酬改定などを見据え、医療の平準化、医療の質の向上など、入院医療における従来の出来高方式から、診断群分類包括評価における定額支払い方式への転換を行い、急性期病院として効率的な運営を図ってまいります。また、入院に係る看護配置基準の充実を初め、現在まで進めてまいりました各種の施策を引き続き推進してまいります。

一方、医療を取り巻く環境は、近年の診療報酬のマイナス改定や、臨床研修制度に伴う医師不足など先行きが不透明なものとなっておりますが、美濃病院の基本理念であります地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を念頭に、一層市民の皆様に親しまれ、信頼される病院となりますよう努めてまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。病床数は122床、年間患者数では、入院患者数で年間4万77人、1日平均では109人とし、外来患者数では、年間83,490人、1日平均で345人を見込んでおります。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入の第1款 病院事業収益は22億1,447万7,000円、支出の第1款 病院事業費用は23億4,552万1,000円を計上いたしました。この収支の差し引きをいたしますと、1億3,104万4,000円の支出超過となる赤字予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却が約2億1,600万円でありますことから、これらを除きましたものについては、収入が支出を上回る予算となっております。

310ページに移りまして、第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億946万3,000円で、全額一般会計からの出資金であります。支出の第1款 資本的支出は1億7,819万6,000円で、第1項 建設改良費の1,400万円は医療機器の整備を図るものであります。第2項 企業債償還金の1億6,419万6,000円は、病院建設時における企業債の償還金であります。なお、資本的収支における不足額の補てんにつきましては、本条括弧書きに記載のとおりでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について、それぞれ費目と金額を定めるものであります。

第7条は、棚卸資産である医薬品の購入限度額を3億2,000万円と定めるものであります。

第8条は、債務負担行為に係る事項、期間、限度額を表のように定めるものでございます。

なお、312ページ以降の説明を省略させていただき、議第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議第24号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3の補正予算書の134ページをごらんください。

今回の補正の主な内容は、画像配信システムの導入に伴う医療機器の更新により、これに係る診療材料、減価償却費等、またCTの保守管理の委託方法の変更等、全体での減額をお願いするものであります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものであります。第1款 病院事業費用は、既決予定額から1,453万4,000円を減額し、23億8,957万1,000円とするものであります。主な内容は、第1項 医業費用で、器械備品の除却に伴う資産減耗費を1,053万6,000円増額するほか、画像配信システムの導入に伴い、診療材料費を1,000万円減額、器械備品の除却に伴う減価償却費を350万円減額、並びに消耗品費を553万円減額するものであります。第2項 医業外費用では、課税売り上げの増加に伴い、消費税を70万円増額するものであります。第3項 特別損失では、過年度損益修正損について、過年度分の診療報酬請求に対する査定額が確定したことに伴い200万円を減額するものであります。

第3条は、予算第6条で定めた流用について、議会の議決を必要とする職員給与費につきまして補正をお願いしておりますので、既決予定額から289万円を減額し、11億3,477万

8,000円とするものであります。

第4条では、美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように改めるものでございます。

136ページ以降の説明を省略いたしまして、議第24号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第15号、議第41号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

No.3の補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みを踏まえた予算整理を初め、当面する課題に対応するために、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,553万6,000円を減額し、補正後の予算総額を91億3,094万7,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、「第2表 繰越明許費補正」によるものです。

第3条は債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものです。

第4条は地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものです。

それでは、順次、補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、下水道特別会計繰出金を追加するもので、繰越額は72万7,000円でございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、公共用地等の取得費、自主運行バス（牧谷線）運行事業費等の限度額の変更と、森林文化アカデミー卒業生支援事業等の廃止でございます。

10ページ、第4表 地方債補正につきましては、小俣川河川改良事業等の限度額の変更でございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたします。

13ページをお開きください。

1款 議会費は、議会運営経費等で58万7,000円減額し、補正後の額を1億3,517万3,000円とするものです。財源は一般財源を減額いたします。

2款 総務費は1,922万7,000円減額し、14億8,210万4,000円とするもので、長良川鉄道損失補てん負担金、ふるさと美濃応援団うだつ基金等を増額し、民間活力創生事業費、長良川鉄道設備整備補助金、市税過誤納金還付金等を減額するものでございます。財源は、国・県

支出金を492万2,000円減額、基金繰入金、寄附金等の増減によるその他財源を2,227万4,000円減額し、一般財源を796万9,000円増額いたします。

3款 民生費は6,732万2,000円減額し、21億318万1,000円とするもので、保育所運営経費、生活保護経費等を増額し、障害者自立支援関係給付費、介護保険及び老人保健特別会計繰出金、福祉医療費、児童手当給付費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を2,892万5,000円減額し、負担金等のその他財源を150万円増額し、一般財源を3,989万7,000円減額いたします。

4款 衛生費は1,512万4,000円減額し、8億2,044万4,000円とするもので、浄化槽設置補助金、し尿収集運搬業務委託経費、簡易水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金139万円、清掃手数料等のその他財源471万2,000円、一般財源902万2,000円をそれぞれ減額いたします。

5款 労働費は、融資預託金100万円を減額し、521万5,000円にするもので、財源は、その他財源の貸付金元利収入を100万円減額いたします。

6款 農林水産業費は382万5,000円を減額し、3億399万8,000円とするもので、強い農業づくり推進事業費等を増額し、農業集落排水事業特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、県支出金を19万9,000円増額し、繰入金等のその他財源を8万8,000円、一般財源を393万6,000円、それぞれ減額いたします。

7款 商工費は2,052万2,000円減額し、4億5,647万1,000円とするもので、小口融資貸付金、商店街活性化事業補助経費等を減額するものでございます。財源は、県支出金23万1,000円、小口融資預託金、工業団地可能性調査関市負担金等の増減によるその他財源1,925万2,000円、一般財源103万9,000円をそれぞれ減額いたします。

8款 土木費は1億8,586万5,000円を減額し、10億4,834万8,000円とするもので、県道改良事業負担金、除雪費用等を増額し、土地区画整理受託事業費、補助経費及び工事費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を1,102万6,000円増額し、地方債を890万円、区画整理工事受託費等のその他財源を1億4,012万8,000円、一般財源を4,786万3,000円、それぞれ減額いたします。

9款 消防費は307万3,000円減額し、4億1,453万3,000円とするもので、これは財源の組み替えと消防団員退職報奨金の減額でございます。財源は、国・県支出金を657万7,000円増額し、その他財源の共済金307万3,000円、一般財源657万7,000円をそれぞれ減額いたします。

10款 教育費は2,673万7,000円減額し、11億3,120万3,000円とするもので、これは牧谷小学校校舎増築事業費、町並み保存整備事業費、学校給食賄費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金641万9,000円を増額し、地方債2,070万円、基金繰入金、給食費等のその他財源1,440万1,000円を減額し、一般財源を194万5,000円増額いたします。

12款 公債費は、市債償還元金及び利子を1,225万4,000円減額し、12億2,475万7,000円とするもので、財源は、地方債を480万円、その他財源の諸収入を24万3,000円、一般財源を721万1,000円、それぞれ減額いたします。

以上、今回補正をお願いいたします総額は3億5,553万6,000円の減額で、その財源内訳は、国・県支出金を1,124万7,000円、地方債を3,440万円、その他財源を2億367万1,000円、一般財源を1億621万8,000円、それぞれ減額するものでございます。主な一般財源は、地方交付税を4,419万3,000円、地方特例交付金を1,248万9,000円、繰越金を1,056万2,000円増額し、財政調整基金繰入金を1億5,000万円減額いたしております。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第15号の説明を終わります。

次に、議第41号 中濃消防組合理約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集の28ページと説明資料の33ページをお開きください。

この協議は、知事の権限に属する事務の移譲を受けるに当たり、その権限移譲事務を中濃消防組合において共同処理をするため、中濃消防組合理約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

規約の第3条では共同処理する事務を規定しておりますが、今回、事務の権限の移譲を受けることに伴い、同条2号を改めるものでございます。

共同処理事務につきまして、岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第1に定める事務のうち、現行の火薬取締法に基づく事務に加え、高圧ガス保安法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を追加するものでございます。

附則では、施行日を平成21年4月1日からといたしております。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号の4案件について、秘書課長 古田則行君。

○秘書課長（古田則行君） それでは、議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の1ページをお開きください。また、赤スタンプ4の議案説明の資料の1ページから3ページを御参照ください。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、若手・中堅医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の額を引き上げること及び職員の1日当たりの勤務時間を近年の民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、時間外勤務手当に規定される正規の勤務時間を改めるものでございます。医師の初任給調整手当の限度額を定めております第7条の3第1号中「30万6,900円」を「41万900円」に改め、時間外勤務手当を定めております第12条の本則中の「8時間」を「7時間45分」に改正するものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとしております。

以上で議第26号の説明を終わります。

続きまして、議第27号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の2ページをお開きください。また、議案説明資料の4ページ、5ページを御参照

いただきたいと思います。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。この点検評価に当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされておりますことから、教育委員会において、美濃市教育委員会点検評価懇談会を設置いたしました。このことに伴い、その委員の報酬を日額5,000円と定めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとしております。

以上で議第27号の説明を終わります。

続きまして、議第28号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の3ページをお開きください。また、議案説明資料の6ページ、7ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃病院の看護体制の充実を図るため、看護局に副看護局長を設け、その職務手当として月額1万2,000円を支給するものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとしております。

以上で議第28号の説明を終わります。

続きまして、議第29号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の4ページをお開きください。また、議案説明資料の8ページ、9ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃病院の医療体制の充実を図るため、看護師を初め、医療関係職員を増員したこと及び平成まちづくり改革の推進により職員を削減してきたことによりまして、今回、市長事務部局を初めとする各部局の職員定数を改めたものでございます。

この条例の第2条で定めております職員定数につきまして、市長事務部局の職員のうち、一般部局の職員「192人」を「160人」に、病院の職員「110人」を「130人」に、教育委員会事務部局の職員のうち、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員「50人」を「15人」に、公営企業（水道事業）の職員「12人」を「5人」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとしております。

以上で議第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第30号について、選管・監査事務局長 古田満君。

○選管・監査事務局長（古田 満君） それでは、議第30号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について、提案の理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプNo.1番、議案集の5ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプNo.4番、条例の制定・改正の概要の10ページを御参照ください。

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率や実質公債費比率といった、いわゆる健全化判断比率等を速やかに公表していくため、従来、一般会計等の決算認定が12月議会に上程をされておりましたが、今後、これを早めて9月議会に上程されていくことになっております。この場合、監査委員の決算や健全化判断比率等に対する審査時期を早めることが必要となってまいります。地方自治法で定期監査の時期を条例で定めることになっておりまして、現在、7月から8月の間に実施をしております。したがって、決算審査等を早めると、この定期監査と時期が重なってまいりますので、定期監査の時期をずらす必要がございます。こうしたことから、今回の条例改正をお願いするものであります。

第5条は、定期監査について規定しておりますが、第1項中「毎年7月から8月の間とする。」を「毎年度監査委員が協議して定めるものとする。」に改めるものでございます。

附則は、条例の施行日を平成21年4月1日からと定めるものでございます。

以上で議第30号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第35号、議第36号、議第37号の3案件について、産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、議第35号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の16ページと、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の24ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国の行政改革の一環で、株式会社日本政策金融公庫法が施行され、国民生活金融公庫等を解散いたして、新たに株式会社日本政策金融公庫が設立されました。そのため、関係条文を改正するものでございます。

第3条中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議第35号の説明を終わります。

次に、議第36号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の17ページと、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の26ページをお開きください。

この条例につきましては、旧美濃病院跡地を美濃市観光ふれあい広場として整備いたしましたので、設置とその管理に関し、必要な事項を制定するものであります。

それでは、条文について御説明いたします。

第1条は目的及び設置について定めており、市民に憩いと集いの場を提供するとともに、美濃市を訪れる観光客と市民が交流する多様な機会を創出するため、美濃市観光ふれあい広場を設置すると定めるものであります。

第2条は名称及び位置について、名称を美濃市観光ふれあい広場、位置を美濃市2423番地1と定めるものであります。

第3条は行為の禁止、第4条は行為の制限、18ページの第5条は許可の取り消しについて、それぞれ定めるものであります。

第6条は使用料について、19ページの中段でございますが、別表（第6条関係）物品の販売その他これに類する行為1時間当たり5,000円、展示会、音楽会、集会、その他これらに類する催し1時間当たり1,000円、興業1日1平方メートル当たり1,000円、使用時間は、午前9時から午後6時までとすると定めるものであります。

18ページに戻りまして、第7条は現状回復の義務、第8条は損害賠償の義務、19ページ第9条は権利譲渡の禁止について、それぞれ定めるものであります。

第10条は、この条例に関する委任事項であります。

附則は、この条例の施行日を平成21年4月1日とするものであります。

以上で議第36号の説明を終わります。

次に、議第37号 美濃市観光駐車場に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の20ページと、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の27ページをお開きください。

この条例は、旧臨時観光駐車場をバス専用の観光駐車場として整備いたしましたので、設置とその管理に関し必要な事項を制定するものであります。

それでは、条文について御説明いたします。

第1条は設置について定め、美濃市を訪れる観光客の利便の向上に資するため、美濃市観光駐車場を設置すると定めるものであります。

第2条は名称及び位置について、名称を美濃市観光駐車場、位置を美濃市2475番地1と定めるものであります。

第3条は、供用時間及び有料供用時間を終日と定めるものであります。

第4条は、駐車することのできる車両について、第5条は、駐車料金について、21ページで大型バス1日1回2,000円、小型バス1日1回1,500円と定めるものであります。

第6条は駐車料金の納入、第7条は駐車制限、第8条は禁止行為について、それぞれ定めるものであります。

第9条は、この条例に関する委任事項であります。

附則は、この条例の施行日を平成21年4月1日からとするものであります。

以上で議第37号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第38号、議第39号の2案件について、教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） それでは、議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の22ページをお開きください。また、赤スタンプ4の議案説明資料

28ページを御参照ください。

この条例は、市内小・中学校の体育施設等の開放について必要な事項を定めるもので、従来は無料としていた施設の使用料を、市の体育館や生涯学習センターの体育館と同様に、利用者に応分の負担をしていただくようにするものでございます。

第1条では条例制定の趣旨を、第2条では開放する学校の場所を指定し、第3条では開放の種類をスポーツ開放と校庭開放の二つとし、第4条以下では利用の許可、利用の制限、利用権の譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等について定め、第8条では使用料を定めております。使用料については25ページの表のとおりでございますが、体育館の大きさで3通りに区分した使用料となっております。額につきましては、生涯学習センターと同額で設定しておりますが、美濃中学校の柔道場と剣道場につきましては、体育館の半額としております。

第9条では使用料の減免を、第10条以下は使用料の不還付、原状回復、損害賠償、災害の責任についてうたっております。

第14条は、この条例で定めるほか、必要なことは教育委員会が別に定めるという委任条項でございます。

附則は、施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。

以上で議第38号についての説明を終わります。

続きまして、議第39号 美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の26ページをお開きください。また、赤スタンプ4、議案説明資料の29ページを御参照ください。

今回の改正は、ことし4月からの学校再編成に伴い、生涯学習センターの整理を行うと同時に利用者の利便を図るため、他の社会体育施設と同じ利用時間帯となるよう生涯学習センターの利用時間を変更するものでございます。

主な改正内容は、この4月から蕨生生涯学習センターが学校再編成によって牧谷小学校に変わるため、蕨生生涯学習センターを廃止し、新たに旧下牧小学校の長瀬生涯学習センターと旧上牧小学校の上牧生涯学習センターの2施設を加えるものでございます。また、あわせて利用時間帯を他の社会体育施設と同様の時間帯とするもので、午前は午前8時30分から、午後というのは午後1時からに、夜間というのは午後6時から午後9時30分までとするものでございます。

そして、この条例改正の施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。

以上で議第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第44号、議第45号の2案件について、建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは、議第44号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の31ページをお開きください。

今回廃止をお願いいたします路線は、美濃14号線と大矢田42号線の2路線でございます。

両路線とも道路改良事業により市道路線の終点の位置を変更する必要があるため、一たん廃止をし、新たに認定をし直すものであり、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の廃止を行うものでございます。下の表に、廃止する路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を32ページと33ページに掲載をし、廃止する路線を黒塗りで図示しておりますので御参照ください。

以上で議第44号の説明を終わります。

次に、議第45号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

同議案集の34ページをお開きください。

今回認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定を行うもので、美濃14号線、大矢田42号線及び松森102号線の3路線でございます。美濃14号線と大矢田42号線につきましては、先ほど議第44号で御説明申し上げましたとおり、道路改良事業により終点の位置を変更する必要があるため、新たに認定をし直すものであります。松森102号線につきましては、新規の市道路線として認定するものでありまして、延長80メートル、幅員4メートルの道路でございます。下の表に、認定する路線名と、起点・終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を35ページから37ページに掲載し、認定する路線を黒塗りで図示しておりますので御参照ください。

以上で議第45号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 以上で40案件の説明は終わりました。

第42 議第42号及び第43 議第43号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 次に、日程第42、議第42号及び日程第43、議第43号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第42号、議第43号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第42号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

赤スタンプNo.1番、議案集の29ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めをいただいております村井正明さんにつきましては、平成17年4月からの委員をお願いしておりますが、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の選任について御同意をお願いするものでございます。後任には、美濃市2522番地、野倉則男さんをお願いするもので、生年月日は昭和19年6月1日生まれの64歳でございます。任期は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間でございます。

野倉さんは、美濃市役所での勤務経験があり、選挙管理委員会事務局長などを歴任されました。人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任でありますので、選任いたしたいと存じます。つきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任の御同意を賜

りますようよろしくお願い申し上げます。

議第43号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の30ページをごらんください。

国民に保障されております基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために人権擁護委員制度が設けられており、本市にも、法務大臣から委嘱された5名の委員がお見えでございます。このうち、平成21年6月30日をもって任期が満了となります。額部美和子さんの後任について、岐阜地方法務局長から委員の推薦依頼がございましたので、引き続き委員の額部美和子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を賜るものでございます。

額部美和子さんは、住所が美濃市保木脇1630番地1、年齢は昭和25年11月9日生まれの58歳で、人権擁護委員として平成9年6月に就任されてから、現在4期目をお務めいただいております。広く社会の実情に精通され、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと存じますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもって提案説明とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時26分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑がないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に、議第42号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第43号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月12日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3月12日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月4日の午後4時まで、質疑については3月9日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月13日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後3時29分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年3月3日

美濃市議会議長 日比野 豊

署 名 議 員 鈴 木 隆

署 名 議 員 岩 原 輝 夫

平成21年3月13日

平成21年第2回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成21年 3 月 13 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 4 号 平成21年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 5 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 6 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 7 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 8 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 9 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第11号 平成21年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第12号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第13号 平成21年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第14号 平成21年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第14 議第16号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第17号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第18号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第19号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第20号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第21号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第22号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第21 議第23号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第24号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第23 議第25号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第30号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第31号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第32号 美濃市地域活動支援センター設置条例について
- 第31 議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第34号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第35号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第36号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について
- 第35 議第37号 美濃市観光駐車場に関する条例について
- 第36 議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例について
- 第37 議第39号 美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第40号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第39 議第41号 中濃消防組規約の変更に関する協議について
- 第40 議第44号 市道路線の廃止について
- 第41 議第45号 市道路線の認定について
- 第42 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第42までの各事件

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	岩 原 泰 君	総 務 課 長	梅 村 健 君

総合政策課長	西 部 真 宏 君	高齢福祉課長	太 田 己代治 君
健康福祉課長	野 倉 敏 男 君	産 業 課 長	市 原 英 樹 君
教育委員会 学校教育課長	小 椋 郁 夫 君	教育委員会 人づくり文化課長	佐 藤 祥 一 君
秘 書 課 長	古 田 則 行 君	美濃病院事務局 管 理 課 長	西 部 繁 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長 次	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	太 田 博 康		

開議の宣告

- 議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番 平田雄三君、13番 児山廣茂君の両君を指名いたします。
-

第2 議第4号から第41 議第45号までと第42 市政に対する一般質問

- 議長（日比野 豊君） 日程第2、議第4号から日程第41、議第45号までの40案件を一括して議題といたします。

日程第42、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、14番 野倉和郎君。

- 14番（野倉和郎君） おはようございます。

私は発言通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目の質問、木質バイオマス活用取り組みについてお伺いいたします。

林野庁は、間伐や製材で生ずる木くずで木質バイオマス燃料をつくり、石油のかわりにビニールハウスや作業場などで利用、二酸化炭素排出量を削減して得られた排出枠を都市部の大企業に販売するシステムを支援する事業を来年度から始めます。農山村の人たちや地元企業にとっては林業の副産物を地場産業に活用、二酸化炭素削減で地球温暖化を防止し、排出枠取引で副収入を得られるという一石三鳥の仕組みというふれ込みです。

既に木質バイオマス燃料を活用している自治体があり、地域レベルで活用の幅が広がっているところもあります。公立の小・中学校では木質ペレットを燃料にしたストーブを使ったり、保育園では給湯ボイラーの燃料に、農家がビニールハウスの暖房に、温泉施設では湯を温めるためのボイラーにと拡大しているようです。

美濃市は80%が森林面積ですが、荒廃が進んでいます。間伐するにしても、現在は公的な補助制度があるものの、多額の費用がかかります。間伐材が木質燃料の原料として売れば費用の一部にもなりますし、木質燃料の利用が森林を再生させることにも広がります。また、間伐材や木くずを加工してチップやペレットにする加工工場を誘致すれば、新たな産業創出となり、雇用の拡大にもつながります。美濃市の森林が持つ膨大な木質バイオマスの資源量を活用し、燃料として利用することは、地球温暖化防止につながり、循環型社会への転換となり、まさに「もったいない運動」だと考え、提案をするものです。産業振興部長にお尋ね

いたします。

次に、質問の2点目の「もったいない運動」についてでございます。

この取り組みは、新たな市民運動としてスタートし、1年を経過しました。私は、今年の3月議会でレジ袋有料化の取り組みを提案したところ、早速に取り組みをされ、10月から実施、スーパーや商店での拡大が進んでおり、市民の間でもマイバッグ持参で買い物をされる方が圧倒的に多く、かなり定着してきていると思われまます。また、今年の7月には、各自治会のごみ減量推進員の方々と市の職員がごみ収集場所で指導され、ごみ減量の取り組みをされております。これらのことは市民も承知しており、広がっておりますが、他にはどのような事柄のもったいない運動が市民運動として取り組まれ、どのような成果があったのかお伺いいたします。また、新年度はどのような取り組みをされるのか、総務部長にお伺いいたします。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、木質バイオマス活用の取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、森林資源のエネルギー利用は、日本の林業と森林の活性化のみならず、温室効果ガスの排出削減に寄与するのは言うまでもありません。国では、山林固有の資源の新たな活用を図る社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現を図るため、平成21年度の新規事業として社会協働による山村再生構築事業を実施することとなりました。実施内容としましては、化石燃料の代替えとして、木質バイオマス資源を利用した二酸化炭素排出量削減、木質バイオマス資源の安定供給の確保、新しい環境ビジネスの山村地域への定着、健康関連産業や教育関連産業の山村地域への定着が主な柱となっております。

岐阜県では、国産材の利用拡大を図る目的で、平成21年度新規事業として、間伐材等未利用森林資源のエネルギー活用事業により森のエネルギー利用計画を策定し、間伐材の過程で森林内に残されたC・D材を低コストで収集し、製紙用チップから木質燃料まで幅広く利用するための循環利用システムを考案することとしております。

美濃市は、森林面積が9,310ヘクタールで、市の総面積の8割を占めております。このうち、人工林は4,780ヘクタールで51%を占めております。この人工林間伐事業については、毎年計画的に実施しておりますが、多額の費用もかかるのが現状であります。間伐材は、木質バイオマス資源として活用され、地球温暖化防止につながり、森林整備と林業の再生に結びつくものと考えられますので、今後この事業につきまして研究を重ね、検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、平成21年度に牧谷小学校の開校を記念し、次代を担う子供たちが森林の多面的機能を理解し、緑に親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に、「牧谷小学校みどりの少年団」の結成に向けて準備を進めております。この少年団活動の中にも議員御指摘の木質バイオマス活用を環境教育として取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

して、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、野倉議員の一般質問の2点目、「もったいない運動」について、1年間の成果と新年度の取り組みについてお答えいたします。

「もったいない運動」につきましては、人や物、自然を大切にする心、感謝する心を育てる広範なまちづくり運動として、今年度より新たにに取り組むこととしたものであります。ごみの減量化や地球温暖化防止などの環境問題を初め、青少年問題、健康づくり、行財政改革、市民生活の安定など、市民や企業と行政とが一体となった息の長い運動になると考えております。

今年度につきましては、年度当初に、人に優しいまちづくり、環境に優しいまちづくり、持続可能なまちづくりを3本柱として、これに市役所の取り組みを加えた各課の取り組み項目の抽出を行い、中には早急に組み込まなければならないもの、また取り組みには期間を要するものなどもございますが、抽出した64項目につきましては、目標達成に向け、順次取り組んでいくこととしたところでございます。各取り組みの進捗状況につきましては、今月中に取りまとめることとしております。

この1年間の主な成果といたしましては、御承知のように、昨年10月からレジ袋の有料化がスタートし、市民の皆さんの間にもマイバッグの持参が定着してまいりました。現在、レジ袋有料化の参加店舗は8店舗で、レジ袋の辞退率は本年2月で94.3%でございます。辞退によるCO₂削減効果は、年間267トンとなります。

また、各小・中学校では、学校教育における重点取り組みの一つとして、もったいない精神を醸成する教育を掲げ、不要となった図書や自転車等の有効活用や、リサイクル資源の回収などの取り組みが進められておりますし、さらには、快適な環境を守るための下水道への接続促進を図るため、説明会の開催や広報紙等による啓発に努めてまいりました。

このほか、人に優しいまちづくりでは、特定健診の受診率のアップを初め、健康相談や保健指導の充実による生活習慣病予防対策の推進に努めるとともに、自主防災組織につきましては、その組織率は96.1%となり、市民ふれあい消防祭等を通じた各自主防別の訓練に取り組んでいただいております。また、環境に優しいまちづくりでは、職員による全自治会へ出向いての個別指導や、コンポストの普及によるごみの減量化、花いっぱい運動の展開、ボランティアによる以安寺山の里山づくりなどがあります。持続可能なまちづくりでは、土木・農業基盤整備を行う道普請事業の普及や、ケーブルテレビの加入促進により加入率も約70%となっております。市税の滞納整理につきましては、部課長が先頭に立って集中滞納整理に当たりました。行政内部におきましても、平成まちづくり改革と連動しながら、もったいない精神による経費の削減や人件費の削減、公用車の削減などに努めてまいりました。

新年度の取り組みにつきましては、市民と行政が協働して進める「もったいない運動」の計画にのっとり運動を積極的に推進することとしておりますが、特に3本柱プラス1運動

として、一つに市税等各種収納率の向上と口座振替の拡充、二つに公共下水道、農業集落排水への接続促進による水洗化率の向上、三つにリデュース・リユース・リサイクルの3R運動の徹底と環境美化、これにプラスして健康増進と疾病予防を重点に、全職員と市民の皆さんとが一体となった取り組みとして、運動の展開を図ってまいりたいと考えております。マイバッグ運動につきましては、レジ袋削減推進協議会との連携により参加店舗の拡大を図り、引き続き推進してまいります。また、ごみの分別・減量化やエネルギーの節約など、市民の皆さんが日常の生活の中で心がけ、実践していただけるよう、意識啓発の取り組みなどにつきましても工夫を凝らしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、今年度の取り組みの進捗状況を今月中には取りまとめたいと考えておりますので、その中で、新たな課題や新年度に重点的に取り組むべき項目なども検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望しておきたいと思えます。

昨年からはじめた「もったいない運動」として取り組むべき事柄は、まだまだたくさんあると思えます。美濃市の財政は、平成19年度決算では、経常収支比率が99.8%など、私の議員在職22年のうちで類を見ない事態に陥っています。加えて100年に1度と言われる経済不況が追いつちをかける中で、今までのように大型の建設事業に取り組むことは無理でしょうし、住民福祉の増進という地方公共団体の本業への支障さえも危ぶまれる事態となります。こういうときこそ、大量生産、大量販売、大量消費でつくり上げた現代社会を見直す絶好の機会であり、もったいない精神を呼び戻すことは重要なことだと考えます。

先ほどの一般質問で取り上げました木質バイオマス活用は一例ではありますが、地球環境を守るための行動を市民活動として根気よく続けていただくよう、要望いたします。

一般質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、定額給付金の実施について、2点の項目に分けて総務部長にお伺いをいたします。

一つ目の質問は、実施についての現況と今後の取り組みについてであります。

昨年12月議会におきまして、追加経済対策の定額給付金に関連する質問をさせていただきました。その内容に関しましては、定額給付金についての市長の考え方、そして所得制限を設けるのかどうか、そして支給する際の判断基準等についてお尋ねをさせていただきました。

さて、去る3月4日、国においては、この定額給付金や高速道路料金引き下げなどの財源を確保する2008年度第2次補正予算が再可決され、成立をいたしました。いよいよ定額給付金の支給が始まることとなります。県内42市町村の給付対象者は約214万9,000人で、そのう

ち約6割に当たる25市町村が今月中に申請書を発送し、給付の準備をしているところであります。新聞報道でもありましたように、本市では、給付開始時期が4月下旬ごろだと思われませんが、現在の状況、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

質問の2点目ですが、この定額給付金の申請方法についてお伺いしたいと思います。国が示した申請方法によれば、写真つき公的身分証明書の写しを添付するよう求めています。高年齢者のすべての方々の方がそうした証明書を持っているとは限りません。証明のない方について、代理申請や受給が可能なものかどうか、どういう対応をされるのか、市のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしく答弁のほど、お願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、山口議員の一般質問、定額給付金の実施についてお答えいたします。

定額給付金につきましては、3月4日に国の第2次補正予算関連法案が成立し、これを受け、全国の各地方自治体は、順次、定額給付金の支給を始めることになったところでございます。本市におきましても、できるだけ早い時期に市民の皆さんに給付できるよう、準備作業を進めているところでございます。既に給付金の支給を開始したところもございますが、総務省の先月の調査によりますと、全国1,804市区町村のうち、今月中に申請書の送付を予定しているのが約7割の1,279自治体で、そのうち年度内支給を目指しているところは2割ほどとなっております。人口3,000人未満の町村におきましては、約4割が年度内支給が可能となっております。県下42市町村の状況では、今月中に申請書の送付を予定しているのが約6割に当たる25市町村で、このうちの5市町村が年度内支給を目指すとしております。

さて、議員お尋ねの一つ目、現況と今後の取り組みについてでございますが、給付事務全般に係る電算システムの改修を岐阜県市町村行政情報センターに委託し、給付対象者のリストや申請書の作成など、市民の皆さんに一日でも早く申請書が郵送できるよう努めているところでございます。なお、3月15日号の広報配布の際には、定額給付金と子育て応援特別手当に関する御案内のチラシを各世帯に配布し、申請書用紙は3月19日の発送を予定しております。同一の申請書で子育て応援特別手当も申請していただけるようにいたします。また、給付の方法といたしましては、口座振り込みを原則とさせていただき、手続の済んだ方から順に給付の決定と振り込みの通知を郵送にてお知らせし、指定された口座へ振り込みをいたします。第1回目の振り込みにつきましては、金融機関における口座確認に約半月ほどの期間を要しますので、4月13日の予定としております。このほか、振り込み口座がないなど、特別な場合に限りましては窓口での現金給付を予定しておりますが、この場合は口座振り込みよりおくれる開始とさせていただき、5月1日ごろとさせていただきたいと考えております。

次に、お尋ねの2点目、申請方法についてでございますが、給付金につきましては、基本的には郵送による提出方法といたします。申請書を送付させていただく際には、定額給付金の御案内や記載方法を示したチラシのほか、料金を着払いとする返信用封筒を同封いたしま

すので、御利用いただきたいと思っております。申請書の受け付け開始日は3月19日として、その後6ヵ月間受け付けを行います。

なお、郵送方式を補完するためや書類の書き方等がわからない人のために、市役所または各出張所に相談窓口を置き、対応してまいります。相談窓口は全期間を通して行いますが、特に3月23日から3月29日までの土曜日、日曜日を含めた1週間を集中相談窓口受け付け期間とさせていただきます。そのほか、市民の皆さんからの電話のお問い合わせは、市役所の定額給付金係と子育て応援特別手当係が専門に当たり、スムーズな対応を心がけたいと思っております。

また、申請書を御提出いただく際には、申請者御本人が確認できる運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書などの公的身分証明書などの写しと、振り込み口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写しを添えて申請していただくこととなります。高齢者の方など、公的身分証明書をお持ちでない方につきましては、保険証や年金証書の写しを添えていただくこととなっております。申請及び受給者は世帯主の方となりますが、委任があれば、同一世帯の御家族の方等による代理での申請、受給も可能でございます。

いずれにいたしましても、定額給付金につきましては市民の関心も高く、一日でも早い受給を心待ちにしておられることと思います。しかし、同時に振り込め詐欺等の対策のため、市といたしましては、当面、職員が各御家庭を訪問したり、電話でのお尋ねは行わないこととし、すべて窓口か封書での対応とさせていただきます。事故防止に努めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、2点にわたってお尋ねしたいと思います。

最近の国内情勢は、景気の急激な悪化により、昨年の暮れから派遣社員の解雇や、正社員であっても週休4日という企業などもあり、家計のやりくりの大変さや、将来の不安、政治の不安定さなど、まじめに働いている人にとっては頭にくることばかりで、内閣の支持率も急落してしまいました。

そこで、美濃市政に対する美濃市民の評価はどうなのかも少し気になるところです。

ここに、「あかるい美濃市にするために」という、1967年、今から42年前に美濃青年会議所の皆さんがアンケート調査をされた報告書がございます。大変多岐にわたったアンケート調査をされていまして、最近の美濃市民の気持ちを調査されたデータではございませんが、この42年前の調査とあまり差がないように思いましたので取り上げてみました。

調査では、1番、「あなたは美濃市が住みよいところだと思いますか」という問いに、「住みよい」「まあまあ」を足しますと83.1%もの人が「まあまあ住みよい」と答え、「住みにくい」という人は13.8%でした。

2番、「あなたは美濃市に住んでいることを誇りに思っていますか」という問いには、「思っている」人は37.6%で、「思っていない」人が41.1%でした。

3番、「あなたは美濃市政をどう思いますか」という問いには、「満足している」が3.0%しかなくて、「満足していない」が59.8%もあります。

そして4番、「あなたは美濃市議会議員の美濃市政に対する熱意に対してどう思いますか」という問いには、「熱意がある」と答えた人は4.2%しかなく、「熱意が足りない」と答えた人が66.1%にも上っています。市議会議員の一人ひとは、いずれも自分は熱意が足りないなどと考えている方は恐らく一人もいないと思います。それがこうした回答の出るところに大きな問題があり、これは、市議会議員の我々が市民の心に十分溶け込んでいない結果とも言え、よく反省をして議員活動をしていかななくてはならないと思うところでございます。

そして、市政に関する意見として多いのが、1番、人口の増加対策を考えよ、2番、工場誘致を推進せよ、3番、働く場所が欲しい、4番、観光開発を推進せよ、5番、市の産業の発展対策を考えよ等が大変多く、42年前のアンケートですが、今アンケートをとっても同じような結果が出るのではないかと思います。

そこで、まず一つ目の質問で、美濃市民間活力創生基金（うだつ基金）について、総務部長に質問したいと思います。

1億円の基金を原資に、平成15年度からスタートしたいいわゆるうだつ基金は、他の自治体にはない特色ある事業として注目を浴びた。この事業の目的は、起業家の自立支援を行い、新事業開発、新産業創出を促し、美濃市の経済活力の向上を図るものであると聞いております。平成19年度決算における基金の現在高は8,445万8,000円であり、基金創設時と比べてあまり減っていないし、平成19年度は新規の活用はなかったようだが、今までの6年間の活用状況はどうだったのか。また、この事業が美濃市の経済活力に与えている影響をどのように評価しているのか。他の自治体からも注目されたせっかくの事業であり、美濃市の経済活力に効果をもたらすためには、例えば向こう5年間程度の期間に限定して集中して取り組むと効果が出るのではないかと、提案と質問にお答えいただきたいと思います。

二つ目の質問に、第5次総合計画策定に向けて市長はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

第4次総合計画は、平成12年にスタートし、平成22年を目標年次とする計画である。11年間の計画も、あとことしと来年の2ヵ年を残すところに来た。4次総が策定された平成12年ごろには、バブル崩壊後の不況、少子・高齢化、環境などの問題があった。この計画期間中には景気が上向き、長期継続していたが、昨年後半から金融危機が世界的に広がり、100年に一度の経済不況と言われている。美濃市においては、人口減少が続き、平成22年の将来人口を2万7,500人と設定されていたが、2万3,300人にまで減少し、4,000人余りのギャップが生じている。後期基本計画の経常収支比率の平成22年の目標値は88%、財政調整基金の目標額15億円、減債基金の目標額3億円などと設定されているが、平成19年度決算では、経常収支比率99.8%、財政調整基金11億2,000万円、減債基金1億2,000万円となっており、目標は達成できそうにない。地方自治体を取り巻く社会経済環境の著しい変化、急速に進む人口

減少と少子・高齢化、市財政の逼迫等々の状況の中で、美濃市の未来の設計図を描くためには、5次総策定作業に早くから取り組みを始め、多くの市民に参加してもらう仕組みが必要だと考えます。施政方針では、市政懇談会の開催や市民意識調査の実施が述べられているが、今までに行われてきた以上に大多数の市民と一体となって取り組む必要があると思うが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

5次総に掲げる課題はたくさんあると思うが、その中でも産業振興、新市街地整備、区画整理事業、老人福祉センターの移転・新築を重点施策として取り上げてはどうかと考えます。

私は、将来の美濃市の活力を生み出すために、重要な政策課題として、魅力ある優秀な企業誘致と新市街地整備が上げられると思います。企業誘致については池尻・笠神工業団地開発に取り組み、実現に向けて着々と調査が実施されているところですが、企業誘致とともに重要なことに、既存の中小零細企業の育成があります。市内企業の中には、職人わざを得意とするような町工場もあり、こういった小さな企業の支援、育成も極めて重要な施策である。市街地整備については、旧市街地は、歴史と風情を感じさせるうだつの町並みとして整備がされた。しかし、旧市街地は、将来の美濃市の活力を生み出し、牽引するような経済力を期待するのは難しいと思う。美濃市の新たな活力が創出できるのは、美濃インター周辺ではないか。土地区画整理事業による面整備もほぼ終わりの段階に入り、一部では住宅も新築されてきた。そこで待たれるのが、若者が集まれるような商業施設を核としたにぎわいの場ではないか。松森から生櫛、藍見、大矢田にかけ、富加・美濃線、岐阜・美濃線沿いのこの地を新市街地形成の地ととらえて、積極的に整備していく必要があるのではないか。東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点であり、4年前には東海環状の東回りが開通し、西回りの西関インターまでの開通も間近となってきた。東海環状自動車道は東海地方の活力源であり、人の流れや物の流れが格段に進展する。美濃市へは東西南北どちらからでもアクセスができ、大きな可能性を秘めた絶好の立地条件にある。まして政府は、土・日・祭日は1,000円で高速道路をどこまでも走れるように、また民主党は、高速道路の通行料は無料にするとおっしゃっています。美濃市は名古屋のベッドタウンになるかもしれない。この地の利を生かして、にぎわいのある民間施設を誘致し、将来の新市街地形成へと誘導する積極的な政策が必要であると考えます。美濃市の将来の新市街地としてのビジョンを掲げ、経済不況の今こそ、逆にチャンスととらえ、積極果敢に行動するときではないかと考えます。

区画整理事業については、今までにも一般質問で取り上げたが、市の担当課の充実を図り、職員が積極的に地権者と接触し、区画整理事業の必要性を説いて回り、地権者の不安を取り除くためにも、減歩率を下げ、地価を下げ、保留地を売りやすくするために、美濃市が徴収する都市計画税の多くを土地区画整理事業につき込むくらいの積極姿勢で事業を展開したらどうか。地価を少し下げることによって土地売買が促進され、住宅建設が進み、人口がふえ、固定資産税がふえ、市民税がふえる。美濃市が生き残っていくために、美濃市の財政が県や国に管理されるようなことにならないようにするためには、これ以上美濃市の人口を減らさないでふやしていく必要があると思うので、ぜひ実現していただきたいと思います。

次に、小倉公園の老人福祉センターは、36年が経過し老朽化が著しい。多くの利用者があり、利便性のよいところへの移転を希望されています。高齢者の交流や憩いの場として、また市内には銭湯がなく、お風呂も楽しみにしていらっしゃるようですので、移転・新築が必要と考えます。ぜひ早く移転・新築をしていただきたい。市長の答弁をお願いいたします。

産業振興、新市街地整備、区画整理事業、老人福祉センターの移転・新築に対する5次総における取り組みの方向性について市長の考えをお尋ねしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、古田議員の一般質問の1点目、美濃市民間活力創生資金（うだつ基金）についてお答えをいたします。

お尋ねの一つ目、現在までの活用状況はどのようなか。また、市の経済活力への影響をどう評価しているかについてでございますが、美濃市民間活力創生基金は、起業家を目指し、市内において新たな産業の創出や産業の再生を図ろうとする、いわゆるうだつを上げようとする市民や民間企業、NPO、グループ等を支援することにより、美濃市の総合的な経済活力の向上を図ることをねらいといたしまして造成した1億円の基金を原資に、平成15年度からスタートした事業でございます。これまでの実績といたしましては、活用件数は14件で、支出総額は2,970万3,000円となっております。その内訳といたしましては、新事業の開発補助といたしまして、手すき和紙の新技术開発の5件のほか、地域情報紙の発行など8件の事業に対し、370万3,000円を助成しております。新事業創設融資では、高齢者向け在宅配食サービス等の開業や手すき和紙製造、石ぶろ開業など4件に1,120万円を融資、市街地活性化等融資では、美容院の開業1件に80万円を融資しております。このほか、創業時投資出資として株式会社「美濃にわか茶屋」へ1,400万円を出資しております。なお、融資資金につきましては、これまで皆様方より順調に償還をさせていただいており、その償還金は基金運用益の利子と合わせ、毎年度、基金に積んでおりますので、平成19年度決算におけます基金残高は、議員お話しのとおり、8,445万8,000円となっているところでございます。

これまで、この制度を活用して立ち上げられました事業につきましては、その大半が継続されており、手すき和紙の後継者である若者も育っております。本市の伝統産業としての美濃和紙の新たな付加価値の創出やブランド化、国内外への魅力のアピールなど、美濃和紙産業の振興に寄与するものであると思っておりますし、その他、行政と民間のすき間を埋めるニッチ産業としての宅配弁当、惣菜販売など、高齢者福祉の充実や空き店舗活用による市街地の活性化、観光客の誘致など、いずれの事業も本市の活性化や新たな魅力の創出に貢献され、大いに評価できるものと考えております。

次に、お尋ねの二つ目、今後の積極的な活用への対策はどう考えているかについてでございますが、市といたしましても、特色あるこの制度を大いに活用していただき、市民やベンチャー企業、NPO、グループ等の民間がその活力を十分に発揮して、元気で活力ある事業を創出していただくことを期待しているところであり、これまでも市広報やホームページな

どで随時御案内を申し上げているほか、関係部局や商工会議所等とも連携を図りながら活用促進に努めてまいったところでございますが、残念ながら昨年度は御活用がなく、今年度におきましても、お問い合わせはございましたが御活用いただくまでには至っておりません。

昨年来よりの急速な経済不安の中にありまして、難しい面もございますが、今後におきましても、制度の積極的なPRはもとより、関係機関等との連携をより密接に図りながら、新事業・新産業起こしに対するニーズの的確な把握に努め、今後、議員から御提案のありました方法等も参考に、起業家への支援のあり方等につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

古田議員の一般質問の2点目、第5次総合計画策定に向けて、市長はどのように考えているかについてお答えをいたします。

議員お話しのとおり、第4次総合計画は、余すところあと2年となりまして、現在は、4次総に掲げる将来都市像「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向けまして、その仕上げの最終段階に入っているところであります。厳しい財政状況の中にはありますが、4次総の目標を100%達成することについては困難なことではありますが、歴史や文化、自然を初め、当市の特色を生かしながら、市民生活の安定とまちの活力・にぎわいを取り戻すため、これまで幹線道路網の整備を初め、上下水道、農業集落排水事業、あるいは土地区画整理などの都市基盤整備や美濃病院の移転であります。あるいはケーブルテレビ施設整備、うだつの町並みの整備、道の駅の建設、学校再編成や子育て支援、あるいはコミバスの運行などに努めてまいりました。また、市外からの観光客も100万人を超えるようになり、東京、京都、名古屋、高岡方面への高速バスが運行されるようにもなりました。このほか、これまでの間の市民と協働したまちづくりが各方面で認められまして、総務大臣賞を初め、たくさんの賞をいただくまでになりました。こうした成果を見ますと、私といたしましては、課題は残されているものの、4次総に掲げる主要課題を一步一步着実に進め、主要な諸課題はおおむね達成できたものと考えています。

第4次総合計画は平成22年度をもって終了のため、新年度早期には、平成23年度を初年度とする5次総合計画の策定作業に着手してまいりますが、5次総策定に当たりましての私の基本的な考え方を申し上げれば、これからのまちづくりのキーワードはスローライフであり、人間が人間らしく、ゆっくりゆったりと心豊かに暮らせるまちづくりが必要であると考えております。ハードからソフトへシフトしながら、地域の伝統文化や環境を大切に、自然と共存した安心・安全で快適な暮らしの環境づくりを図っていきたくて考えており、美濃市丸ごと川の駅構想やサイクルシティの推進など、その重要な位置づけとなると思っております。

また、10年先の美濃市のあるべき姿を見据えた場合、活力とにぎわいを持ったまちづくりを進めることも大切なことであるので、議員の御提案の、区画整理事業による新たな市

街地の形成や、工業団地開発による企業誘致、産業振興など、地域経済の強化や人口対策なども当然のことながら重要な課題であります。

先ほど議員から、策定に当たっては市民と一体となった取り組みが必要と思うがどうかのお尋ねでございますが、美濃市の将来構想を位置づける重要な計画となりますので、策定に当たりましては、市民の声が十分反映したものとなるように努めてまいりたいと考えております。市民の意識調査や各地区、各種団体、グループ等の市政懇談会などを積極的に開催するなど、あるいはパブリックコメントも含め、できるだけ幅広い機会をとらえて、市民の皆さんのお考えや御意見・御要望を伺ってまいりたいと考えております。また、総合計画の審議会におきましても、できるだけ早い時期に立ち上げて、各層の皆さんを委員としてお願い申し上げ、さまざまな御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、産業振興、新市街地整備、あるいは区画整理事業、老人福祉センターの移転・新築を5次総の重点施策として取り上げてはどうかという御質問、御提案であります。議員から具体的な提案については、貴重な提案として伺っておきます。今後の重要な課題であるということはもちろんであります。現在は市民の意見を聞く立場にありまして、現時点で具体的な取り組み、方策等について私の考えをお示しする段階ではないと、このように思っております。今後、議員から御提案いただきましたものも参考としながら、市民の皆さんの御意見も十分伺い、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁、ありがとうございました。

要望をしておきたいと思っております。

ただいまの答弁では、4次総の主要な諸課題はおおむね達成できたということですが、人口対策についてはあまり対策がとられてこなかったような気がいたします。住宅地が供給され、若者が働くところがあれば、こんなに美濃市の若者は減らないし、人口もこんなには減らないと思っております。財政の問題にしましても、景気が悪いからということではなしに、景気はよいときも悪いときもあります。市の事業の優先順位を間違わなければ、健全財政で十分やっているとあります。

そしてこれからのまちづくりは、人間が人間らしく、ゆっくりゆったりと心豊かに暮らせるまちづくりに大いに賛成であります。そのためにも、美濃市の財政が県や国の管理下にならないように、また公共料金や税金がどんどん上がることをないように努力していただきますようお願いをいたしまして、要望としたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） 皆さん、こんにちは。

私は発言通告に従いまして、小・中学生の携帯電話の使用について2点、一般質問をさせていただきます。

今日、携帯電話は暮らしを大変便利にしましたが、引きかえに人とのかかわりを希薄にしております。これを持つべきかどうかは、中学生ぐらいの年代では悩ましい問題のようで、便利な機能は魅力的であります。その一方、それに引きずられて本分を見失った非行や犯罪に結びつく危険性を憂えています。中学2年生と高校2年生の65%が、他人の悪口など書き込んだチェーンメールといったトラブルを経験していることが、文部科学省の初の利用実態調査でわかったことがマスコミで大きく報道されております。これがマスコミの記事でございませぬ。

携帯電話の所有率では、小学校6年生が24.7%、中学2年生が45.9%、高校生では95%、さらに年齢が上がるにつれてインターネット利用もふえ、特に高校生の活用ぶりが顕著であることもわかってきました。また、携帯サイトをめぐっては、保護者の70%以上が有害情報、教育の規制強化を望んでいることも判明しており、利用マナーなど、情報教育の充実とともに改めて議論になりそうだとも言うております。

これらの問題を踏まえて、携帯電話の所有について、学校の中で生徒や保護者に必要、不必要について討論会が行われているところもあるやに聞いております。大変よいことではないでしょうか。美濃市内の小・中学校で行っておられるかもわかりませんが、もし行われていなければ、ぜひ実施していただければと期待をするものでございませぬ。

そこで、教育次長にお伺いをいたします。

1点目として、現在、市内小・中学校における携帯電話の所有率について、2点目として、学校として携帯電話の所有者の利用方法についてどのような指導をされているのか、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） こんにちは。児山議員の一般質問の携帯電話の使用について、一つ目の所有率はどれくらいか、二つ目の使用する際のマナー等について、どのような指導をされているのかの二つをまとめてお答えをいたします。

最近、新聞紙上で、子供たちの携帯電話やインターネットを利用してのトラブルが毎日のように報道をされております。このような中で、子供たちの実態を十分に把握し、トラブルに巻き込まれないための指導の充実を図ることが社会的な課題となつてきております。

教育委員会では、県の教育委員会と協力しながら、小学校5・6年生、中学生を対象にアンケート調査をするなど、実態把握をして指導に生かしているところでございませぬ。

文部科学省の調査によると、携帯電話所有率は全国平均が小学校6年生では24%、中学校2年生では46%という結果が出ております。市内のある小・中学校のアンケートによりますと、小学校6年生で13%の児童が、中学校2年生では24%が携帯電話を持っていることがわ

かりました。これにより、市内の子供たちの携帯電話の所有率は、全国平均に比べて低いという実態が明らかになりました。その中で、有害な情報を見ることができないようにするフィリタリングをしている割合は、市内の小・中学生ともに約4割でございました。また、携帯電話やインターネットで、これまでに悪口や嫌がらせ、身に覚えのない請求を受けるなど被害を受けたり、嫌な思いをしたことがないかという問いに対しては、2%の小学生と10%の中学生が「ある」と答えております。さらに、男子よりも女子の方が携帯電話をよく使っているという事実もわかりました。

このような状況を踏まえて、学校へは原則として持ち込みを禁止しております。また、子供たちには、携帯電話やインターネットを活用する上で、ブログの書き込みや、他人の悪口を書き込むチェーンメールなどの危険性や問題点、情報モラルを身につけることの重要性を発達段階に合わせて指導しているところでございます。保護者に対しては、関係機関で作成されております情報教育にかかわるリーフレット等を活用し、懇談会の折に働きかけたり、情報教育にかかわる講演会を開催したりするなど積極的に呼びかけているところでございます。さらに教職員に対しては、児童・生徒の実態をつかみながら、携帯電話やインターネットにかかわる情報教育のあり方について校内で研修会を開いたり、他の研修会への積極的な参加を促したりして、今後も指導力の向上に努めていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、一般質問2点について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

第1点目といたしまして、DPC病院への移行に伴い、美濃病院の医療内容や医療費にどのような影響があるのかについてお尋ねをいたします。

美濃病院は、新病院開設以来、「地域から選ばれる満足度の高い医業サービスの提供」を病院の理念に掲げられ、数多くの専門外来の開設や美濃病院が得意とされる糖尿病治療、消化器系外科手術、脊椎等整形外科手術、白内障等の眼科手術の4特化分野の治療技術や設備の充実、市内の診療所や岐阜大学病院等との医療ネットワークの推進、健康管理室新設による検診体制の充実や、糖尿病センター、内視鏡センターの開設などにより医療の質及びその提供体制の充実強化を図られるとともに、医師不足、看護師不足に対応するための24時間保育所の設置、経営安定化のための院外調剤薬局の誘致等、経営対策など、まさにこの数年間で数々の諸施策を展開され、その効果は入院患者数や内部留保資金の増加などに着実にあらわれております。

近年では、マスコミ等の報道でも御承知のように、極めて厳しい医師不足や抑制が続く診療報酬などの影響で病院閉鎖、病棟縮小、診療所への転換などに追い込まれる病院が全国的にも目立っているところでございますが、こうした厳しい状況の中で、地方の、かつ小規模病院に属する美濃病院が、住民の方々への適切な医療を提供しながら年々経営が安定に向かっておりますことはまことに喜ばしく、高く評価されるところであり、病院長を初め病院職

員の御努力に感謝するところであります。

さて、こうした中で、美濃病院は将来にわたる急性期医療の安定的提供と経営のさらなる安定を図るとの目的で、この4月からDPC対象病院へと移行するというところであります。DPC対象病院とは、現在の使用した医療資材等を積み上げて計算する出来高払い方式から、病気の種類等により区分された1日当たりの入院単価をもとにして計算する包括払い方式の病院になるとのことです。もともとこのDPC方式への移行は、国が急激な高齢化社会到来の中で、医療費の伸びをできる限り抑制し、市民皆保険制度を堅持しながら将来的にも安定した医療制度を目指そうとするもので、長期的視野に立った医療費改善対策であります。

そこで、美濃病院がこのDPC対象病院になった場合に、美濃病院の医療が今までと変わるところがあるのか。また、変わるとすればどのようなようになるのか。また、既に移行している病院では、早期の退院が迫られるなどとの話を聞きますが、その点は大丈夫なのか等、DPC病院への移行に伴う美濃病院の医療内容や医療費への影響について、美濃病院事務局長にお尋ねをいたします。

次に第2点目といたしまして、新型インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきているインフルエンザウイルスとは、表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生していると言われております。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されております。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行で、世界じゅうで4,000万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡、岐阜県史によりますと、大正7年の県内の死亡者数は前年に比べ約7,900人増加したとされております。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されています。このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっていると言われております。

つい先日の2月27日には、愛知県豊橋市で飼育されていたウズラから高病原性鳥インフルエンザが確認されました。幸いにして、確認されたウイルスは弱毒性で、感染拡大のおそれは少ないと言われておりますが、東海地方で初の鳥インフルエンザ発生により、新型インフルエンザの危険性がより実現的なものになったと言えます。

国では、平成17年12月に世界保健機構（WHO）新型インフルエンザ事前対策計画に準じて新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。これに基づき、岐阜県も平成17年に行動計画が策定されております。国の行動計画では、流行規模及び被害の想定を上限値で全人口の25%、約2,500万人が新型インフルエンザに罹患し、入院者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を中程度、スペインインフルエンザ等を重度として、中程度の場合、入院患者数は約53万人、死亡者数は約17万人を上限に、重度の場合では入院患者数約200万

人、死亡者数64万人を上限としております。一たび国内で新型インフルエンザが発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会経済の破綻が危惧されるため、WHOのフェーズごとに、すなわち未発生期から大流行期までの段階ごとの目標や対策を定めております。

さて、そこで質問ですが、この国及び県の行動計画が、このほど全面的に見直しをされたとの報道を耳にしますが、主な改正点は何かについてお尋ねをいたします。

次に、万が一、市内で新型インフルエンザ発生すれば、医療体制の混乱、外出の自粛や、学校・福祉施設の閉鎖など市民生活への影響ははかり知れないものがあります。美濃市としての行動計画を策定する予定があるのか、策定するとすればどのような項目について検討することになるのかについて、民生部長にお尋ねをいたします。

以上2点について質問をさせていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、市原議員の一般質問の1点目、DPC病院への移行に伴い、美濃病院の医療内容や医療費にどのような影響があるのかについてお答えいたします。

DPCとは、議員も御承知のとおり、傷病名、手術、処置の有無などにより区分けされた診断群分類、現在は1,572分類であります。この診断群ごとに定められた1日当たりの単価をもとに入院費を計算する急性期医療に係る包括支払い制度であり、従来からの出来高払い方式にかわるものでございます。

平成15年3月28日の閣議において、急性期入院医療については、平成15年度より特定機能病院について包括評価を実施する。また、その影響を検証しつつ出来高払いとの適正な組み合わせのもとに、疾病の特性及び重症度を反映した包括評価の実施に向けて検討するとの閣議決定がされ、急性期入院医療を実施している大学病院など特定機能病院の82病院にDPCである包括支払い制度が、平成15年度から導入されたのが始まりであります。その後、年々増加し、平成20年度現在では全国で718の急性期病院がDPC対象病院となり、DPC対象病院として国に認められるため、2年間厚生労働省に診療データなどを提出している平成19年度DPC準備病院、すなわち平成21年度から対象病院を目指す準備病院も含めると、全国で1,428病院となります。これは、全一般病床約91万床の50.2%である46万床を占めるに至っておりますが、大病院が多いため、病院数では約16%となっております。

岐阜県内では、既に資格を取得したDPC対象病院、並びに平成21年度から対象病院を目指す準備病院は、美濃病院を含めまして公立病院が10病院、公的病院が11病院、民間病院が5病院、合わせて26病院となっております。

そこで御質問の、美濃病院の医療内容が今までと変わるところがあるのかについてでございますが、基本的な診療に関する事項につきましては何ら変わるところはございませんが、DPCへの移行に際し、疾病ごとに標準化した治療方法や検査のスケジュールを定めた30種類のクリニカルパス、いわゆる治療手順を導入し、医療の標準化や効率化、薬剤使用の標準

化、後発薬品の導入などによる医療の効率化を図ってまいります。このほか、情報公開、患者さんへの説明責任の一層の強化を進めるとともに、コスト分析による適正予算配分のための経営分析、医療費適正配分を行ってまいりたいと考えております。

D P Cによる包括評価の仕組みは、さまざまな診療行為に対する1日当たりの医療費が包括評価されることとなりますが、従来の医科点数表に沿って出来高算定をする項目もありまして、これを組み合わせて請求することとなります。具体的には、入院基本料、画像診断料、投薬料、注射料などが包括部分となり、手術、リハビリテーションなどが出来高計算で加算されることとなります。平均的には、包括部分が7割、出来高部分が3割程度になるようでございます。

このように、D P C対象病院となった場合は、病気の種類と診療内容によって1日当たりの医療費が決まる部分が多いことから、従来の治療内容を一つ一つ積み上げた出来高払いと比較し、患者さんの負担される医療費につきまして負担増となることも負担減となることもあり、個々の疾病により一概に申し上げることはできませんので、御理解をお願いいたしますと存じます。

また、当院における入院収益に与える影響につきましては、平成22年度に予定をされている診療報酬の改定内容がどうなるのか、まだ不透明であります。平成22年度より包括評価への移行に伴う緩和措置としての調整係数が廃止され、一般的には大病院に有利な機能評価係数が新たに設定されることが予想されております。こうしたことに対応するため、当院といたしましても7対1入院基本料の取得や臨床研修協力病院の指定などによる機能評価係数の上積みを図り、収益向上の確保を図る考えであります。

また、万一の病床利用率の減少に備え、健診事業の拡大や地域の診療所との一層の連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、早期の退院が迫られるとの懸念されておられることについてでございますが、D P C対象病院へ移行した場合には、1日当たりの入院単価が診断群ごとの平均在院日数により3段階に区分され、入院期間が長くなると包括点数が低くなるように設定されております。こうしたことから、病院経営の面からは、一般的にどの病院も在院日数の短縮を進めざるを得ないということになります。

こうした状況を踏まえまして、美濃病院といたしましては専門医療の技術向上や診療方法の適正な選択などを一層推進することにより、これに対応していきたいと考えておまして、機械的に早期退院を進めるようなことはございません。したがって、医療の内容をよく説明し、理解を求めた上で退院時期の判断をするという基本スタンスは変わりません。患者さんや御家族と話し合いの場を持ち、病状を踏まえて退院等の時期を判断し、急性期の治療が終了すると見込まれるできるだけ早い段階から、医師を初めメディカルソーシャルワーカーなどによる退院後の対応についての相談や各種関係機関との連絡調整を一層充実させていきたいと考えております。

D P C病院への移行につきましては、美濃病院が将来にわたり急性期医療の安定的な供給

を行う上で不可欠であると考えております。今後とも地域に選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を基本理念に、公立病院であることを十分に認識し、地域の中核病院として市民の皆さんはもとより、患者さんに親しまれ信頼される病院となりますよう一層努力するとともに、安定した医療の供給体制を整備し、収益の向上と合理化、コスト管理を徹底し、経営の安定化に努めてまいりますので、御理解くださるようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 市原議員の一般質問の2点目、新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

国は、平成17年12月に策定した新型インフルエンザ対策行動計画について、平成20年5月に施行された改正感染症法及び検疫法や科学的知見の蓄積などを踏まえ抜本的な改定を行い、本年2月17日に正式決定いたしました。これにあわせて県の行動計画も改定され、2月26日に県内市町村に対する説明会が開催されました。

御質問の一つ目、主な改正点でございますが、改正前の計画では世界保健機構（WHO）のフェーズ1から6、例えば新型インフルエンザ発生期がフェーズ4、大流行（パンデミック）期がフェーズ6としています。フェーズは段階とか局面との意味で、このフェーズごとに対策を定めておりましたが、改正計画では、この「フェーズ」という語句を使わず、我が国に適した五つの段階、未発生期の前段階から海外発生期の第1段階、国内発生早期の第2段階、感染拡大期などの第3段階、小康期の第4段階を新たに定め、それぞれの段階における目的や対策を定めております。

また、国・自治体等の役割分担を具体的に示し、市区町村については住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障がい者等、社会的弱者への対策や医療対策を行うとしております。

次に、御質問の二つ目、美濃市としての行動計画を策定する予定はあるのか、具体的な計画項目はどのようなものかについてお答えいたします。

市では、昨年12月に改定前の国・県の行動計画に基づき、新型インフルエンザが発生した際の緊急措置対策を定めました。対策本部の設置方法や設置時期、集会等実施の自粛、不必要な外出を控えるなど社会活動制限の勧告や学校の休校を検討する時期、個人防護服やマスクの備蓄推進など基本的事項について定め、国・県の改定案が示された後、具体的な行動計画や行動マニュアルを速やかに策定することといたしました。したがって、国・県の改定計画がこのほど示されましたので、昨年12月に策定しました市の緊急措置対策をベースに、段階ごとの市の対策を検討することになります。医療対策については、国・県と連携しながらの対策となりますが、万一市内で新型インフルエンザが発生すれば、議員御指摘のように市民生活にはかり知れない混乱が生じます。情報の収集、発信方法、高齢者や障がい者などに対する生活支援、ごみ処理や火葬体制、ライフラインの確保、戸籍事務などの社会機能維持のための対策など、詳細にわたる計画が必要となりますので、改めて速やかに美濃市新型

インフルエンザ対策行動計画などを策定してまいります。あわせて、鳥インフルエンザが発生した際の対策についても、関係課が連携して検討してまいります。計画対策後には、内容や感染予防の方法などについて、市民への周知を図っていくことも考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 8番 市原鶴枝君。

○8番（市川鶴枝君） 詳細にわたる御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。了解はいたしました。少しばかり要望を申し上げておきたいと存じます。

1点目の美濃病院につきましては、急性期病院としての時代に沿ったレベルアップにより、大学病院並みの高度医療の提供や、経営の安定化など厳しい現状の中ではありますが、市民が安心してかかれる病院、親しまれる病院でありますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の新型インフルエンザ対策につきましては、あってはなりません、もし発生すれば、被害予測は首都圏直下型地震の想定を数倍も上回るというようなことが言われております。市民への新型インフルエンザに対する正しい知識や個人的な予防対策なども含めて十分な予防対策の策定をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は、一般質問1点を行います。

清流長良川と板取川の豊かな水や、周辺の緑濃き山々の美しい自然に恵まれ、美濃和紙やうだつに代表されるような歴史と文化の息づくまちである美濃市、特に中心市街地のうだつの町並みは江戸時代初期に築かれた町並みで、現在も地域性豊かな意匠や造形を持った伝統的な建造物が多く残り、特色ある景観が保たれていることから、平成11年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

また、和紙の産地としても全国的にも有名で、1,300年の歴史を持つ美濃紙は正倉院に保存されている資料に使われるほど良質の和紙であり、本美濃紙として無形文化財に指定されています。

こうした中、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を将来都市像に掲げ、人と自然と文化の共生、そして健康と交流のまちづくりが進められています。その拠点として、歩いて楽しむことができ、安らぎと潤いのある歴史的な町並みを活用していくことが重要だと思います。

このように、すばらしい町並みがあるわけですが、何といたしても一番怖いのが災害でございます。中でも、火災は何としても防がなくてはならないと思います。木と紙でできた家が多く並ぶ重伝建地区は、より一層の防火意識を持たなくてはいけないと思います。何百年もの間、火災を防いできた先人の努力に報いるためにも、今私たちができることをやっていかなければならないと思います。

そこで市といたしましては、今後どうしていくか、どうしていききたいか、お伺いしたいと思います。また、他の伝建地区はどうされているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 鈴木議員の御質問、重要伝統的建造物群保存地区の防災対策についてお答えします。

市街地のうだつの町並みは、平成11年5月に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、ことしは10周年を迎えます。その間、電線の地中化を初め、建造物の修理、修景が着々と進み、安らぎと潤いのある落ちついた町並みが整備されつつあります。最近では、土・日は言うに及ばず、平日でも数多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せております。この町並みは、貴重な文化遺産として後世まで残していかなければなりません。建造物の大半が木造家屋で、一たび火災が地震が起きれば、伝統的な町並みは無残にも焼失してしまうおそれがあります。そういった惨事にならないように、美濃市の中には9基の消火栓、5基の番水を含め、20トン以上の防火水槽7基が設置されております。加治屋町の駐車場には100トンの耐震性貯水槽がございまして、今年度は相生町の駐車場にも同じく100トンの耐震性貯水槽が整備されまして、いざというときには伝建地区をしっかりとカバーすることができるようになりました。また、今年度は、地域づくり支援事業によりまして、それぞれの町内にホースや筒先などが配備されたところでもあります。万が一火災等の発生した場合でも、電線の地中化により、消火活動を阻害するものがなくなりましたので、速やかな消火活動ができるものと考えております。したがって、町並みの中の防災、防火体制については、万全とは言わないまでも、ほぼ満足のいく状態になってきているのではないかと考えております。

美濃市内は、自治会ごとに自分たちの地域は自分たちで守ろうと、自主防災組織が結成されておりますが、伝建地区内もその結成率は100%であります。防火・防災設備が十分であっても、その扱い方に通じていなければいざというときに役に立ちません。今後は、自主防災組織や住民の皆様が中心になり、先頭になって機会あるたびに防災設備の扱い方の訓練などを実施していただいたり、その前に、まず自分たちの地区から火を出さないなどの啓発活動を実施していただくようお願いをしていきたいと考えております。

今後は、各家庭に住宅用火災報知機の設置を呼びかけてまいります。

また、他の伝建地区がどうなっているかでございますが、ある地区では地元保存会による年に1度の防火訓練、年に2度の定期的な設備点検や火災予防啓発活動をされております。また、通常60ミリの消火栓に加え、女性でも扱いやすい40ミリの消火栓も設置されている地区もあるようです。それぞれの地区には、それぞれの地理的条件や事情があると考えますので、美濃市の伝建地区と同様な条件のところの情報を参考にさせていただいて、防災対策に万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） こんにちは。発言通告に基づき、3点の質問をいたします。

質問の第1は、派遣労働者の雇用の問題についてであります。

昨年秋のアメリカ発の金融危機に、当初政府は、世界の中でも日本への影響は小さいのではないかと、最も早く回復したいと発表するなど、極めて楽観的でした。しかし、10月から12月期のGDPは、危機発生の大もとのアメリカが年率換算6.2%の落ち込みであるのに日本は12.7%であり、日本の落ち込みは世界でも大きい方であり、麻生首相は3年で回復すると言いましたが、一説には50年必要という人もあります。このために、過剰在庫を調整する生産停止が労働者の解雇につながり、日本じゅうの隅々で影響が見られます。これは、内需をおろそかにし、自動車、電機を中心とした輸出大企業に経済の牽引車の役割を頼ってきた経済構造のゆがみに起因するものであり、政策の転換が急がれるものと思います。

我が市においても、受注が半減した、7割減少した、あるいは週休3日になった、4日になった等、多くの企業の悲鳴ともとれる声が聞こえてきます。企業経営も大変ですが、このあらしの中で最大の被害者は、残業が減らされ、給料を減らされた労働者であり、中でも職を奪われた派遣労働者を初めとしたパート、請負などの非正規労働者であります。年末には、寮を追い出され、住む場所を失った労働者の派遣村が話題となりました。この非正規労働者が急増した背景には、1999年に派遣対象業種の原則自由化があり、2004年には製造業へ解禁されたことがあります。労働者の選択の幅を広げるとして、財界の要請にこたえたものでしたが、この10年間に500万人の正社員を減少させ、600万人の無権利・低賃金の非正規雇用者を増加させたことにより、日本経済の基盤を危ういものにするまでに至っています。

日本共産党は、この間、全国の大企業を対象に雇用を守るよう交渉を続けています。当市にある当初一部上場の企業にも、県・地区委員会とともに美濃市、関市の議員が現状把握のために交渉の場を持ちました。労働者の正規・非正規など使用の実態を尋ねると、具体的な人数などは明らかにされませんでした。この数年間を見ても、業務請負から派遣労働へ切りかえ、昨年末から国内に至るところで派遣切りが問題になる中で、再び請負に切りかえる方針であるとの回答がありました。

共産党の志位委員長の国会質問では、非正規労働者を雇用する多くの大企業がその違法性を認識し、抜け道を探して雇い続けている実態が明らかとなっています。中小企業では、極めて厳しい経営の中で、経営者が給料を取れずにも従業員を最優先で守っているのが当たり前になっています。これに比べて大企業では、内部留保を蓄積しているのに、今回の事態にも取り崩すことなく、株主配当金を増配までしながら、真っ先に非正規労働者を解雇しています。

派遣労働の問題は、一人ひとりの労働者の派遣期間が問題なのではなく、業態として派遣労働の業務が3年を超えていれば、その業務に派遣労働者を使うことが違法であることが明らかとなりました。間に解雇期間（クーリング期間）を入れ、派遣とか、請負とか、名称を変えても合法的雇用とはならないのであります。企業によっては、派遣労働法の理解が足りないところや、都合よく解釈をゆがめて雇用しているところがあったことも報道で明らかとなっているところでもあります。市では、この間、従業員50人以上の企業17社を対象に従業員

数等を調査されたと聞いておりますが、どのような目的で行われ、設問と回答はどうであったのか。また、この調査結果を受け、どういう対策を考えているのか、産業振興部長にお尋ねをしたいと思います。

質問の第2は、市の教育福祉施設利用に受益者負担を導入することについて、民生部長と教育次長にお尋ねをいたします。

政府の財政赤字の拡大に、小泉政権のときから始まった構造改革路線は、三位一体の改革で地方交付税を大きく削減しました。この影響から市の財政も厳しく、非常事態であるという認識のもと、受益者負担のかけ声に福祉も教育も例外なく利用料の徴収が強められております。

平成19年3月議会では、共産党議員の反対にもかかわらず20年4月から学童保育利用料も5割増し、あるいは倍増となる家庭も出る大幅な値上げがされました。利用学童数について18年度、19年度、20年度、どのように推理しているか教えていただきたい。

この議会では、同時に20年6月から老人福祉センターと紙のふるさとふれあいセンターの入浴料が有料化、あるいは値上げされました。9ヵ月が経過した時点でこの影響がどうなったか、検証したいと思います。

6月から2月までの9ヵ月間の利用者数と、収入額を過年度の同時期と20年度を比較した場合、利用者数にどのような変化があり、増収の見込みは年間に換算して幾らになるか、それぞれの数値を教えていただきたいと思います。

政治の目的は、応益ではなく応能負担を原則として所得の偏りを正し、弱者救済のために再配分をすることだと思います。納税者から集めた税金を平等に配ることを政治とは言えません。同様に、平等・公平を理由として、公の施設利用に何でも利用料を徴収すればよいという考え方には賛同できません。民間経営の施設なら利益を追求するためであり、有料で当然ではありますが、税金でつくった施設なら無料で利用できるのが基本ではないでしょうか。折しも本議会には美濃市立小中学校体育施設等開放条例により、新たに学校体育施設に利用料が徴収され、生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案では、上牧・長瀬両生涯学習センターでの利用が有料化となります。さらに受益者負担が強化されようとしております。

市の説明では、利用者の方から体育館は有料であるのに、小・中学校や生涯学習施設が無料では使いづらいので有料化をしてはどうかという声もあり、一方的に強行したものではないとありました。利用者全員に聞き取りをされたなら理解できますが、私が何人かに問い合わせたところ、こんなところを有料化する前に見直しするところはないのか、スポーツクラブの会費が値上げされるなら、続けることを考え直さなくてはならない等の声もあり、市に届いた有料化すべきという声は一部の意見にすぎないのではないかというのが私の見方です。日ごろから健康づくり、生涯学習に力を入れ、市の施設はどんどん利用してほしいというのが市に姿勢だと思います。それなら、現在有料の体育館の利用料を無料化して公平を期す方が市民から歓迎されると思います。目先のわずかな利用料を有料化したため、利用者が減り、

文化・スポーツの機会を奪うことで市民の皆さんの健康や交流が損なわれるなら、医療費の増加につながりかねません。

私は、以上のことから、こと福祉教育関連施設の利用に受益者負担の導入はするべきではないと考えるものですが、市はどのような考えであるのか、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

質問の第3は、義務教育における保護者の負担軽減についてであります。

19年6月議会で、私は鍵盤ハーモニカを基本的に学校の備品とし、マウスピースのみを保護者に購入してもらうようにできないか。また、算数セットも備品としてはどうかという質問をいたしました。この両教材を学校の備品とすることは、既に名古屋市の学校では行われていて、保護者の方の負担軽減になっていることは質問の中で明らかにしました。教育長の答弁は、原則として個人が使用するものについては受益者負担とするというものでしたが、名古屋市と当市で教育費のとらえ方に差があるのはどうかと思ひます。

また、経済環境が一層厳しくなり、雇用が不安定になることで子育てを敬遠せざるを得ず、少子化はまだまだ進むものと思ひます。少子化対策を言うなら、保護者が負担する教育費を一円でも少なくする努力が求められていると思ひます。また、何人かに学校で使用しなくなったものをどうしたか聞くと、そのまま保管してあるとか、近所の子に上げたという人以外はおみに出したという人が多く、まだ使えるのにもかかわらず廃棄されていくことも問題があります。必要とする学年を過ぎたら学校で希望者から回収し、使えるものを備品化するなら、数年を経ずして希望者に対応できるようになると思ひます。購入は任意にし、備品でよいとする家庭には貸与するという選択肢があってもよいのではないか。鍵盤ハーモニカ、算数セットの備品化は、教育費の軽減、ごみの減少、市の魅力の増大と、二重、三重のメリットがあるものと思ひます。

私の質問について、数千円程度の軽減は意味がない、ごみになっても構わないと考えておられるのか、また業者の方の利益を損ねるからか、備品化の障害がどこにあるのか、教育次長にお尋ねをいたします。

以上、御答弁をよろしくお願ひします。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、並議員の一般質問の1点目、派遣労働者の雇用問題についてについてお答えいたします。

昨年の世界的な金融危機影響等により、雇用失業情勢は非常に厳しい局面にあり、ハローワーク関の最新の雇用失業情勢によりますと、管内の1月の月間有効求人数は1,498人に対して月間有効求職者数は2,261人で、有効求人倍数は0.66倍となっております。

さて、御質問の一つ目、今年行った企業への調査目的と設問・回答はどのようなものであったかについてでございますが、企業の経営・雇用状況調査を目的に、本年1月中旬に市内主要企業の17事業所を訪問し、経営状況を聞き取りにより調査するとともに、雇用状況をアンケート用紙を配布して実施いたしました。アンケートの内容は、昨年10月を基準に今年1月の現状、3月末の予定で正社員、非正規社員、非正規社員のうち外国人の従業員数について調査いたしました。

経営状況につきましては自動車関連企業が多く、景気の悪化の影響により昨年7月ころより北米向け、10月ごろよりヨーロッパ向け、さらに12月ごろより中国向けの受注がダウンしており、全体として4割から5割程度受注減とのお話でありました。また、自動車関連以外の事業所については、一、二社は景気の影響を受けていない事業所もありましたが、2割から3割程度受注減であるとお話でありました。雇用状況につきましては、昨年10月現在の従業員が17社で3,264人、そのうち正社員が2,098人、非正規社員が1,166人で、うち外国人労働者が270人ございました。ことし1月現在で、従業員全体で303人の減、そのうち正社員が16人の減、非正規社員は287人の減、うち外国人労働者は161人の減でございました。3月末では、さらに従業員が295人減する予定ですが、正社員は減員の予定はございません。非正規社員295人の減のうち外国人労働者が39人の減の予定との調査結果でございました。

次に二つ目、この調査結果を受け、市として今後どのような対策を考えているのかについてお答えいたします。

市内中小企業者については、経営安定を図る目的で昨年10月31日から始まりました国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度による事業資金の調達スムーズに行えるよう市の認定を迅速に行うとともに、事業資金を調達した中小企業者に対する市独自の経済対策として、利子及び保証料補給制度を創設して支援を行っております。今後も、市内各金融機関の聞き取り調査も含め、貸し渋りや貸しはがしがしないよう、3月末の季節資金の調達が円滑にできるよう努力してまいります。

また、雇用につきましては、岐阜県中濃事務所管内緊急雇用対策連絡会議にこの調査結果を報告し、今後、広域的観点からの対策を検討し、国・県に対する雇用確保対策の要望を行ってまいります。

最後に、平成21年度から3年間かけて行われます国の緊急雇用創出事業で、美濃市では非正規労働者を中心に、平成21年度に新規雇用50人を見込んだ緊急雇用創出事業の実施に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 並議員の一般質問の2点目、教育・福祉施設利用に受益者負担金

を導入することについての一つ目、昨年4月留守家庭児童教室利用者負担が、6月にはふれあいセンターと老人福祉センターの利用料がそれぞれ改正されたが、利用状況はどうかについてお答えします。

初めに、留守家庭児童教室の利用状況等についてですが、御質問の平成20年度の利用人数は2,266人で、平成19年度2,211人、平成18年度2,155人となっており、平成20年度と平成19年度の利用人数を比較しますと、平成20年度は2.5%の増加となります。また、平成20年度利用料収入につきましては620万2,000円を見込んでいますが、この額は、平成19年度に比べ222万3,000円の増収となります。次に、紙のふるさとふれあいセンターと老人福祉センターの利用状況等についてですが、御質問の6月から2月までの9ヵ月間の利用人数は、紙のふるさとふれあいセンターが平成18年度1万3,823人、平成19年度1万2,426人、平成20年度7,801人で、平成20年度と平成19年度の利用人数を比較しますと、平成20年度は37.2%の減少となります。また、平成20年度利用料収入につきましては79万1,000円を見込んでおりますが、この額は、平成19年度に比べ68万2,000円の増収となります。同様に、老人福祉センターの利用人数は平成18年度9,216人、平成19年度9,011人、平成20年度5,195人で、平成20年度と平成19年度と比較しますと、平成20年度は42.3%の減少となります。両センターの使用人数の減少につきましては、今後の分析が必要と考えますが、利用者によっては、毎日入浴されていた方が有料になったことで回数を減らされた方も見えると聞いております。

平成20年度利用料収入につきましては56万7,000円を見込んでおります。前年との収入比較につきましては、老人福祉センターは平成19年度まで利用料収入がございませんので、金額が増収となります。

福祉関連の利用料に受益者負担を導入する市の考えにつきましては、美濃市平成まちづくり改革に基づき、施設を利用する人と使用しない人との公平性・均衡性を考慮したとき、利用者が応分の負担をするという受益者負担の公平性確保の原則を重視する観点から導入を決定しておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 並議員の2点目の御質問の二つ目、受益者負担増を図ることで利用者が減り、施設が利用されなくなるのではないかにお答えします。

今回の議会に、教育委員会からは、条例制定1件、条例改正1件を上程させていただいております。条例制定については、美濃市立小中学校体育館施設等開放条例でございまして、夜間開放等で使用する学校体育館を、市体育館や生涯学習センター体育館と同じように今まで無料だった使用料を有料とするものでございます。使用料金は、生涯学習センターの使用料金に準じ定めるものであります。

また、条例改正については、美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございまして、学校再編成に伴い蕨生生涯学習センターを削り、長瀬と上牧の生涯学習センターを加えるものでございます。使用料については従前のままであります。

学校体育館では、従来から使用料を徴収しておりませんでした。例えば同じバレーボー

ルをするのに市体育館では有料ですが、小学校の体育館では無料であるというのは不公平感があり、これを是正し、受益者負担の原則から、学校体育館の利用者からも応分の負担をお願いしようというものでございます。

小・中学校の体育館の開放に関しては、県下の20市でも使用料あるいは照明料としてすべて有料となっており、美濃市での有料化は遅過ぎるのではないかと考えております。

受益者負担を図ることで利用者が減り、施設が利用されなくなるのではないかとありますが、健康づくりやスポーツの振興等について、例えばスポーツ少年団の利用は無料とするなど減免規定も設けておりますので、今の段階では利用者が大きく減るとは考えておりません。

先月2日に、学校体育館及び生涯学習センター体育館の利用団体を集め、利用調整会議を開催しました。その際、4月以降は使用料をいただくお話もさせていただきましたが、大勢はやむを得ないとの雰囲気、反対意見の方はございませんでした。

いずれにしても、市民の皆さんが享受されますサービスに対して、それに見合う負担は必要であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、御質問の3点目、義務教育における保護者の負担軽減についてにお答えいたします。

個人が学校や家庭で使用する教材は、校内教材選定委員会において保護者の代表の方にも参加をしていただいて協議しております。原則として、個人個人の持ち物とすることで、学校で学習したことを家庭での親子や家族との学習にも生かすことができ、個々の学力の向上につながると考えております。鍵盤ハーモニカの負担軽減や再利用につきましては、保護者の判断で、兄や姉の使用したもの、知人から譲り受けたものなどを利用していただいております。また、算数セットの負担軽減や再利用につきましても、セットで購入するのではなく、必要な部品を単品で購入していただいたりしております。これらについては、各小学校の学校説明会でも保護者に伝えております。また、議員が言われるように、必要とする学年を過ぎたときに学校ごとで希望者から回収し、使えるものを活用していくことも大切な取り組みであると思っておりますので、今後、各学校へ伝えていきたいと思っております。

このように、個人が学校や家庭で使用する教材についてできるだけ負担軽減、再利用していただけるように保護者に働きかけていくということで、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただき、ありがとうございます。

1点目には再質問を、2点目、3点目には要望を申し上げます。

1点目の派遣労働者の雇用問題について、市内主要企業17社の調査では、昨年10月の雇用者数3,264人のうち3ヵ月間で303人、約9.3%、1割近くの労働者が職を失い、3月末までになお295人の離職が見込まれ、半年間に18.3%、およそ5人に1人もの離職者が出るというのは大変な事態です。私がかたまたま相談を受けた企業は、より小規模な事業所ですが、こ

の数ヵ月間、会社役員には報酬が取れないだけでなく、個人資産の取り崩しで事業を継続しているが、いよいよ会社を解散するより方法がなくなったと言われました。市内すべての事業所を合計するなら、市の調査にあらわれた数字以上の離職者が見込まれます。

離職、または離職予定される方の雇用形態は、市の調査から1,166人中582人、50%と圧倒的に非正規労働者であり、特に言葉の問題がある外国人労働者は74%と示されました。正社員の離職が2,098人中16人、0.8%にすぎないことから、非正規労働者が生産調整の安全弁とされる立場の弱さがかいま見えます。不況がやむを得ないものであったとしても、全従業員が苦難をひとしく受けるなら我慢もできますが、ふだんは同一労働をしながら半分から3分の1の給料で働かされ、解雇が一番に対象とされるなど、許されることではありません。

また、企業誘致のために、固定資産税の減免等至れり尽くせりの優遇を受けてきた企業が、労働者派遣法を守らないことがあってはなりません。今後、毎年同じ時期を定め、調査をすることで雇用形態を追跡してはどうか。また、非正規労働者がつく業務が継続していれば正社員化を促す必要があることから、労働基準監督署等、関係機関へ労働者が不当な働き方をさせられないよう申し入れていただけるかどうか、再答弁をお願いしたいと思います。

2点目の施設利用料について、昨年導入された留守家庭児童教室利用者負担金は、利用人数に影響なく微増、ふるさとふれあいセンターと老人福祉センターの利用人数はどちらも4割前後の減少が見られます。どちらも想定の範囲内と考えられますが、利用の重要性・必要性から取捨選択されたことがうかがえます。働く保護者にとって、料金が高くなってもほかに選択肢がないことから学童保育は続けられ、子育て支援のためにつくった制度が家計を圧迫することになりました。

お年寄りの入浴サービスは、利用を減らすことで支出を回避されています。国民年金だけでは満額でも月額6万6,000円であり、この金額で衣・食・住を賄うには節約に次ぐ節約が求められます。数少ない楽しみであった入浴サービスも我慢しなければならなくなり、どちらも胸が痛む数字となりました。この結果を踏まえ、受益者負担の考え方がどこから来ているか考えるに、財政危機と相まって取りやすいところを対象として理由をこじつけているように見えます。

また、県下20市で小・中学校体育館の利用はすべて有料であり、遅過ぎるぐらいと答弁をされました。それでは、税金でつくった有料道路以外の道路を利用するのに、利用者が通行料を払うのでしょうか。自動車税やガソリン税はあるにしても、利用者には歩行者も自転車もあり、利用する人も利用しない人も、通行の受益の有無で不公平だと言う人を私は知りません。公立図書館は、なぜ法律で入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと無料をうたっているのでしょうか。図書館は、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的としているから、受益者負担の入り込む余地を排除しているのではありませんか。県下20市が有料化しても、市民の健康とスポーツの発展に寄与することを目的とし、正しいのは美濃市だと無料を貫いてこそ、きらりと光るのではないのでしょうか。

私は、教育とは理想を語り、理想に近づくために努力する人間をつくることと考えます。

教育の施設で受益者負担を言うことは、理想を放棄することではないか。本を読むことも、スポーツをすることも、入浴することも、子育てをすることも、よい医療にかかることも、サービスとか受益ではなく、人として生まれながらにある権利だと考えるべきではないでしょうか。

体育館、生涯学習センター、学校体育館の利用団体が集まった利用調整会議では有料化に反対意見は出なかったとのことですが、受益者負担の考え方は、権利としなければ自分が払いたくないから言うのだろうと、欲張りと思われたくないことから、弱者の口を封じやすい傾向を持ちます。民政関連施設、教育関連施設に受益者負担を見直すことと、利用者の声に今後も気をつけていただくことを要望いたします。

3点目の鍵盤ハーモニカ・算数セットについて、保護者の負担軽減、再利用の推進には理解を示していただいたと思います。

児童期のほんの数年間だけに利用する教材物品は、家庭に常備する必要もなく、児童用国語辞典などと同様に、学校にあってこそ価値のあるものと思います。答弁に、個人個人の持ち物とすることで、学校で学習したことを家庭での親子や家族との学習にも生かすことができると言われましたが、現実には、私の子らは両教材とも使用時期に家に持ち帰ることはなく、家庭で使っているところを見た記憶がありません。このことから、個人個人の持ち物とする意義は怪しいものと考えます。

ともあれ、今回の答弁にあった、まだ使用できるものを学校で回収することで保護者の負担軽減につなげ、再利用を働きかけていただくことに期待をしたいと思います。数年後には購入を義務づけるのではなく、保護者の任意に任せながら再利用を推進し、学校の備品化を図っていただくことを要望し、私の再質問と要望を終わります。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 並議員の再質問にお答えいたします。

今後、毎年同じ時期を定め調査することで雇用形態を追跡してはどうかにつきましては、毎年12月31日現在の工業統計調査により雇用形態を把握しておりますが、経済状況に大幅な変動が生じてれば、その時点で調査していきたいと思っております。

また、労働基準監督署等関係機関へ労働者が不当な働きかけをされないよう申し入れていただきたいとのことにつきましては、先ほどお答えしたとおり、関係機関と協議しながら十分監視いただけるよう労働基準監督署等にも要望してまいりますので、御理解をお願いを申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 再答弁ありがとうございます。

私は、3年前には各務原で働く派遣社員でした。1日13時間の拘束時間でも月収は18万円ぐらいであり、賞与も退職金もありませんでした。雇用保険や、社会保険の加入を求めても入れたのは半年後であり、正社員に比べると本当に無権利状態でした。望んで派遣をする人

は極めて少数であり、ほかに働き口がないから派遣になります。私の例でも、労働保険や社会保険にすぐに入れないのは違法であるのに、監督官庁が知らないから野放しの状態にあるわけです。市として、監督署と監督官庁に申し入れることは違法状態を見過ごさないために有効な手続であり、必ず非正規労働者から、一般の労働者からも歓迎されるものと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 一般質問3点をさせていただきます。

初めに、本年2月2日から4月1日までの誕生した乳児に、定額給付金と同額が祝い金として支給できないかを市長にお尋ねをいたします。

やったー、待ってました、春の訪れとともに、冷え切った家計に暖かな日差しとしてお届けられます定額給付金が、市民の皆様の手に一日も早く届くことが国民・市民の皆様の願いであったのではないのでしょうか。

関連法案が可決し、執行されることになりました。本市においては、いち早く支給できるよう準備されております。その支給対象者は、ことし2月1日（基準日）ですが、現在、住民基本台帳に記録されている人、外国人登録原票に登録されている人でございます。この春、2月2日以降に産声を上げられた新生児は対象にならず、出産の喜びも給付金の対象外となり、半減されるのではないのでしょうか。そこで、本市独自に本年度末までの新生児にも給付金と同額をお祝い金として支給できないか、お尋ねをいたします。

二つ目に、教育次長にお尋ねをいたします。

文部科学省から1月21日に調査結果が発表されました児童・生徒の体力・運動能力の結果と、今後の体力向上に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。

文部科学省が1月21日、全国の小学5年生と中学2年生を対象に、一斉調査となる全国体力・運動能力・運動習慣調査結果が発表されました。抽出調査でピークだった1985年に比べて、男女とも小学校では反復横跳びを除くすべての種目、中学校では全種目で当時の平均値を下回るなど、全国的な子供の体力低下が浮き彫りになったと指摘しています。本市はどのような結果でしたか。

また、この4月から上牧・下牧地区は、学校再編成により牧谷小学校としてスタートいたします。それに伴い、ほとんどの児童が通学バス通学になります。今までより体力の低下が懸念されます。今回の調査によりますと、福井県は小学校では男女とも1位、中学校では男女とも2位のトップクラスの成績でした。体力向上に向けての取り組みが、縄跳び、マラソン等取り組まれているその結果だと報道されております。本市における体力向上に向けての特別な取り組みはなされていますか、また、この通学バス利用によるといった体力の減退が懸念される中で、今後どのような計画を立ててみえますか、お尋ねをいたします。

3点目に、杉花粉抑制対策について、森づくり施策の中に、特に杉林の間伐、枝打ち等の対策ができないかを産業振興部長にお尋ねをいたします。

杉花粉の飛散する季節になり、花粉症でお悩みの方は近年特に多くなっているのではない

でしょうか。その対策として、発生源対策を講じなければならないと思います。少し気をつけて身近なところを見ますと、杉の大木、杉林が目につきます。発生源対策として、花粉を飛散する杉林の伐採、従来の品種に比べて花粉量が1%未満の杉の植樹がえ、杉林の間伐、枝打ち、広葉樹林への転換等あると思います。こうした事業展開により、少しでも杉花粉の飛散を抑制することが市民の健康保持のためにも必要と思います。本議会にも国民健康保険料の引き上げ案が提案されておりますが、保険料抑制の一助にもなると思います。ぜひ事業展開していただきたく、取り組みについてのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 武井議員の一般質問の1点目、本年2月2日から4月1日までに誕生した乳児に、定額給付金と同額が祝い金として支給できないかについてお答えをいたします。

定額給付金につきましては、できるだけ早い時期に市民の皆さんに支給できるよう、現在その準備作業に努めているところでございます。

ただいまお話のありましたように、定額給付金は、平成21年2月1日現在を基準日として、住民基本台帳に記録されている全員の方と、外国人登録原票に登録されている方で一定の要件を満たした方が給付の対象者と定められております。国におきましては、当初の段階では基準日を1月1日現在とするとの考え方もございましたが、国の第2次補正予算成立時期等も視野に入れ、できるだけ給付時期に直近させる形で、最終的には2月1日と定められたところでございます。しかしながら、関連法案等の成立が3月4日となり、給付の開始時期も当初の予想より先に延びたことに伴いまして、結果的には基準日以降に出生された定額給付金の支給対象とならない子供さんが全国では相当数おられると思います。いずれかの期日をもって基準日と定めなければならないとはいえ、こうした御家庭では、不公平感を感じられる御家族の方も見えるのではと思っております。

こうした中、新聞等の報道によりますと、全国の市町村の中には、同じ学年になる子供さんの間で、ことしの2月2日から4月1日までに生まれたお子さんには給付金が支給されないのは公平性に欠くとの思いから、何らかの形で定額給付金と同額をこうした新生児にも支給できるよう検討されているところもございます。県下におきましては、御嵩町が独自の制度として新生児に対する応援給付金を予定されておりますが、そのほかには今のところこうした制度は特に設けられておりません。

ただいま議員から、本市独自に本年度末までの出生児にも給付金と同額をお祝い金として支給できないかとお尋ねございますが、市といたしましては、国の定額給付金給付事業費補助金要綱に基づきこの事業を実施することとして、臨時市議会におきまして定額給付金に関する補正予算をお認めいただいたところでございます。

定額給付金は、住民への生活支援と地域の経済対策を目的として実施され、一定の基準日に基づき給付の対象者や給付額が決定されているもので、予算編成時には2月1日以前の新生児には2万円が支給され、2月2日以降の新生児には支給されないことや、基準日を境に18歳と19歳、64歳と65歳の方では、受給額に8,000円の開きが生ずることなどは承知してお

りました。こうした差の解消を定額給付金とは切り離し、市単独の制度として実施できないか検討したところではございますが、祝い金など新たな対応は行わないこととしたところがございます。

なお、子育て支援につきましては、来年度から子供医療費の無料化を中学3年生まで拡大することを初め、保育の充実等子育て支援に一層努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 武井議員の2点目の一般質問、文部科学省から1月21日に調査結果が出されました児童・生徒の体力・運動能力の本市の対象校結果と、今後の体力向上に向けての取り組みについてについてお答えをいたします。

文部科学省から発表された平成20年度の「全国体力・運動能力・運動習慣等の調査」の結果が発表されました。それによると、全国的な子供の体力低下が浮き彫りになったと指摘しています。

本市においては、対象となった小学校5年生男女、中学校2年生男女ともに全国平均を上回る結果が出ております。

このような結果が出たことについては、市内の小・中学校において、児童・生徒の体力向上のための体育の授業の充実、朝や業間の時間を活用した体力づくりの取り組み、部活動や課外のスポーツクラブ等への積極的な参加の奨励等により、今回の結果に結びついているものと考えております。

しかしながら、学校再編成によりスタートする牧谷小学校においては、スクールバス通学をする児童が全校の大半を占めるという状況が生まれることや、運動する習慣の減少という状況があり、今後の児童・生徒の体力の低下が懸念されるところです。

そこで、本市においては、小・中学校の学校における体力向上に向けた取り組みをさらに充実させるとともに、学校を通して保護者や地域社会に対して児童・生徒の体力低下が懸念されている現状を積極的に伝えてきたいと考えております。そして、保護者や地域の方々の協力を得ながら、日常生活の中で児童・生徒の体力向上のためにできることを考え、提案していきたいと考えております。

少子化が進み、親の子供に対する養育の姿勢も以前と比べると変わってきております。学校や塾への送迎、危ないことはさせないという世の中の風潮、不審者等の出没による社会不安があります。そのために、日常生活の中で児童・生徒に自由に行動させ、さまざまな体験をする中で基礎体力の向上が期待できたかつての状況とは違ってきていることも事実であります。しかし、次代を支える子供たちの体力向上ために大切なことは何かを見きわめ、子供たちの指導に当たることの重要性を感じております。そのために、市として取り組んでおります「日本まん真ん中まるごと川の駅構想」や「サイクルツアアーシティー構想」を進めて安心・安全に散歩ができ、自転車に乗られるように自転車道の整備に努めてまいります。

また、地域の見守り隊と協力して児童・生徒が地域を安心して行き来できるようにするな

ど、学校・家庭・社会が協力をして取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 武井議員の一般質問の3点目、杉花粉抑制対策について、森づくりの施策の中で、特に杉林の間伐、枝打ち等による対策ができないかについてお答えいたします。

花粉症は、今や国民の5人から6人に1人が罹患すると言われ、国民的な広がりを見せており、国全体として積極的に取り組む必要のある疾病であります。特に杉花粉の量は、前年の夏の気象条件と密接な関係があり、夏の日射量が多く、降水量が少ないほど翌春の花粉量が多くなる傾向がわかっています。そうしたことから、ことしは花粉量が多くなると予想されております。

さて、美濃市では森林面積が9,310ヘクタールで、市の総面積の8割を占めております。このうち、人工林は4,780ヘクタールで51%を占め、杉の人工林は約1,000ヘクタールでございます。この人工林が間伐、枝打ち等により適正に管理されることが花粉症対策に対する最大の効果になるのではないかと考えております。間伐等の実施につきましては、現在、国・県・市の補助で、森林所有者の負担はほとんどない間伐実施確保対策事業により、平成17年度には107ヘクタール、平成18年度には148ヘクタール、平成19年度には138ヘクタール、平成20年度には150ヘクタールと、毎年事業を拡大してまいりました。平成21年度には250ヘクタールと、大幅に事業を拡大する所存でございます。さらに、平成21年度の国の緊急雇用創出対策事業において125ヘクタールの上乗せを行う予定であります。杉の間伐を中心に考えていきたいと思っております。

また、美濃市の景観である森林を健全に育成し、森林の持つ多目的な機能を十分に発揮させるため、美濃市森の環境づくり推進委員会を昨年7月に発足させました。この委員会では、実効性ある委員会とするため、放置人工林対策と里山景観林の部会を設け、地域全体が一体となって森林管理を推進するため取り組みを始めました。今後、この委員会でも、花粉問題を含めた活動を積極的に行っていきたいと考えております。また、森林所有者には、杉の間伐に協力していただけるよう働きかけたいと思っております。さらに、昨年3月に発足しました美濃市森林ボランティアクラブと連携を図りながら、沿道間伐、枝打ち作業も順次取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 答弁ありがとうございました。

定額給付金と同額を、本年2月2日から4月1日までに誕生した新生児にも祝い金として給付していただけないかということをお願いしたんですが、2月度の新生児は8人ですか、3月もそういうような状況だというと20人未満かと思われるんです。そういった関係で予算

的な面、また18歳過ぎた人と、65歳に満たない人というような形で8,000円の差額というようにいろいろな関係もあって、こちらに寄附した場合はそちらの方もという形もあったと思われるんですが、よく考えてみますと、この新生児に対しては、給付金という形がゼロということをするときに、事務的な機関ともいろいろ検討しても、できるという状況ではないかという思いで、私はぜひともこれが取り入れられていただけるんじゃないかと期待しての質問でしたが、残念ながらそういった答弁ということで、もし再検討いただければということをお願いをしておきます。

また、学校の体力測定の結果についてですが、幸いなことに美濃市においては平均以上であったというような発表があったんですが、これから学校再編成に伴う牧谷小学校の児童においては、ほとんど今までの徒歩による学校への登下校からスクールバスということで、今年度からはそういったことに対する体力低下も懸念されますが、時が経過することによって、そういった視点も消えていく、こういったことを私は大変心配するものですので、どうか3年後、今の体力とバス通学をしたときにこんな結果になった、やっぱり皆様の協力で全然そういったことやなしに、前より体力が向上したという結果が出れば本当に幸いですが、体力低下につながったということについてはきちっとしたデータをもとに、またひとつ新しい取り組みをしていただけるよう要望をしながら一般質問を終わらせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は、世界的な金融危機の中で従業員の解雇が進んでいるが、雇用の場を醸成する対策として、関係機関と連携を密に、森林の再生を図る施策が講じられないかという質問であります。

企業による派遣従業員の解雇は、3月末には全国的には12万人、14万人とも言われ、解雇された従業員の方々は、仕事がなければ生活が成り立たない状況に追い込まれております。

先般、美濃市が主要な市内企業17社を対象に行った雇用状況調査では、10月1日現在、非正規従業員1,166人のうち、3月末には582人が解雇される予定となっているようです。そうした方々の雇用の場として、あるいは受け皿として、林業再生の後継者としての人材育成を行う就労の拡大ができないか質問をいたします。

最近、テレビ番組でもこれから雇用の場として林業従事者の育成に力を入れているある県の報道があり、ベテランの方と新米の方がコンビを組んで間伐作業の映像を映しておりました。関係者の方は、大変厳しい仕事ではあるが、やりがいがある仕事だと言っておられました。どんな仕事でも技術やわざをマスターするには3年ぐらいはかかります。特に林業は、危険も伴う仕事ですから、厳しい環境で働かなければなりませんので、これまでは敬遠されてきた面があります。しかし、だれかが、いつかは、林業再生のために意欲を持たなければなりません。今がそのチャンスでもあると思います。

さて、先ほど来から言われておりますように、美濃市は、森林面積が市全体の80%以上を占めており、市長も施政方針で森林の整備について触れられており、都市景観の部分では、

森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、里山の整備や間伐を行い、市民参加の森林の景観づくりや保全活動を行う。また林業について森の環境づくりを進め、間伐事業や森林整備地域活動支援事業の実施、森林ボランティアの育成で荒廃の進む里山の整備・保全に取り組み、森林文化アカデミーを卒業した若者の定着、林業の起業家支援など表明しておられ、森林整備に力を入れようとする市の姿がうかがえますが、大事なことは、林業を自分の職として働いてもらえる人材をいかに育てていくのか、その受け皿づくりを関係機関がどう構築するかではないでしょうか。

日本の経済は、余りにも外需頼みでした。今こそ、内需を基本とする政策に転換していかなければならないと思います。第1次産業である農業・林業・漁業が元気になってこそ、日本の将来に光を見出すことができると私は思います。林業への雇用の創出は、市だけでできることではありません。県の農政部、森林組合、森林文化アカデミーなど、関係機関と連携し、雇用の場の創出づくりを行えば、そのことが森林の再生に結びつくことでもありますので、ぜひ検討してはどうかと思いますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

質問2点目、市長は施政方針で、下水道の水洗化率の向上について全庁的に取り組んでいくとされておりますが、具体的にどんな取り組みをされるのかお尋ねをいたします。

御承知のように、下水道事業は、市民の健康的で快適な生活環境と水質の保全を図るため、当市においての公共下水道は、長良川右岸処理区では平成8年7月から大矢田、藍見地区で供用開始、長良川左岸処理区のみ濃、中有知処理区は平成14年7月から供用開始、長瀬処理区は平成20年5月に供用開始しております。一方、農業集落排水事業では、上野地区を皮切りに、安毛、前野地区、上河和地区、板取川右岸地区、蕨生、神洞地区、富野地区など供用開始してきました。処理場建設には国の補助があるものの、市の借金も多額になってきます。平成19年度決算では、市からの繰入金約5億3,000万円。公債費の元利償還金が約5億8,000万円となっており、市財政を大きく圧迫しております。

こうしたことから、私は昨年の6月議会で水洗化率を高めるよう要望したところでございます。今日のような不況の中では、工事費など多額なお金を必要としますので、大変困難ではありますが、市は、皆さんの要求の大きかった下水道の整備に厳しい財政状況の中で多額の資金を投入し、力を入れたわけでございますから、市民の皆さんにも水洗化率が上がるよう協力していただければと思うわけでありまして。客観的に見て、困難な世帯は除いて、一般的な家庭については、現状をよく説明し、一戸一戸の状況をつかむことが必要ではないでしょうか。これまでの市の取り組みは、広報やホームページなど水洗化率の増加のために啓発活動をしてまいりましたが、直接市民に働きかけることがなかったと思います。その点では、弱かったと思います。金銭的なことも相談に乗り、汚れた水は河川に流さないという意識を全市民の皆さんにも持ってもらえれば、もっと水洗化率が上がると思います。

市長の施政方針では、平成20年度末の水洗化率は公共下水道で52.2%、農業集落排水では75.2%の見込みだと言われておりますが、今後、水洗化率を上げるため、全庁的にどのような取り組みをされるのか、質問をいたします。

質問の3点目に入ります。3点目は、給食センターのボイラーは耐用年数も過ぎ、老朽化が進んでいると聞くが、なぜ予算措置ができないのか、質問をいたします。

給食センターは、昭和54年に建てられ、既に30年が経過しており、将来はこのセンターそのものの建てかえが必要になってくると思います。

さて、この給食センターのボイラーが老朽化し、取りかえの時期が来ていると思いますが、予算措置ができず今日に至っております。この話を聞いたのは、たしか3年くらい前でした。かつてボイラーがとまり、予備の電源で回したことがあったと聞いております。言うまでもなく、センターは児童・生徒の給食をつくっているところであり、冷暖房がとまるような事故が起これば大変なことになります。なぜ、これまで予算措置ができなかったのか。優先順位からすれば、優先すべきことであり、そうしたことを後回しにするようなことは納得できません。市は、どう対応してきたのか、これまでの経緯について質問すると同時に、一日も早い予算措置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の質問の1点目、世界的な金融機の中で、従業員の解雇が進んでいるが、雇用創出の場を醸成する対策として関係機関と連携を密にし、森林の再生を図る施策が講じられないかについてお答えいたします。

昨年の世界的金融危機以降、雇用情勢は非常に厳しいものがありまして、ハローワーク関管内におきましても、ことし1月の有効求人倍率は0.66倍となっております。議員御指摘の林業就業者につきましては、平成17年の国勢調査では全国で4万7,000人となっていて、長く減少傾向が続いております。

美濃市では、昭和30年当時の296人が、平成17年の国勢調査では13人となっており、激減をしているところであります。

間伐等の森林作業につきましては、美濃市では、中濃森林組合、NPO法人柚の杜学舎、岐阜県森林公社等により実施されており、現在個人で伐採、枝打ち業務に従事している方は、皆無であります。今後、新規の就業者をいかに確保していくかが課題となっておりますが、技術の習得に要する時間がかかるとともに、危険を伴う業務であるため、希望者はほとんどありませんでした。しかし、現下の雇用情勢により、雇用創出の場として林業が見直されております。国では、林業就業に意欲のある若者、都会からのIターン、Uターン、他産業従事者、フリーター等の方を対象に平成21年度から研修に対して助成を行っていくことになりましたが、高度な技術を要するため、研修には3年間を必要としています。1年目が植えつけ、下刈り、間伐等基本的な技術、2年目が風による倒木、かかり木といった高度な技術を必要とする作業、3年目には森林施業効率化の研修となっており、一人前の林業従事者になるには、3年間が必要とされております。また、岐阜県の林業関係の雇用窓口となっている岐阜県林業労働力確保支援センターでは、県内の林業事業体は零細な企業が多く、5人以下の事業体が全体の6割を占めております。こうした事業体はしっかりとした雇用計画を持って

いないので、この機会をとらえ指導する考えであるとのことであります。

美濃市としましても、県等の関係機関との連携を密にし、他の産業と異なり、危険や高度な技術に伴う業務でありますので、国のふるさと雇用再生特別交付金事業を活用するよう、中濃森林組合、NPO法人柚の杜学舎等に働きかけ、人材育成事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、一般質問の2点目、市長は施政方針で、下水道の水洗化率の向上について全庁的に取り組んでいくと言われているが、具体的にどんな取り組みをされるのかについてお答えをしたいと思います。

下水道は、快適で潤いのある生活環境を改善するだけでなく、公共水域の水質保全を図り、豊かな自然と恵まれた水環境を汚染から守り、子供たちの未来に安心して暮らせる環境を引き継ぐために重要な役割を果たすものでございます。このため、平成27年度汚水処理人口普及率100%を目指して、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備に積極的に取り組んでまいりました。

本年度は、公共下水道長瀬浄化センターの脱水機設備と汚水管渠整備を行い、長良川処理区では、保木脇、口野々、松森等で汚水管渠整備をいたしました。この結果、20年度末の整備率は、公共下水道の長良川右岸処理区が100%、左岸処理区が99.6%、長瀬処理区は100%となり、農業集落排水では、乙狩地区が完成し100%となりました。美濃市の農業集落排水を合わせた下水道の整備率は99.7%に達します。来年度は、左岸処理区の汚水管渠整備と、舗装復旧の一部を残して今年度で建設事業は一段落をいたします。

議員御質問の下水道の水洗化率の向上についてでございますが、岐阜県が公表した平成19年度末現在の市町村別水洗化率は、公共下水道で県平均81.25%に対して美濃市は54.21%でございます。また、農業集落排水では、県平均78.13%に対して美濃市は71.93%で、県内21市で比較しますと、ともに下から3番目と、まだまだ低い状況にあり、なお一層の水洗化促進を図る必要があります。下水道への接続のおくれることにより、生活雑排水等の影響のため、長良川を初めとする河川や水路、地下水などの水環境が悪化し、自然浄化では追いつくことができない状態になります。このことを心配しております。このため、下水道法では、下水が使えるようになってから、くみ取り便所では3年以内、台所やお風呂などの生活雑排水と単独浄化槽は速やかに下水道に接続することになっております。

後期基本計画では、平成22年度末の水洗化率の目標値を公共下水道で77.3%、農業集落排水80.8%に設定し、積極的な接続啓発に努めております。

現在、水洗化率を上げるため、広報の公共下水道特集や水洗化促進のリーフレットのほか、ホームページにおいて下水道を利用される市民の方々にPRをし、水洗化の促進を行っております。

昨年5月に供用開始をいたしました長瀬処理区では、長瀬、立花地区で水洗化に向けた地元説明会を開催し、啓発に努めてまいりました。本年4月に供用開始いたします左岸処理区の保木脇、口野々地区と農業集落排水乙狩地区の地元説明会を予定しております。

今後は「もったいない運動」の重要な柱として、上下水道課職員のみならず、部課を超え、全職員体制で水洗化向上班を組んで、地元集会などの機会に下水道接続の必要性を説明し、市民の協力が得られるよう啓発活動を展開してまいります。

供用開始から3年を経過した、特に水洗化率の低い区域を重点地区として、未接続世帯へ接続啓発文書の配布や戸別訪問、未接続の理由などの聞き取り調査を行って、さらなる水洗化の推進に努めていきたいと存じます。

また、民間の組織である美濃市上下水道協同組合の協力も得ながら、具体的に安い工事費で済む工法を研究していただき、各接続家庭へのPRに努めてもらい、さらなる水洗化率の向上に向け努力してまいります。

水洗化の目標達成により、下水道事業の健全な運営に努めてまいりますので、議員の皆様のお協力もお願い申し上げたいと存じます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） それでは、塚田議員の一般質問の3点目、給食センターのボイラーは耐用年数も過ぎ老朽化が進んでいると聞くが、なぜ予算措置がされないのかについてお答えします。

給食センターは、身体の発育期にある児童・生徒にバランスのとれた栄養ある給食を提供し、児童・生徒の体位向上や健全育成、食生活改善等を図る目的で運営しており、毎日2,000食ほどをつくっております。

議員御指摘の給食センターのボイラーは、調理業務から食器洗浄、冷凍庫などの冷却に欠かせない設備で、現在稼働しているボイラーは平成10年8月に購入し、10年半が経過しております。ボイラーの耐用年数は10年から12年でございますので、設備の適正な管理のため、19年度から定期的に業者による清掃・点検を行っております。現在のところ異常は見当たらず、順調に稼働している状況でございます。

しかしながら、清掃・点検を行う以前にはボイラーが故障したことがありましたが、そのときは業者に緊急に代用を依頼するなどして、給食業務の中止までには至りませんでした。今後におきましては、円滑な給食業務を遂行するため、ボイラーの定期的な清掃・点検を行いながら適切な管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 3点とも要望を満たしております。

まず1点目の林業の雇用についてであります。答弁では林業を雇用創出の場や、森林の再生を図る施策について、県との連携を図りながら、森林組合などの国のふるさと創生特別交付金事業の活用を呼びかけ、人材育成に取り組むということですが、私も実は林業の就業については県の農政部へ問い合わせました。そこで相手が言われたのが、最近では木材の

利用についても外材より国産材、いわゆる日本の木が使われるようになった、そういうふう
に言われておりました。そして、県の関係機関への就労の問い合わせは2件ほどあったと。
そして、この身近な中濃森林組合でも最近入られた方があるようであります。

また、県内では中津川に木材を合板する工場があるということです。県の方は、そういう
ようないわゆる山から木を出して、その木をどこで処理するか、そういうルートをつくって
いきたいということで、今後、中津川だけじゃなしにほかのところでもこのような施設がつ
くれないか検討していくと言われました。

さっき答弁でありましたように、この林業は、大変危険な仕事であり、またどちらかとい
えば好きこのんでやるという方は少ないと思うんですが、長い目で見て、やはり林業の再生
をこれから美濃市独自としても図っていくという観点に立って、今後の人材育成のために取
り組んでほしいと思います。

また同時に、特に最近では失業し、そして関の職安へ行ってもなかなか仕事が見つからな
い、こういう状況があるわけでございますので、そういう方々の受け皿に林業になるように、
県とも連携を強めて働きかけられるよう要望しておきます。

2点目の下水道の水洗化率の向上についてでございます。

快適な生活をする上で、住環境の整備は欠かせません。今日はどこの市町村へ行っても、
下水道の整備については完了あるいは着々と進められております。県内でも御承知のように、
岐阜市あるいは関市はいち早くこの下水道整備に取り組み、水洗化率も上がっているので
ございます。平成20年度の農業集落排水をあわせた市の下水道の整備率は99.7%になるよう
です。ところが、答弁にもありましたように、水洗化率は公共下水、そして農排でも県内21
市のうち下から3番目という低い状況にあります。ですから、これまで下水道課として、水
洗化率の向上のために取り組んでこられました、しかし、これから水洗化率を上げるために、
どういう手を打っていくのか、これは先ほど市長の答弁でもありましたように、やはり一戸
一戸の家庭の状況をつかむことが前提条件になるかと思えます。ですから、市の職員あるい
は我々議員も一丸になって、機会あるごとに市民の皆さんに水洗化の協力をお願いするとい
うことは非常に大事であると思えます。

もう一つの点として、接続をしようと思っても、どうしても資金の面、お金が必要です。
その点について、これまでは銀行で借りた場合は利子分、いわゆる3%以内を市が補てんを
しているわけですが、なかなかそうはいつでも借りたものは返していかなければいけ
ないということもあるので、手が出せないという状況にもあります。ですが、そこら辺も十
二分に説明をしていただいて、資金面での相談にも乗ってあげるということも大事である
というふうに思えます。そして、先ほども言いましたような、この下水道事業での先進地、岐
阜市や関市、そこでの水洗化率を上げるためにどんな取り組みをされたのか、参考になると
思えますので、ぜひそこら辺の状況もつかみながら、美濃市の水洗化率の向上のために一丸
になって取り組まれることを要望しまして、私の質問を終わります。

それから、最後の1点です。給食センターのボイラーについては、今、答弁では、耐用年

数は来ているが、今のところ支障はないということではありますが、しかし、こういうものは機械物でありますので、いつどうなるかわかりません。ですから、やはり事故があつてからでは遅過ぎますので、もう事前に取りかえるということは必要かと思っておりますので、ぜひ早い時期に予算措置がされるように要望しておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（日比野 豊君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第4号から議第45号までの40案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月16日午前9時から、民生教育常任委員会は3月17日午前9時から、産業建設常任委員会は3月18日午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から3月22日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から3月22日までの9日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日は、これをもって散会いたします。

3月23日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時17分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年3月13日

美濃市議会議長 日比野 豊

署 名 議 員 平 田 雄 三

署 名 議 員 児 山 廣 茂

平成21年 3 月 23日

平成21年第 2 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成21年 3 月 23 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 4 号 平成21年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 5 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 6 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 7 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 8 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 9 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第11号 平成21年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第12号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第13号 平成21年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第14号 平成21年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第14 議第16号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第17号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第18号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第19号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第20号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第21号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第22号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第21 議第23号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第24号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第23 議第25号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第30号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第31号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第32号 美濃市地域活動支援センター設置条例について
- 第31 議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第34号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第35号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第36号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について
第35 議第37号 美濃市観光駐車場に関する条例について
第36 議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例について
第37 議第39号 美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第38 議第40号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第39 議第41号 中濃消防組合規約の変更に関する協議について
第40 議第44号 市道路線の廃止について
第41 議第45号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

第1から第41までの各事件

(追加日程)

- 議 第 46号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
議 第 47号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
市議第1号 岐阜地方法務局の管轄支局としての存続を求める意見書
市議第2号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
-

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君

建設部長	平林泉君	建設部参事兼 上下水道課長	丸茂勝君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬壽君
美濃病院 事務局長	岩原泰君	総務課長	梅村健君
秘書課長	古田則行君		

職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	平野廣夫	議会議務局長 議次	井上司
議会議務局 書記	太田博康		

開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春の両君を指名いたします。

第2 議第4号から第41 議第45号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 日程第2、議第4号から日程第41、議第45号までの40案件を一括して議題といたします。

これら40案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） 今期定例会において、総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時から委員全員の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成21年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職

員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 中濃消防組規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） 今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成21年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成21年度美濃市老人保健特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成21年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成21年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、民生教育常任委員会

の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 美濃市地域活動支援センター設置条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号 美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君。

○産業建設常任委員会委員長（野倉和郎君） おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成21年度美濃市一般会計予算中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成21年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係

職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号 美濃市観光駐車場に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第40号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 市道路線の廃止についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に上程されました議案について、反対するものにはその反対理由を、意見あるものには意見を申し上げ、討論といたします。

昨年秋以降、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪化しております。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、国民はまさに悲鳴を上げております。

急速な景気後退の背景には三つの要因があると思われます。第1に、労働規正法の規制緩和によって非正規労働者を急増させたことであります。第2に、極端な外需頼み、特にアメリカに依存する脆弱な経済をつくってきていることであります。第3に、規制緩和と金融自由化によって、金融危機が実体経済に波及しやすい構造になっていることであります。これらの要因が絡み合った景気悪化による未曾有の苦しみがもたらされております。

さて、国の新年度予算は、一般会計の歳出総額が約88.5兆円、他方、税収は約46兆円にとどまり、2008年度予算より7兆4,510億円落ち込む見通しです。この結果、国債の発行額は約33.3兆円となり、4年ぶりに30兆円の台を超えてことになります。この2009年度予算案に加えて、2008年度第1次補正予算、第2次補正予算を合わせると、一連の経済対策の事業規模は約75兆円となります。しかし、待ったなしの緊急対策が求められているにもかかわらず、第2次補正予算の提出を年明けに先延ばしした結果、景気対策を発表してから3ヵ月も後になりました。スピードも規模も、求められている水準には達していません。しかも、最大の問題は、その中身が国民の声にこたえるものになっていないことであります。

さて、こうした背景のもと編成された美濃市の新年度予算は、市民の暮らしを守る予算になっているのでしょうか。

まず、議第4号 平成21年度美濃市一般会計予算中、歳出2款 総務費、1項 総務管理費、14目 地域づくり支援事業費2,450万円であります。この事業の目的は、地域のコミュニティーの活性化を図り、地域の活力を引き出すために、地域住民みずからが考え取り組む事業に対して財政支援を行い、市民協働の地域づくりを進めるとあり、3年間の継続事業として平成20年度から始まりました。共産党は、この事業は地域の箱物づくりのためのもので、本来、市が責任を持ってやらなければならないことをこの事業に取り入れられる可能性が高い、市民の皆さんの貴重な税金はこんな使い方をするのではなく、市民の暮らしを支える予算にすべきだと反対をしました。結果、私たちが指摘した傾向になっております。現在でも、市との調整がついていない地域があるように聞き及んでおります。

本来、予算をつける場合は、市民の皆さんから要望があつて予算をつけられますが、この事業は全く逆で、予算が先にありきであります。自治会を初め関係者の皆さんは大変苦労されました。ソフト面を重視した活用ができなかったのか。新年度においても2,450万円が計上されておりますが、大切な税金を有効に使うため、もっと他の方法があると思います。失業者がふえている昨今、雇用の創出とか、市民生活を応援する使い方に切りかえるべきと考えます。よって、この予算には反対をするものであります。

次に、議第9号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計及び議第10号 平成21年度美濃市下水道特別会計についてであります。

新年度予算の農業集落排水事業では、これまで一般家庭が1ヵ月に使用する料金を190円引き上げ、下水道では200円引き上げ、利用者負担を盛り込んだ予算となっており、条例改正で反対しましたので、本予算にも反対をするものです。農業集落排水や下水道事業は利用者に使用料を上げるのではなく、水洗化率を向上させるために全庁的にしっかり取り組まれる

よう要望しておきます。

次に、議第33号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対理由を述べます。

今回の国保税の引き上げは、市は、医療費の伸びで、基金保有高がそのまま推移をすれば平成21年度末見込みでは約3,000万円になることから、引き上げをしたいと説明がありました。この提案では、平成20年度と比較すると世帯当たり1万6,500円、1人当たり8,585円の引き上げで、上げ率は10%となっております。現状でも、各種税金の中で最も負担の大きい税目となる世帯が多数を占める上、国保は低所得者層や高齢者の割合が他の保険に比べ最も多くなっており、高齢者が多ければ当然医療費はふえていきます。国保財政を安定的に運営するには、国の補助率を上げることなくして解決できません。金融危機により雇用が不安定になり、今後一層暮らしが脅かされる状況が予想され、国保税が払えない世帯もふえてくると思われます。負担能力の限界に来ております。基金保有高も、県内では美濃市より少ない市が5市あり、中でも岐阜市はゼロであります。不況のときだからこそ、一般会計からの繰り入れをふやすとか、基金を取り崩して対応し、税率を維持することが求められます。基本的には、国保に対する国の補助率を上げることが急務になっていると思いますので、市長はその先頭に立ってほしいと要望しておきます。

また、その予算措置である平成21年度美濃市国民健康保険特別会計にも反対するものであります。

次に、議第38号 美濃市立小中学校体育施設等開放条例についてであります。

教育、福祉に関する公共施設は、利用されることに価値があり、受益者負担を求めることは利用の抑制につながると思います。公平・平等のためとするなら、現在有料としている体育施設、生涯学習施設を無料化し、公平を期すことこそ道理に合っております。

一般質問に、他市はほとんど有料化し、美濃市は遅いくらいとだと答弁されましたが、他市が有料であっても、スポーツ活動を旺盛にするため美濃市は無料であることが他市にはまねのできないことであり、当市のすぐれた面がきらりと光るのではないのでしょうか。よって、この条例に反対するとともに、関連する一般会計予算にも反対をするものであります。

新年度予算は、受益者負担の公平の名のもとに市民負担がふえており、不況の中、市民の生活はますます苦しくなろうとしております。不況だからこそ、市は、もっと市民生活を応援する予算にすべきと思います。

最後に意見を申し述べます。

予算の中には、共産党がかねてから要求していた市庁舎の耐震補強工事の予算が盛り込まれていること、子供の医療費が中学校3年生まで通院も入院も無料になっていること、また国の第2次補正により妊婦健診が拡充され、14回すべて無料になりましたが、平成23年度以降も継続されるよう要望しておきます。

さらに、市長の施政方針では、森林整備に力を入れようとする姿勢がうかがえ、雇用の創出や森林再生の今後の取り組みに注目したいと思います。その他、一々触れませんが、すべ

て賛成をするものであります。

以上をもって討論を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 私は、清流会を代表いたしまして、本定例会に付議されました全議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

平成21年度は、第4次総合計画後期基本計画の目標を着実に仕上げていく年であり、美濃市の将来に向け、健全財政を堅持しつつ持続可能な発展を期して、市民と協働したまちづくりを進める上で大変重要な年であります。

しかしながら、100年に1度と言われる世界的な経済金融危機により景気は大きく後退をしており、国では緊急経済対策を初め生活防衛のための大胆な実行予算措置を講じているものの、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。

こうした中、平成まちづくり改革を着実に推進しながら、美濃市の将来に向かって健全財政を維持しつつ、市民の皆様、行政、議会が一丸となり協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを推進していく必要があります。とりわけ、市民の市政あるいは新年度予算に対し、市民の暮らしに直結する福祉、健康、教育、防災等に対する期待は高いものがあります。

新年度の予算規模は、平成20年度に牧谷小学校の改築事業や観光ふれあい広場整備事業等を実施したことや、公共下水道事業や農業集落排水事業が一段落したことにより、対前年比で一般会計が7%の減、総額で10%の減となり、公的資金の繰上償還を除きますと、実質的には一般会計では6.9%の減、総額では8.1%の減となりますが、厳しい財政状況の中、堅実かつ現実型の予算と考えております。

新年度予算の施策には多くの新規事業、拡充事業が盛り込まれ、将来に希望の持てるバランスのとれた内容となっており、大いに評価をするものであります。

第4次総合計画後期基本計画の五つの基本目標を達成するため、六つのオンリーワンを重点目標に21世紀のまちづくりを推進し、市民福祉の向上を目指すこととなっております。

福祉面では、医療費について中学校3年生までの入院・外来ともすべて無料化とすることや妊婦健診の公費負担を14回に拡充すること、保育料の軽減措置、地域福祉、児童・障がい者・高齢者対策など安心して暮らせる施策が盛り込まれております。

健康面では、特定健診・特定保健指導の指導体制や受診体制の充実を初め、健康講演会、サイクリングモニター事業など、市民総参加の健康づくりの施策があります。

教育面では、少人数指導や基礎学力定着指導を初め、図書館教育や生涯学習等の充実等、教育環境を向上する上で大変意義ある施策であります。

防災面では、災害時における司令塔となる市庁舎の耐震化や中有知地区の生涯学習施設を兼ねた地域防災交流センター建設事業、耐震診断費・耐震補強費助成、ひとり暮らし老人や高齢者、障がい者宅への住宅用火災警報器設置助成など安心・安全対策の事業があります。

これらのほか、火葬場改築事業など生活環境事業、土地区画整理事業、サイクルシティー

関連道路整備、生活道路整備、上下水道事業等、市民生活や教育・文化の向上など適正な予算内容となっております。

以上のように、第4次総合計画のまちづくりのテーマである「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」の施策展開が図られ、着実に「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりが進められる将来を見据えた予算となっており、評価をするものであります。

しかしながら、景気後退に伴う厳しい財政事情は、まだまだ続くと思われまます。

今後とも社会構造の変革に的確に対応した事務事業の見直し、経費の削減、自主財源の確保等、健全財政を確立すべく平成まちづくり改革を着実に推進しながら、市民が健康で安心・安全に暮らせ、活力あるまちづくりのための施策を展開されることを望むものであります。

最後に、今議会の一般質問におきまして、市政全般にわたり要望、意見を申し上げておりますが、市民のニーズにこたえ、市民が健康で安心・安全な生活が営めるよう所要な施策を推進されますようお願い申し上げ、清流会を代表した賛成討論といたします。

○議長（日比野 豊君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第4号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第4号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手多数であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手多数であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第15号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第15号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第36号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第37号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第37号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第38号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより10間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第46号、議第47号の2案件が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第46号及び議第47号（提案説明・委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 議第46号、議第47号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第46号、議第47号の2案件について、秘書課長 古田則行君。

○秘書課長（古田則行君） それでは、議第46号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ6の議案集1ページをお開きください。また、赤スタンプ7の議案説明資料の1ページから3ページを御参照ください。

今回の改正は人事院勧告に基づき、1日の勤務時間を8時間から7時間45分にすることとしましたに伴い、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたので、これに準じまして再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間などを改めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正で、その第2条第3項中の再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の範囲を「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中の任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の範囲を「32時間」から「31時間」に改めるものでございます。

第6条は、1日の休憩時間の下限を1時間とする場合の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めるものでございます。

第7条は、交代制等勤務職員の休息時間について、市長が別に定めるものでございます。

第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第1条におい

て交代制等職員の休息時間を定めることといたしましたので、附則の休息時間の規定を削除するものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとしております。

以上で、議第46号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の2ページ、3ページをお開きください。また、議案説明資料の4ページ、5ページを御参照ください。

この条例改正も議第46号と同様の趣旨で改正するもので、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の形態を「20時間、24時間又は25時間」から、「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成21年4月1日からとし、改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による、育児短時間勤務の承認期間中に承認が失効等した後も短時間勤務を認め、引き続き短時間勤務をしている職員等について、改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律の第10条第1項（ロ）短時間勤務形態に適合するよう、任命権者が定めることができることとした経過措置を設けております。

以上で、議第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の議第46号、議第47号の2案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託いたします。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に総務常任委員会を第1委員会室にて開催する旨、総務常任委員会委員長にかわって告知いたします。お願いします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時34分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題の2案件について、総務常任委員会における審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） ただいま総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、休憩中に委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第46号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 以上で総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号 岐阜地方法務局の管轄支局としての存続を求める意見書及び市議第2号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第1号及び市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 市議第1号、市議第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、市議第1号について、5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） ただいま追加上程されました、市議第1号 岐阜地方法務局の管轄支局としての存続を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して提案とします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

登記所の統廃合が行政改革の一環として各地で進められています。

岐阜県内においても例外ではなく、統廃合が実施されつつあり、関市・美濃市を管轄する岐阜地方法務局関出張所も廃止の対象となり、岐阜地方法務局美濃加茂支局に統合されることとなっています。

岐阜地方法務局関出張所では年間約1万4,200件の事件を取り扱っていますが、近隣で存続されることとなっている岐阜地方法務局八幡支局においては約1万件で、支局でありながら出張所の取り扱い件数より少ないものです。また、近年の八幡支局での取り扱い事件数には、東海北陸自動車道の建設事業関係のものが多数含まれており、これは一時的な現象と考えられ、今後は取り扱い事件数が減少していくものと考えられます。

このように、事件数の少ない登記所が支局であるために存続され、事件数の多い登記所が出張所であるがゆえに廃止統合されることは、現状に即したものではありません。

よって、地域の状況を再考され、交通利便がよく岐阜県の中央に位置する関出張所を支局として存続されるよう強く要望します。

記1. 関市・美濃市を管轄する岐阜地方法務局関出張所を、関支局として設置存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月23日 岐阜県美濃市議会。

提出先は、法務大臣でございます。

○議長（日比野 豊君） 次に、市議第2号について、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） ただいま追加上程されました、市議第2号 薬害C型肝炎・ウイルス

性肝炎患者の救済に関する意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案とします。

それでは、議案集の4ページをお開きください。

平成20年1月の薬害肝炎訴訟の和解に伴って制定された「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに10年から30年を経過するのに、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。裁判所において国は、医師の証人調べや過重な裏づけ証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済を一層困難にしている。

薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎約350万人のウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん・死への恐怖にさいなまれ、命を失うものも多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めている。

よって、国におかれては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記1. カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。

2. ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を初めとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。

3. ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。

4. ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。

5. 薬害再発防止策の構築を図ること。

6. 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月23日 岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

○議長（日比野 豊君） 以上で、説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いた
しました。

次に市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いた
しました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、
会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思ます。これに御異議はご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって
閉会とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（日比野 豊君） これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第2回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、こんにちは。

平成21年第2回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月19日に美濃市におきましては、市内一斉に各世帯へ「定額給付金」「子育て応援特別手当」の関係書類を郵便物として発送させていただきました。本日より、市庁舎1階におきまして、市民の相談に乗っているところであります。今後は、市民の皆様から返送いただきました書類を整理させていただきます。できるだけ早く市民皆様のお手元に給付できるよう進めてまいりたいと思います。

さて、このたびの定例会におきましては、平成21年度一般会計予算を初めとする42件の議案及び追加議案2件につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

また、岐阜地方法務局関出張所の存続に関する意見書につきましては、市民生活に直結する問題でもあり、その存続に向けて、私も努力してまいりたいと存じます。

また、本日、議決いただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中、平成まちづくり改革推進行動計画に基づき、引き続き事務事業の見直しや経費の節減・合理化など徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を行い、小さくてもきらりと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指し、六つのオンリーワンのまちづくりを重点事業に掲げ、事業展開をしてまいる所存であります。

春分の日も過ぎ、先週18日に東海3県で一番早く岐阜市の桜の開花宣言が出されるなど日ごとに春めいてまいりました。新年度を迎え、議員各位には市政伸展のために一層の御活躍を賜りますとともに、健康に十分御留意を申し上げ、くれぐれも御自愛くださいますよう御祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 本定例会には、平成21年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政運営に尽くされますようお願い申し上げます。閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年3月23日

美濃市議会議長 日 比 野 豊

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第4号	平成21年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第15号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議第26号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第27号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第28号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第29号	美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第30号	美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第41号	中濃消防組合同規約の変更に関する協議について	原案可決

平成21年3月16日

総務常任委員会委員長 山口 育 男

美濃市議会議長 日比野 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第4号	平成21年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第5号	平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議第6号	平成21年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議第7号	平成21年度美濃市老人保健特別会計予算	原案可決
議第11号	平成21年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議第12号	平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議第13号	平成21年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議第15号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議第16号	平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第17号	平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第18号	平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第22号	平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議第23号	平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第24号	平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議第31号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第32号	美濃市地域活動支援センター設置条例について	原案可決
議第33号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第34号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第38号	美濃市立小中学校体育施設等開放条例について	原案可決
議第39号	美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年3月17日

民生教育常任委員会委員長 太田 照彦

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 4 号	平成21年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議 第 8 号	平成21年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 10号	平成21年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 14号	平成21年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 15号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 19号	平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 20号	平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 21号	平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 25号	平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 35号	美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 36号	美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議 第 37号	美濃市観光駐車場に関する条例について	原案可決
議 第 40号	美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 44号	市道路線の廃止について	原案可決
議 第 45号	市道路線の認定について	原案可決

平成21年3月18日

産業建設常任委員会委員長 野 倉 和 郎

美濃市議会議長 日比野 豊 様

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 4 6 号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 4 7 号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年3月23日

総務常任委員会委員長 山 口 育 男

美濃市議会議長 日比野 豊 様